History of the Amendment of Japanese Commercial Code in 1938—Part Ⅱ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10682

昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第二部

——改正法律案の公表から改正法の成立・施行と戦前の議論状況まで——

淺木慎一

第四章　商法改正法律案をめぐって
第一節　改正法律案の起草と公表
第二節　法律案と改正要綱との対照
第三節　改正法律案の概要——立案者による解説を中心に
(1)株式会社の設立
(2)株式会社の計算
(3)株式会社の定款の変更
(4)株式
(5)会社関係の訴
(6)社債
第四節　改正法律案をめぐる学界の議論状況
(1)昭和一一年①
(2)昭和一一年②

(3)昭和一二年
第五章　昭和一三年改正商法の成立とこれをめぐる議論
第一節　改正商法の成立と施行
第二節　康徳四年満州帝国会社法の成立――昭和一三年会社法の双生児
第三節　改正法をめぐる学界の議論状況
(1)昭和一三年
(2)昭和一四年
(3)昭和一五年
(4)昭和一六年
第六章　小　括

第四章　商法改正法律案をめぐって

第一節　改正法律案の起草と公表

政府は、法制審議会が議定して答申した商法改正要綱を法律案として起草すべく、司法省内に商法改正調査委員会を設けた[178]。調査委員会は、昭和七年一一月より商法法律案の起草を開始し[179]、昭和一〇年末に、立案作業を終えている[180]。

右の法律案は、同年一二月二六日に開会した第六八回帝国議会に提案されることとなったが、同議会において、当時の岡田啓介内閣に対する不信任案が提出され、翌昭和一一年一月二一日に衆議院が解散されたため[181]、成立するに至らなかった。それゆえ政府は、この法律案を世に公表したわけであるが、これによって、法律案をめぐる

議論もまた喚起されることとなった。

第二節　法律案と改正要綱との対照

昭和一一年初めに公表された商法改正法律案は、総則編五一か条（第一条ないし第五一条）および会社編のうち罰則を除く四三四か条（第五二条ないし第四八五条）であった。これに対応する旧法は、総則編四三か条、会社編二五四か条（罰則を除いて）であるから、会社法に力点を置いた大改正案であったといえよう。この改正法律案は、ほぼ改正要綱を踏襲して起草されている。ただし、起草に際して改正要綱を再審議し、あるいは追加または削除をなし、あるいは文言の変更等をなし、若干の相違を見るに至った部分もある[182]。

以下に掲げた対照表は、改正要綱の項目が改正法律案の条項にどのように投影されたかを容易に検索しうるように作成したものである。数字は、改正法律案の条項および改正要綱の項目番号を示すものである。

改正法律案	改正要綱
第二編　会社	
第一章　総則	
五六条二項	二四
五七条	二五
五八条一・二項	二六
六三条五号	二七
六四条四号	二七
六五条一項	二八
六七条	二八
第二章　合名会社	
第一節　設立	
第二節　会社ノ内部ノ関係	
七三条	三〇
七四条一項	三一
七五条	三二

第三節　会社ノ外部ノ関係	
八〇条二・三項	三四
八一条	三五
八三条	三六
第四節　社員ノ退社	
八六条	二九・三三
九一条	三八
九三条二項	三九
第五節　解散	
九四条	四〇
九五条一項	四一
九五条二項	四二
九六条	二八参照
九七条	四一・四二・二八参照
九八条二項	四三
一〇一条	二八参照
一〇四・一〇五条	四七
一一〇・一一一条	四七
一一三条	四九
一一四条	
一一五条一項	
第六節　清算	
一一七条二項	五一
一一七条三項	五〇第二項
一一七条四項	五〇第一項
一一八条二項	五〇第二項
一一九条	五〇第三項
一二二条	五二
一二五条一・三項	五四
一二七条	五三
一三一条但書	五六
一三四条	五七・二八参照
一三五条	五五
一三六条一項	五九前段
一三六条二項	五八
一三六条三項	五九・六〇
一三九条一項	六一参照
一四〇条	六一前段
一四一条	六二
一四三条	六三
一四五条	六四
二八参照	
四八	

第三章　合資会社	
一五四条後段	六五
一五五条	六六
一五七条	六七
一五九条	六八
一六〇条	六九
一六一条二項	七〇
一六二条一項但書	七一
第四章　株式会社	
第一節　設立	
一六六条二項	七三・七四
一六七条	七二
一六八条一項二号	一一〇・一一一
一六八条一項五号	七六・一一〇・一一一
一六八条一項六号	七七
一六八条二項	七八修正
一七〇条一項	八〇
一七二条	八五
一七五条二項五号・七号	八一
一七五条二項六号	八二
一七五条四項	八四
一七七条二項	八二
一八一条一項	八七
一八八条二項	八九
一九〇条二項	八二
一九一条	九六
一九二条	九一
一九六条	九三
一九七条一項	九四
一九八条	八三
第二節　株式	
二〇一条一項	九二
二〇五条	九七
二〇六条一項	九八
二〇九条一項	一〇〇
二一〇条	一〇一
二一一条	一〇一
二一二条二項	一〇二
二一五条二項	一〇五
二一六条	一〇五
二一九条一項	一〇七
二二〇条	一〇八
二二二条一項	一〇四
	一一二

二二三条　一一〇・一一一
二二四条三項　一〇六
二二五条　一一〇・一一一・九五第一項
三二〇条　九九

第三節　会社ノ機関
第一款　株主総会
二三三条　一一四
二三六条　一一五
二三七条三項　一一六
二四一条一項　一一七
二四四条　一一八
二四六条　七九
二四七条二項　一一九
二五二条　一二〇
二五三条　一二三
第二款　取締役
二五四条一項　一二四
二五六条　一二五
二五九条　一二四
二六一条三項　一二六
二六二条　一二七
二六三条一項　一一八
二六四条一項　一二九
二六七条二項　一三〇
二六八条一項　一三〇
第三款　監査役
二七六条二項　一三一
二八〇条　一二四

第四節　会社ノ計算
二八二条二項　一三八
二八四条　一二二
二八五条　一三四・一三五
二八六条　一三六
二八七条　一三七
二八八条　一三九・一四〇
二八九条　一四一
二九一条二項　一四二
二九二条　一四三
二九四条一項　一四四
二九五条　一四五

第五節　社債
第一款　総則

二九七条　一四六
三〇一条二項　一四六・一四七
三〇五条一項　二八
三〇八条　一五一
三一七条　一四八
第二款　社債権者集会
三二九条　一四九
三三四条　一五〇
三三六条　一四九
三三七条　一四八
三三八条　一四八
三三九条　一四八

第六節　定款ノ変更
三四四条三項　一〇一
三四五条　一一三
三四八条　一五四
三四九条　一五五
三五〇条　一五三・一五七
三五二条　一六〇
三五三条　一五三
三五八条　一六〇
三五九・三六〇・三六一・三六二・三六三条　一五八
三六四・三六五・三六六・三六七・三六九条　一五九
三七〇条　九六・一六一
三七一・三七二・三七三・三七四条　一六二
三七五条　一五三
三七六条二項　一六三・一六四
三七七条二項　一六六
三七九条　一六七
三八〇条　一六八

第七節　会社ノ整理
三八一・三八三・三八六・三八七・三八八・三八九・三九〇・三九一・三九二・三九三・三九　一六九

七・三九八・四〇一・四〇二条・四〇三条一項　一七〇・一七一
第七節　解散　一七二
四〇四条　一七四
四〇六条　一七五
四〇八条　一七六
四〇九条　一七九
四一〇条　一八〇・一八一
四一二条　一八二
四一三条　一八三
四一四条　一七三・一七七・一七八・一八三
四一五条
四一六条
第九節　清算　一八四
第一款　総則　一八五
四一八条　一八六
四二三条　一八八
四二八条　一八九
四二九条　一九〇
第二款　特別清算

四三一条　一九〇第一・二・一九号
四三二・四三三条　同一八号
四三四条　同三号
四三六条　同一一号
四三七条　同一二号
四三八条　同四号
四三九条　同五号
四四一条　同六号
四四三条　同七号
四四四条　同八号
四四五条　同九号
四四七・四四八・四五〇条　同一一号
四五二条　同一五・一六号
四五三条　同一六号
四五四・四五五条　同一七号
四五六条　同一八号
第五章　株式合資会社　一九二
四六四条　一九三
四六七条二項　一九四
四七一条

松本烝治博士によれば、むしろ商法典を廃止して、これを会社・運送・保険・船舶・海上運送等の多数単行法に解体することも視野に含めたようであるが[183]、法制審議会においては、もっぱら実際の便宜という観点から、現行法の不便な点を補正するに止める意味で改正要綱を定めたのであるから、改正法律案もこれに従ったものとなったとされている[184]。また、通常の改正の場合においては、従前の法条をそのまま存せしめて、第何条の二または三というような新規定を追加するのであるが、今回の改正においては、追加されるべき法条があまりに多数であるため、この方法によることができないことになり、形式上は、第一編・第二編のすべてを改正するということになった[185]。

第三節　改正法律案の概要——立案者による解説を中心に

改正法律案の重要な改正点に関して、公表直後に、立案参加者がその解説をなしている。改正要綱の概要と重復する部分もあるが、その主要点につき、立案者が言及している点を挙げておこう。

(1)株式会社の設立

設立に関しては、改正委員会の小委員であった大森洪太司法省民事局長が解説されている[186]。

まず、会社の成立一般につき、設立登記を成立要件としてその関係を明確にした[187]（改正法律案七五条）。

株式会社の設立に関する主要改正点は以下のとおりである。

定款は公証人の認証を受けなければその効力を生じないものとし[188]（一六七条）、会社の公告方法が法定された[189]（一六六条二項）。投資の自由を拡張し、物的会社の物的要素を強化すべく、各種優先株の発行は設立の場合にも是認されることになったのみならず、後配株も許され（一六八条一項二号）、議決権なき株式も認められることとなった[190]（二四二条）。

財産引受についての規定を設け[191]（一六八条一項六号）、現物出資の時期の明確化が図られた[192]（一七二条）。発起設立につき、各発起人の株式の引受けは書面によってこれをなすべきものとし（一六九条）、設立手続経過の調査に関する規定を明確にして、一面において設立の確実を期すとともに、他面において実際の利便にそうものとした[193]（一七三条）。

募集設立につき、株式申込証の記載要件が詳密になり（一七五条）、その要件に、株式の払込みを取り扱うべき銀行または信託会社の名称とその取扱場所を表示すべきこととした（一七五条二項六号）。これは預合防止に関する規定に牽連するものであり、払込みはこの取扱場所においてなすことを要し（一七七条二項）、取扱いをなした銀行または信託会社は、払込金の保管に関して証明をした以上はいわゆる預合の主張をもって会社に対抗しえないものとした[194]（一九〇条）。

定款所定の一定事項につき、もしその定めある場合には、検査役の選任を裁判所に請求すべきこととなった[195]（一八一条）。

創立総会において、定款所定の一定の事項に変更を加えた場合の規定が新設された[196]（一八五条二項）。なお、創立総会については、株主総会に関する規定が準用されていることは旧法と同様であるが、株主総会に関する改正案の規定が詳密になったために、創立総会に関する規定も明確化される方向で整備された[197]（一八〇条三項）。

設立賛助者に発起人と同一の責任が負わされた[198]（一九八条）。権利株の譲渡につき、これが会社に対してその効力を生じないことを明らかにし、この譲渡を実際の利便のために緩和的に変更したが、発起人は権利株の譲渡ができないものとした[199]（一九一条）。株式を引き受けた者による意思表示の瑕疵等に基づく引受けの無効または取消しの主張の制限につき、明確化を図った[200]（一九二条）。発起人に対する訴の提起についての規定が新設された[201]（一九七条）。

(2)株式会社の計算

計算に関しては、改正委員会に陪席し、立案に参加された鈴木竹雄助教授（当時）が解説されている[202]。

計算書類に関する主たる改正点は以下のとおりである。

計算書類の公示につき、定時総会の会日より二週間前にこれを監査役に提出し、会日の一週間前より本店に備え置くべきものとした。さらに、株主および債権者に対し、これの閲覧権のほか、費用を払ってその謄本または抄本の交付を求める権利をも認めた[203]（二八一・二八二条）。

計算書類の承認につき、書類承認の決議後二年内に別段の決議がないときは、とくに不正の行為がない限り、当然に取締役または監査役の責任解除を生じるものとした[204]（二八四条）。

計算書類の様式については、財産目録、貸借対照表および損益計算書につきその作成様式を法定することは必要であるが、実際の便宜に鑑み、商法中に規定を設けるのは不都合であるから、施行法の規定によって、勅令をもってこの様式を定むべきものとした[205]。なお、この点に関して、鈴木竹雄助教授は、臨時産業合理局財務管理委員会作成の「財務諸表準則」（昭和九年九月）は右の勅令の制定につき資するところが多いであろうと述べておられる[206]。

財産目録、貸借対照表に掲げるべき財産の評価に関しては、解釈上の疑義を避けるため、規定を要する事項につきおよそ次のように定められた。会社の財政状態が営業以外の成績によって左右されることなく、その堅実味を失わないように、株式会社の営業用固定資産は取得価額または製作価額をもって評価の最高限度とするものとした[207]（二八五条）。取引所の相場のある有価証券の評価額につき、その相場工作を防止するため、決算期前一カ

月の平均価額を超えないものとした[208]（二八五条）。創業費を貸借対照表の資産の部に計上するのを無制限に認めることは会社の基礎を脆弱にさせるので、この範囲を設立費用、発起人に対する報酬および設立登記の登録税に限定して計上を許すとともに、この場合には会社成立後五年内に毎決算期において均等額以上の償却をなすべきものとした[209]（二八六条）。社債が額面以下で発行されるとき、会社が償還すべき社債総額とその募集による取得金額との差額を貸借対照表の資産の部に計上することを許すとともに、社債償還の期限内に毎決算期において均等額以上の償却をなすべきことを要求した[210]（二八七条）。

法定準備金に関する主たる改正点は以下のとおりである。

法定準備金は、現実の配当如何と関係なく、配当期毎にその決算期の利益の二〇分の一以上を積み立てるべきものであることを、文言上明確にした[211]（二八八条一項）。

額面超過額の部分の準備金組入れは不要であり、額面超過額から株式発行のため支出した費用を控除した額を準備金に組み入れるものとした[212]（二八八条二項）。

法定準備金を取り崩す場合につき規定を設けた[213]（二八九条）。

利益および利息の配当に関する主たる改正点は以下のとおりである。

まず建設利息につき、あらかじめ定款をもって配当しうる時期を定めさせ、その満了後は配当を許さないものとした[214]（二九一条一項）。配当した建設利息の額を貸借対照表の資産の部に計上したときは、年六分を超過する利息を配当するごとにその超過額と同額以上の金額を償却すべきものとした[215]（二九一条三項）。利息の配当をなしている会社は、増資による新株に対して旧株同様の配当が許されるべきであることを明確化した[216]（二九二条）。

配当の標準につき、後配株を認めたことにともなう規定の整備を行った[217]（二九三条）。

検査に関する主たる改正点は、少数株主権の発動としての裁判所に対する検査役選任請求権の濫用を防止するため、少数株主要件および請求をなしうる事由を制限したことである[218]（二九四条）。

雇用関係上の債権者の保護に関する主たる改正点は、身元保証金返還請求権、退職手当金請求権等、会社に対して雇用関係に基づく債権を有する者が一般の先取特権を有するとした点である[219]（二九五条）。

(3)株式会社の定款の変更

定款の変更に関しても、鈴木竹雄助教授（当時）が解説されている[220]。この部分でもっとも重要な改正点は、転換社債および転換株式の制度を英米から輸入したことであるが、これ以外にも多くの改正点がみられる。

総則的規定に関しては、以下が主たる改正点である。

特別決議の定足数につき、自己株式を議決権なきものとしたほか、定款をもって名義書換後六カ月を超えない株主の議決権を奪うことを許し、議決権なき株式を認めたことにともない、かかる株主は総株主の員数に、またその有する株式の金額は資本の額に算入しないものとした[221]（三四四条）。

各種株主の総会につき、一種の株主に損害を及ぼすべき場合におけるその種の株主の総会に関する一般的規定が設けられた[222]（三四五条）。

資本増加に関する主たる改正点は以下のとおりである。

資本増加を株金全額払込後に限り許容するという規定（明治四四年商法一一〇条）を削除した[223]。増資以外の場合にも優先株発行を認めたことにともない、優先株の規定が資本増加の部分に置かれないことになった[224]（一六八条一項二号参照）。

資本増加手続きにつき、およそ以下のように改正された。すなわち、資本増加に際しては、現物出資に関する事項のみならず、新株を額面以上で発行し、財産引受を約し、特定の者に新株引受権を与える場合にも、現物出資と同様に増資決議において決議させる必要があるため、これらを決議事項に追加した[225]（三四八条）。

原則的に何人も新株引受権を有しないことを前提として、資本増加に際して特定の者に新株引受権を与えるには、この者および引受権の内容を増資決議において決議することを要するとともに（三四八条四号）、将来の資本増加における新株引受権を特定の者に与えるべき旨の契約を締結するには、総会の特別決議によることを要求した[226]（三四九条）。

会社の成立後二年内に資本増加の決議をなし、または資本を倍額以上に増加する場合において、現物出資または財産引受を定めたときは、裁判所の選任する検査役によって当否の調査を受け、不当な場合には相当の処分を受けるべきものとされた（三五三条・三五五条）。これに関連して、いわゆる事後設立に対するのと同様の対策的規定が資本増加の場合にも設けられた（三七五条）。現物出資の給付時期についても、設立の場合と同様の規定が設けられた[227]（三七六条）。

設立の際の株式申込証に関する改正に対応して、資本増加の際の新株申込みの株式申込証の記載事項に追加をみた（三五〇条）。株金払込取扱手続きにつき、設立の規定を準用し（三七〇条）、株式申込みに民法九三条但書の適用がないことおよび申込みの無効の増資登記後における主張の制限についても設立の場合と同様にした[228]（三七〇条）。

資本増加の登記につき、登記期間および登記事項に変更を加えたほか（三五七条）、本店所在地における登記によって資本増加の効力を生じるものとした（三五八条一項）。ただし、新株引受人は一方報告総会において株

主と同様の権利を行使しうるとともに（三五一条二項）、他方株金払込みの期日から利益または利息の配当を受けるものとした（三五二条）。なお、権利株の譲渡につき、取締役または監査役が引き受けた株式に限って絶対無効とし、一般にはその譲渡を会社に対抗しえないものとした[229]（三七〇条）。

転換株式の導入に関して主として言及すべきは以下のとおりである。

英米において普及している転換株式の制度を輸入し、これを資本増加の際においてのみ発行できるものとした。このため、この規定は優先株と異なって資本増加の部分に置かれたわけである。転換株式を発行するには、資本増加の決議において新株に転換権を付与することのほか、その内容を定めることを要し（三五九条）、さらに右の事項は、これを定款、株式申込証、株券、株主名簿に記載し、かつ資本増加の登記に掲げることを要する（三六〇条）。転換を要求するには、法定の方式を具備した書面二通を株券とともに会社に提出することを要する（三六一条）。転換の効力は、利益配当その他の煩雑さを避けるため、営業年度の終わりに効力を生じるものとした（三六二条）。そして、その結果たる株式の数の増減を登記しなければならない（三六三条）。なお、この転換権は、ある種類の株主に属する特権であるため、これを侵害するには株主総会の特別決議に加えて転換株主のみの総会の決議をも必要とする[230]（三四五条）。

転換社債の導入に関して主として言及すべきは以下のとおりである。

転換社債についても英米の制度が輸入された。転換社債は、その転換権の行使に対して確実に株式を提供できることを要するのであるが、その方法として、わが国においては授権資本制度がなかったため、条件付資本増加、すなわち、あらかじめなされた資本増加の決議を基礎として、転換権の行使された部分につき資本増加を生じさせるという制度を採用した。そのためにこの制度が資本増加の部分に置かれたわけである。転換社債の発行には、

まず社債発行の決議において転換権の付与と条件付資本増加とを決議し、かつ転換権の内容を確定することを要する（三六四条）。右の決議事項については、これを明確にしまた知悉させるため、これらを定款、社債申込証、社債券等に記載し、かつ社債の登記中に掲げることを要する（三六六条）。転換手続きは転換株式の手続きに準じるが（三六七条ないし三六九条）、転換社債によって取得した金額が転換によって与えた株式の金額を超えるときは、その差額を法定準備金に組み入れることを要する[231]（三六五条三項）。

資本増加の無効につき、設立無効の訴にならって増資無効の訴の制度が新設された（三七一条以下）。

資本減少に関する主たる改正点は以下のとおりである。

まず、債権者保護手続きにつき、債権者に対する手続きを効力要件にまで高めた（三七六条二項）。異議を述べた債権者に対して、彼を受託者として信託会社に財産を信託するという便法を認めた（三七六条二項）。社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議をもってこれをなすことを要求した[232]（三七六条三項）。

株式併合の手続きにつき、株主に株券提出を促す方法として、通知に加え、無記名株の存在を顧慮して公告を加えた（三七七条一項）。株券未提出の株主および併合に適しない端株につき、失権の制度を廃止し、株券提出期間および債権者保護手続きが共に終わったときに併合の効果が全株式に当然に生じるものとし（三七七条二項）、旧株券を提供しなければ新株券（端株および株券不提供の無記名株については新株を競売して得た代金・三七九条）の交付が受けられないものとしたが、旧株券を提出できない者のために公示催告手続きに代わる簡単な方法を新設した[233]（三七八条）。

資本減少の無効についても、これにつき特別の訴を新設した[234]（三八〇条）。

(4)株式

株式に関しては、改正委員会の小委員として、これに専従された松本烝治博士が解説されている[235]。

変名株主の責任に関する改正点は以下のようなものである。すなわち、いわゆる「わら人形」を使って株式を引き受けまたは譲り受けた背後の者に、引受人または株主たる責任を負わせることを明らかにした[236]（二〇一条一項）。株券発行前の株式の譲渡に関しては、この種の株式の譲渡が会社に対して効力を生じないものとした（二〇四条）。もちろん、権利株の譲渡禁止とは別次元の規定である[237]。

株式の譲渡に関する改正点は以下のようなものである。すなわち、記名株式の譲渡につき、定款に別段の定めがない限り、この譲渡は株券の裏書によってなしうるものとし、裏書の形式、とりわけ白地式裏書に関する手形法の規定をこの場合に準用した（二〇五条）。結局、裏書があるときはその株券の引渡しによって株式の移転を第三者に対抗しうるわけであるが、会社に対抗しうるためには、名義書換えを必要とすることになる（二〇六条一項）。株券盗取の場合の危険を回避すべく、株主名簿に記載された株主のなした裏書が真正でない場合に、会社が調査をしてその真偽を判別できないときは、善意取得を認めないものとした（二〇六条二項）。かかる善意取得の制限はわが国独自のものであるが、旧法上、記名株券の被盗取者または紛失者が権利を失う危険がなかったことに鑑みて、これらの者の地位に大きな変更がないよう配慮されたものである。なお、改正法律案は裏書による譲渡の方法を強制するものではないから、この制度を採用することによる不便（たとえば会社において名義書換えをなすにあたり、株券一枚毎に裏書人の印鑑照合をなす等）を避けようと欲する会社は、定款をもってこの方法の採用を否認しうる[238]。

株金の滞納のある株式の譲渡に関する改正点はおよそ以下のようなものである。すなわち、株金払込期日後に払込みのない株式については、会社はその株金の払込みがあるまで名義書換えを拒みうるものとし（二〇六条三

項）、さらに譲渡人が株主となった者と連帯して株金払込みの義務を負うものとした[239]（二一一条）。

株式の質入れに関する改正点はおよそ以下のようなものである。すなわち、記名株式の質入れに株券の交付を要し、質権の対抗要件として株券の占有を要することを明文を設けて明らかにした（二〇七条）。株式の併合および会社合併の場合に加えて、株式の消却、転換等の場合にも、従前の株式を目的とする質権は消却または転換によって株主の受くべき株式および金銭の上に存すべきものとする規定を設けた（二〇八条）。また、いわゆる登録質に関する規定が設けられた[240]（二〇九条）。

会社の自己株式の取得に関する改正点はおよそ以下のようなものである。すなわち、株式の消却の場合、会社合併の場合に自己株式の取得を認めるほか、会社の営業の全部の譲受けによる場合および会社の権利実行の目的を達するため必要な場合における自己株式の取得を認め（二一〇条）、これらの場合の善後処置の規定を設けた[241]（二一一条）。

株金滞納の場合の失権処分に関しては、およそ以下のような改正がなされた。

第一に、会社が滞納株主に対して、一定期間内に払込みをなさないときは会社において株式を処分する旨を通知することとし、その払込みがないときにその株式の競売をなすこととした（二一三条二項、二一四条一項）。そして、株式の処分によって得た金額に余剰があれば株主にこれを返還することとし（二一四条二項）、また別に、株主に株式処分のために必要な株券を会社に提出させるものとし、その提出がないときにこれを無効にする手続きに関する規定を設けた[242]（二一八条）。

第二に、株式の処分は競売によることを原則としつつ、不便な場合もありえることを顧慮して、裁判所の許可を得て他の売却方法によることができることとした[243]（二一四条一項但書）。

第三に、会社は、かかる株式の譲渡人に通知をして、処分前に滞納金および違約金以上の金額をもって買受けを申し出た者に対して株式を譲渡することを要するものとし（二一五条）、かかる株式の譲渡人に対する手続きは、単にこの者に株式取得の機会を与えるにすぎないという趣旨を素朴に表現した[244]。

第四に、株式の競売をしても競落人を得られないことがありえるから、そのような場合には、会社は資本減少の手続きに従ってその株式の消却をすることができるという便法を設けた[245]（二一六条）。

第五に、譲渡人の責任は名義書換後二年内に払込みの催告を発した株金に限るものとし、かつ発起人の引受株については会社成立後五年内に払込みの催告を発した株金に及ぶものとし（二一九条）、会社当局者の手ごころによって譲渡人の責任を左右しうるという不都合（旧法一五四条参照）を避けると同時に、発起人の責任をとくに加重した[246]。

第六に、株式の競売によって得た金額が滞納金額に達しない場合に、その不足額の弁済をした譲渡人に株券または株主名簿に記載がある後者全員に対する償還請求権を与え、かつ償還者にさらに自己の後者全員に対する償還請求権を与えた[247]（二二〇条）。

数種の株式の発行に関する改正点はおよそ以下のようなものである。すなわち、広く会社が数種の株式を発行し、利益もしくは利息の配当または残余財産の分配につき、数種間に格別の定めをなしうるものとした（二二一条一項）。改正法案が「数種の株式」という用語を用いて「優先株・後配株」といった用語を避けたのは、たとえば利益配当において優先し残余財産の分配において劣後するといった株式等を勘案したためである。数種の株式があるときは、新株の引受け、株式の併合もしくは消却または合併による株式の割当てに関して、定款に定めがなくても、決議をもってその間に格別の定めをなしうる旨の規定を設けて（二二二条二項）、実際の便宜に適

応できるようにした。また、数種の株式の発行にあたり、定款をもってその一種を議決権なき株式とすることができるようにした（二四二条）。すなわち、会社の経営に参加する必要を感じない小投資者またはこれに参加する意思がないことを標榜する大投資者に適合するものとして、新たにこのような株式を認めたわけである。[248]

株式関係者に対する通知に関して、以下のような改正がなされた。すなわち、株主に対する通知、催告の規定を株式申込人または株式引受人のみならず、従前の株主、株式の譲渡人または登録質権者にも準用することとして、実際の便宜を図った[249]（二二四条）。

無記名株の発行に関しては、無記名株は定款に定めがある場合に限って発行しうべきものとした[250]（二二七条一項）。

株券の除権判決に関して、以下のような改正がなされた。すなわち、各種の株券に通じる規定として、公示催告による無効宣言を認め、喪失者は除権判決を得たうえでなければ株券の再発行を請求できないものとした[251]（二三〇条）。

(5)会社関係の訴

会社法上の訴に関しては、大森洪太司法省民事局長が解説されている。[252]株式会社に関するものを概観しておこう。

株主総会の決議の取消しの訴に関する主たる改正点は以下のとおりである。この訴に関しては、従来、いわゆる形式上の決議無効の訴と称されていたものを、正確に、決議取消しの訴という名称にした（二四七条一項）。訴の請求事由に、決議がいちじるしく不公正なことおよび特別決議の要件の欠缺の場合を加え、解釈上の疑義を一掃した（二四七条一項）。取消しの訴の原因となった瑕疵が補完されているときまたは会社の現状その他一切

の事情を斟酌して取消しを不適当と認めるときは、裁判所は原告の請求を棄却しうるものとした[253]（二四七条二項）。

株主総会の実質上の決議無効の確認の訴に関する特則を設けた。すなわち、株主総会の決議がその内容が法令または定款に反するために当然に無効である場合、その無効の確認を請求する訴に関する特則を新設した[254]（二五二条）。

議決権を行使できなかった株主による決議の取消しまたは変更の訴を新設した。すなわち、株主が決議事項につき特別の利害関係を有するためにその議決権を行使できなかったとき、その決議がいちじるしく不当で、もしこの株主がその議決権を行使できたならそのような不当な決議を防止しえたであろうという事情のあるとき、その株主は、その決議の取消しまたは変更の訴ができるものとした[255]（二五三条一項）。

社債権者に対してなした詐害的弁済等の取消しの訴を新設した。すなわち、会社が社債権者全般に対する衡平弁済の原則をやぶって特定の社債権者に対していちじるしく不公正な弁済、和解等をなした場合に、社債募集の委託を受けた会社はその行為の取消しの訴を提起できるものとした[256]（三四〇条）。

設立無効の訴が現に認められる以上、増資無効の訴および減資無効の訴について規定を掲げる必要があるから、資本増加無効の訴（三七一条ないし三七四条）および資本減少無効の訴（三八〇条）に関する規定が新設された。[257]

合併無効の訴もまた新設された。合併の無効は訴によってのみ主張しうるものとし（四一六条・一〇四条一項）、訴を提起しうる者も法律上規定され（四一五条）、訴の提起の期間も制限された（四一六条・一〇五条一項）。裁判所による裁量棄却の定めを設け（四一六条・一〇七条）、合併無効の判決は対世的効力を持つものとし（四一六条・一〇八条）、合併無効の判決は、存続会社または新設会社、その他社員および第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさないものとした[258]（四一六条・一一〇条）。

設立無効の訴に関しては、提訴の期間を会社成立の日から二年と限定し（四二八条一項）、裁判所による裁量棄却を認めた[259]（四二八条三項・一三六条三項・一〇七条）。

整理における発起人、取締役または監査役の責任に基づく損害賠償請求権の査定に対する異議の訴が新設された[260]（三九四条）。

(6)社債

社債に関する規定は、鈴木竹雄助教授（当時）が解説されている[261]。

社債の発行制限に関して、制限の基準に関する文言の明瞭化を図り（二九七条二項）、旧債借換えのための一時的な制限超過を認めた（二九七条三項）。同一種類の社債権者がひとつの社債権者集会を構成し、その議決権の量を算出する便宜上、同一種類の社債においては、各社債金額は均一であるか、最低額をもって整除できるものであることを要求した[262]（二九九条二項）。

社債募集の方法に関して、社債申込証の記載事項を詳密にし（三〇一条二項）、社債の払込みがあったときの登記期間を延長し、登記事項を追加した[263]（三〇五条）。

社債券に関して、記載事項を追加し、かつ株券と同様に番号の記載を要求した（三一七条）。発行する債券を記名式または無記名式に限る旨の定めを許し、この場合にはこれを社債申込証および債券に記載すべきものとした[264]（三〇一条一号、三〇六条二項）。

社債原簿に関し、従来、取締役の節に規定されていたものを社債の節に移植するとともに、その記載事項を追加した[265]（三一七条）。

利払いおよび償還に関し、以下のように改正された。

社債の利払いは、無記名社債では利札と引換えになされ、一方で、利札は各利払期における利息支払請求権を表章する独立の無記名証券として転展流通する事情にあることが、償還において顧慮された。すなわち、無記名社債を償還する場合において、期限未到来の利札が欠缺しているときは、償還額からこれに相当する額を控除して支払いうる旨の定めを設けた（三一五条一項）。この場合には、かかる利札の所持人は、もはや利息ではなく償還額の一部の支払いを求めうることとなり、いつでも利札と引換えに控除金額の支払いを求めることができるという構成となるため、その旨の規定が設けられた[266]（三一五条二項）。

社債募集の受託会社は、社債の償還を受けるのに必要な行為を社債権者のためになしうるという権限を法律上当然に有するものであるとし（三〇九条）また、社債権者集会の決議を執行する場合にも、代表者または執行者が同様の権限を有するものであるとした（三三二条）。したがって、これらの者が償還を受けるときは、発行会社の債務は社債券の受戻しがなくても当然に消滅し、以後、社債権者は単に受託会社、代表者または執行者に対してその所持する債券と引換えに償還額の支払いを求めうるにすぎなくなる[267]。

社債についての時効期間は、発行会社に対する償還請求権および受託会社、代表者または執行者に対する償還額の支払請求権については公衆保護の立場から一〇年とし（三一六条一項、二項、三三二条）、利息請求権および欠缺利札による請求権については五年とした[268]（三一六条三項）。

会社が利息の支払いを怠ったときに社債権者が執りうべき処置につき、社債権者集会制度と結んで救済規定が設けられた[269]（三三四・三三五条）。

社債募集の受託会社に関しては、以下が主要な改正点である。すなわち、これに関しては、以下の規定が新設された。

まず、受託会社の重大な権限に鑑みて、社債募集の受託会社があるときは、その商号を社債申込証、社債の登記、債券、社債原簿に記載しなければならないものとした（三〇一条一四号、三〇五条一号、三〇六条二項、三一七条三号）。なお、いわゆる請負募集の場合には、社債申込証にその旨の記載を要するものとした[270]（三〇一条一五号）。

社債権者の利益保護のため、受託会社に認められる権限として、社債の償還を受けるのに必要な行為をなしうること（三〇九条）、社債権者集会を招集しうること（三一〇条）、社債権者集会に出席して意見を述べうること（三一二条）、社債権者集会の決議を執行しうること（三三〇条）、不公正な行為を取り消すために訴を提起しうること（三〇四条）が定められた。受託会社が二社以上あるときは、その権限に属する行為を共同してなすことを要するものとし（三一〇条）、また償還を得た額の支払いについては連帯責任を負担するものとした[271]（三一一条）。受託会社に任意の辞任を許さないこととし（三一二条）、他方でこれを解任する途をひらいている[272]（三一二、三一三条）。

社債権者集会に関する主たる改正点は以下のとおりである。従来、この制度は担保付社債にのみ認められていたものであるが（担信法四八条以下）、無担保社債においても、社債権者が共同の利益擁護のために必要な処置を執りうるとともに、会社も確固たる交渉の相手方を得ることとなるといった便宜に鑑み、この制度を新設した。社債権者集会の権限すなわち議決できる事項に関する定め（三三四条、三四一条、三七六条三項、四一六条二項、三一二条ないし三一四条一項、三二九条、三三三条、三一九条）、招集に関する定め（三二〇条）、決議に関する定め（三二一条、三二四条、三二五条、三二七条、三二八条）、代表者に関する定め（三二九条、三三一条、三三三条）、決議の執行に関する定め（三三〇条ないし三三三条）、費用に関する定め（三三七条）などが設けられた[273]。

以上が改正法律案の主たる概要であるが、ほかにも実務家向けの法務雑誌にいくつかの改正法律案解説が掲載されるなど[274]、法律案公表後の改正気運の高まりがうかがえる。

第四節　改正法律案をめぐる学界の議論状況

(1)昭和一一年①

この年における改正法律案をめぐる議論の大きな成果としては、烏賀陽然良博士を中心に、大橋光雄助教授（当時）、大森忠夫助教授（当時）によって開始され、後に八木弘助教授（当時）も参加された商法改正法律案の逐条概評がある[275]。この概評は、法学論叢に足掛け二年にわたって連載されたものであり、法律案一条から二七二条まで、すなわち第一編総則から第二編会社における株式会社取締役の規定に至るまでの詳細な検討がなされたものである。

このうち、会社編とりわけ株式会社法に関する部分の研究は、当時の社会情勢をふまえて以下のような視座からなされている。すなわち、この当時は、統制経済が漸次に浸潤して世界的傾向になろうとしていることは否定しがたいところであるし、「二・二六事件を契機として庶政一新の声高くことに電力国営論等行われ、ナチス的思想あるいは若干相似たるものなきにしもあらざるやに思われる」[276]。しかし、改正法律案は、その成立経過を見る限り、資本主義を離れず、右のような政治思想の影響が少ないことは明らかである。また、わが国の事情は、ナチス・ドイツほど急迫した事情にはないと信じるので、従来の資本主義の立場において、かりに若干修正するにしても、「きわめて微温的な修正主義の立場において」[277]批判するという姿勢をとる。

烏賀陽博士らの研究は、詳細をきわめるものであり、法律案の術語、字句についての修正提案や条文の配置についての修正提案をも含むものである（たとえば、商法は商法学者だけのものではないのであるから、「現物出資」といった術語をいきなり法律中に使用するのでは、普通人にはその何たるかを知り難いのではないかといった趣旨の記述もみうけられる）[278]。したがって、多面にわたる指摘、提案等をここで網羅的に概観することは必ずしも適当ではない。以下では、株式会社法案における主要な意見のみを概観しておこう。

株式会社の設立に関しては、まず、現物出資をなしうる者を発起人に限るとした一六八条二項について、これを発起人に限る必要はないとされている。すなわち、現物出資があるときは検査役の活動に信頼して十分な調査をさせればよいわけであり、増資の場合に現物出資者を特殊な者に限る必要がないのであれば、設立の場合にもこれを発起人に限る必要はない。財産引受が発起人に限られるものではないことも勘案すれば、現物出資者を発起人に限るという政策はきわめて窮屈であるとされている[279]。

株金払込みの取扱いをなす銀行または信託会社を株式申込証の記載事項とした一七五条一項六号に関連して、次のような提案がなされている。すなわち、銀行または信託会社でなければ払込事務を取り扱えないとすることは、あまりに窮屈である。たとえば、証券会社（株式店）などに取り扱わせても差し支えないであろうし、その方が手数料等でかえって便利なこともあろう[280]。

権利株の譲渡について、発起人がこれをなすことができないとする一九一条二項につき以下のように述べておられる。同条同項の政策は、潜脱方法もあり、十分な実効性をともなうか否かきわめて疑わしい。同条同項違反の譲渡を無効とし、それを善意取得者に対しても主張しうるとするならば、あまりに善意取得者に酷な結果になる。したがって、同条同項は削除されるべきである[281]。

株式に関しては、以下が主要な主張である。まず、例外的に自己株式の取得を認める事由を列挙した二一〇条について、この事由のうち、消却のためにする自己株式の取得は、これに名を借りた脱法行為の危険もあり、無制限に許容することは適当ではなく、数量的な制限が必要であるとされている[282]。また、証券会社がそうであるように、会社が他人の計算において自己株式を取得する場合についても列挙すべきであるし、この機会に、子会社による親会社の株式取得についても顧慮すべきであるとされる[283]。本条違反の効果についても、法案がこの点に沈黙を守り、議論の余地を放任するのは適当でないと述べておられる[284]。

株券の発行時期に関する二二六条に関連させて、原始定款または全員一致による変更定款をもって株券不発行を定めうる旨を法によって明定するのがのぞましいとの提案がなされている[285]。

株券の善意取得を例外的に制限する政策を採用した二二九条二項については、以下のように主張されている。すなわち、このような例外の設定は、せっかく認められた株式裏書および善意取得の意義をはなはだしく制限することになるのではなかろうか。株券の取得者は、裏書人が株主名簿に記載されているか否か、記載されている場合にはその名義印章と裏書署名との一致を調査しなければ安心して株券を取得できないことになろう[286]。

株式会社の機関ことに株主総会に関して以下のような主張がみられる。まず、株主総会が取締役の提出書類および監査役の報告書類を調査するために検査役の選任をなしうる旨を規定した二三八条に関連して、次のような提案がなされている。すなわち、わが国の監査制度がその機能を果たしていないという一半の原因が監査役の会計監査の専門的知識の欠如に基づくことは、識者の認めるところである。したがって、計算書類はとくに特別の検査役による調査を要するものとし、かつ、この特別の検査役の資格を制限し、その権限および責任についても規定を設け、株主総会には単にかかる検査役の選任権を与えれば足りるとすべきである[287]。

株主総会の特別決議を要する事由を列挙した二四五条一項二号に掲げられた事項に関連して述べられた以下のような感想も興味深いものである。すなわち、同号は、営業全部の賃貸、その経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約に加えて、その他これに準ずる契約の締結、変更、または解約を掲げているわけであるが、これに準ずる契約とは、前三者の契約から推せば、経済上単一体に結合し統一的な管理の下に服するに至るところの各種のトラスト、コンシェルンないしは利益共同関係形成のための契約を指すものと解せられる。これら各種の契約につき特別決議を必要とすること自体は首肯しうるが、二四五条が、この種の新たな経済現象につき立法当局が関心を示した改正法案中唯一の規定であることは遺憾に堪えない。[288]

以上のように、この論稿は、随所に先進的な内容を含むものであったと評価しえよう。

(2)昭和一一年②

改正法律案の公表は、その内容に関する細かな議論や新たな提案等を喚起する契機となったようである。学界だけでなく、実務家からの発言も目だつようになる。もっとも、この年に公表された論稿のなかには、もちろん改正法律案の解説の域を出ていないものも少なくない。[289]

細かな議論の一端を挙げるなら、たとえば、株式会社の取締役の資格を株主に限らないとした政策に関して、無責任な役員が多いという現状に鑑みて、取締役を株主に限らないとすることは行き過ぎであり、取締役が株主の一員として業務を担当することはあたり前と言うべきであるから、取締役は、その選任後、登記されるまでに株主たる資格を備えるべきことにすればどうか、といった意見表明がある。[290] このような意見に対して、かかる見解は時代を知らないものである。という痛烈な批判も見うけられる。[291]

法律案中、社債規定に関しては、とくに実務家が中心に法条の技術的側面について意見を述べるほか、[292] 実務家

から社債発行総額制限規定についての疑問が提示されている。すなわち、社債発行総額を制限する規定の目的は、社債の確実性を保持させるためであり、償還に支障がないよう顧慮したものであると考えられる。しかし、発行限度に関するこの制限がどの時点の制限であるのか、必ずしも明らかではない。したがって、無担保社債を発行しながら、その後に発行会社が社債という形式によらずに無制限に、しかも担保付で借入金を増大させるといった場合に法律案は沈黙している。そうとすれば、社債償還の確実性を期するという発行総額制限規定は、その意義を減殺されることになるのではないか、という趣旨が示唆されている。[293] さらに、当時は証券会社の業務の専門家または公衆保護の担い手としての信頼性が必ずしも今日のような確立を見ていなかったためであろうか、社債の流通性を確保する意味で社債総額引受者の立場を社債募集の受託会社のそれと同様にすべきであるとの意見が見られる。[294] すなわち、総額引受者を、社債権者集会に際しても、受託会社と同様の地位に置いて、これに社債権者の利益を継続的に保護する任務を負わせることを明確にすべきであると説いている。[295]

株式会社の財産評価に関して、株式会社において固定資産に限って取得価額または製作価額以上の価額を付することを禁じた二八五条の政策について、要綱の段階において会計学者からの批判があったことはすでに紹介した（第三章第三節参照）。改正法律案は、この点につき要綱の政策をそのまま踏襲したわけであるが、今回は別の会計学者がこの政策を支持している。すなわち、会社が評価益を計上してもこれを損失の塡補のみに充当すれば問題ないのであるが、会社がこれを配当に充当しないという保証はない。評価益の配当充当を立法によって制限するのも一方法であろうが、評価益の計上自体を禁止するほうが優れており、改正法律案が評価益の計上禁止を固定資産に限定した点にも苦心の跡がみられる、と述べている。[296]

改正法律案に関する総合的な批判として、この年に公表された論稿のなかで重要であると思われるものは、西

原寛一博士のそれである。[297]

西原博士は、改正法律案の全体的な基調を次のように評されている。すなわち、改正法律案は、企業の私的発意と企業的活動量の増大による各人の経済生活の向上とを尊重し、これらが国民経済の進歩発展と調和し、かつこれを促進しうるという楽観的立場を前提としている。したがって、たとえば会社組織に関しても、従来のデモクラシー思想および権力分立主義を基礎としており、株主総会の機能についても楽観的立場が継続され、その権限の拡張が意図されている。[298]

また西原博士は、株式会社法各論に関しても、以下のような興味深い提言をなされている。

設立に関しては、以下が主たる提言である。株式会社制度自体の濫用防止のため、最低資本金額を法定する必要はないか。未払込みのある株式の流通は債権者・株主にとって必ずしも安全ではなく、また投機の激化を招く一因でもあるから、未払込制度の原則的撤廃ないしはその制度の強化という方向を考えてはどうか。企業の過剰による資本浪費等の私経済的弊害と国家任務拡大の現状に鑑みて、設立免許主義を再び検討する必要はないか。[299]

株式に関して、次のように述べられる。有限責任会社制度の新設を予想しつつ、同族会社を前提として、定款の別段の定めによって株式の譲渡および裏書譲渡方法の禁止の制限を許すのは、株式会社の経済性に徹していない嫌いがあるのではないか。[300]

機関に関しては、これまでのわが国の商法の基調であり、改正法律案においても踏襲された株主総会中心主義に対して、以下のような、当時としては革新的な姿勢が表明されている点で注目される。すなわち、株式会社法においては、根本的に株主総会の現状を直視し、取締役中心の実践という方向に順応することが妥当ではないか。経営と所有との連係として株主総会の存在価値は没却しえないものであるが、その名目的権限を徹底的に縮小し、

主として理事機関の選任とその定期的信任不信任に限定し、増資減資など定款の基本的重要事項に関する場合にのみ、臨時に信任の有無を決する程度にするのが合理的であろう。[301]

会社の計算に関しては、監査役その他による内部監査に加えて、会計専門家および国家公権による外部的検査の方法を講じるべきであると唱えられ、[302]社債に関して、社債総額の限度を払込株金額とする原則は、ぼう大な内部留保を有する優良会社については緩和すべきであると説かれている。[303]

また、株式会社全般にわたって公権干渉すなわち司法裁判所の関与の拡大を図った点につき、改正法律案が公権発動者として行政官庁を考慮に入れず司法裁判所に固執したのは、株式会社法の私法的性質の維持に対する強固な伝統の無意識の発露であろうと評価されつつ、実務処理の急速を尊ぶ経済的事情において、加えて判定の内容がいちじるしく経済的合目的性に関するものであるという点において、はたして裁判所にこの複雑多端かつ重大な任務のいっさいを負担させることが適当であろうかと述べておられる。[304]

以上の論稿のほかに、この年にも欧州の会社法改正に関する比較法的研究が見られるが、[305]わが国の会社法改正論議に対して直接的な提言をなすものではない。

(3)昭和一二年

この年に公表された論稿には、法律案の全部または一部に関する簡単な解説[306]を除いて、法律案全体に関して総合的な評価、検討を試みたものはなさそうである。なお、この年には、改正法律案に関する質疑応答集が法学志林に収録を開始されている。[307]この質疑応答集は、改正法律案全体についての実務的な詳細な解説となっており、その収録は、改正法成立後も昭和一四年に至るまで続けられている。

この年の論稿で注目されるのは、学界よりもむしろ法曹家や企業実務家からの、改正法律案の政策に関するい

くつかの評価であろう。

そのうち、とりわけ顕著なものは、株金分割払込制の存続に対する不満である。すなわち、今日の株式を中心とする現実の係争問題の多くは未払込株式をめぐるものであり、未払込制度の撤廃こそがのぞましい。今日の貨幣価値および投資家の株式引受申込の現状を勘案すれば、全額払込制度を採用しても投資家に苦痛を与えるようなことはないはずである、と述べるものがある。(308) 別にも、現実に第二回以降の払込みがいちじるしい不成績に終わって、これがために会社の事業に大打撃を与えた例は決して少なくはないのであるから、株式会社を設立するには株金全額の払込みを要するとするのが時宜に適することを確信する、と述べるものがある。(309)

概して、かかる実務家からの意見表明は、自由主義的、不干渉主義的側面が強いものが多いようである。たとえば、次のような斬新な意見はその代表的なものと言えよう。すなわち、今日のように進歩した商業社会においては、定款の自由制定、不干渉こそが商業自治の精神に適するのであるから、定款の効力を公証人の認証にかからしめることを止め、これを商工会議所のような民間施設に委ねてこそ、民間自治や民力の培養になるのではないか。(310) また、検査役の選任等についても、公権たる司法裁判所に過度に依存することなく、ここでも民間施設、たとえば商工会議所のような斯業に適する機関を利用すべきではないか。(311) 社債発行限度の制限規定に関しても、いたずらに制限規定によって企業の自由、活発を阻止して、これが企業を保護するものと考えるのは時代に遅れるものである。現に、特殊銀行会社は払込資本金額の一〇倍を超えて発行限度の拡張が許されているのであり、民間の大事業会社についてこれが許されないのは合理性がない、と述べられている。(312) 加えて、社債の発行に株主総会の特別決議を要するような政策は撤廃されるべきである、とも述べられている。(313)

実務家からは、株式に関しても、以下のような指摘がなされている。まず、株式の裏書制度の採用は大きな英

断であり進歩であるが、二二九条二項の制限は、せっかく設けられた裏書制度の効用を根本から破壊するものである、との指摘がある。(314) また、群小資本家のために別に有限責任会社を新設するのであれば、株券の譲渡性を否定するような旧規定を存置させる必要はないのであるから、定款の定めによって株式譲渡制限を許す政策を撤廃して、株券の譲渡性を徹底すべきである。との意見も述べられている。(315)

この年の改正法律案に関連する学界の論稿としては、会社設立無効の訴に関して、この訴は取引安全の保護をその本来の趣旨とするから、この趣旨からすれば、設立無効となるべき場合をなるべく少なくするような理論を構成すべきであるという視座から、改正法律案に則してこの訴の制度を検討したものがある。(316) また、改正法律案の認めた事後設立に関して、事後設立に裁判所の選任にかかる検査役の調査を必要としなかった点およびその対象となる財産を会社成立前または増資前に現存する財産に限定して将来設けられるべき設備等を包含させなかった点が遺憾であると指摘したものがある。(317) その他、比較法的研究として、一九三七年ドイツ新株式法の紹介がなされているが、(318) わが国の改正論議に直接関連するものではないようである。

(178) この委員会の構成員は、原嘉道委員長、松本烝治委員、岩田宙造委員、池田寅二郎委員、大森洪太委員の五名である。これに田中耕太郎博士が加わって、起草作業が行われた。

(179) 田中耕太郎「商法の改正に就て」司法協会雑誌一二巻一号（昭和八年）四頁。

(180) 松本烝治「商法の改正に就て」法の友二号（昭和一一年）二頁。

(181) 日銀金融研究所・注（5）前掲一六三頁参照。

(182) 無記名記事「商法中改正法律案要領概説(上)」信託協会会報一〇巻三号（昭和一一年）六五頁。

(183) 松本烝治「商法改正問題(1)・緒言竝に総則編に就て」法律時報八巻二号（昭和一一年）四頁。

(184) 同前。

(185) 同前。
(186) 大森洪太「商法中改正法律案に於ける会社の設立」法律時報八巻二号（昭和一一年）六頁以下。
(187) 同前六頁。
(188) 同前。
(189) 同前。
(190) 同前。
(191) 同前七頁。
(192) 同前。
(193) 同前。
(194) 同前。
(195) 同前。
(196) 同前。
(197) 同前七―八頁。
(198) 同前八頁。
(199) 同前。
(200) 同前。
(201) 同前。
(202) 鈴木竹雄「改正法に於ける株式会社の計算及び定款変更に関する規定に付て」法律時報八巻二号（昭和一一年）九頁以下。
(203) 同前九頁。

(204) 同前。
(205) 同前。
(206) 同前。
(207) 同前九―一〇頁。
(208) 同前一〇頁。
(209) 同前。
(210) 同前。
(211) 同前。
(212) 同前。
(213) 同前。
(214) 同前。
(215) 同前。
(216) 同前。
(217) 同前。
(218) 同前一〇―一一頁。
(219) 同前一一頁。
(220) 同前一一頁以下。
(221) 同前一一頁。
(222) 同前。
(223) 同前。

(224) 同前。
(225) 同前。
(226) 同前。
(227) 同前一二頁。
(228) 同前。
(229) 同前。
(230) 同前。
(231) 同前一三頁。
(232) 同前。
(233) 同前。
(234) 同前。
(235) 松本烝治「改正法案に於ける株式に関する規定に付て」法律時報八巻三号（昭和一一年）三頁以下。
(236) 同前三頁。
(237) 同前。
(238) 同前三―四頁。
(239) 同前四頁。
(240) 同前。
(241) 同前。
(242) 同前五頁。
(243) 同前。

(244) 同前。
(245) 同前。
(246) 同前。
(247) 同前。
(248) 同前五―六頁。
(249) 同前六頁。
(250) 同前。
(251) 同前。
(252) 大森洪太「商法中改正法律案に於ける会社関係の訴」法律時報八巻三号（昭和一一年）六頁以下。
(253) 同前八―九頁。
(254) 同前九頁。
(255) 同前。
(256) 同前。
(257) 同前。
(258) 同前七頁参照。
(259) 同前九頁。
(260) 同前。
(261) 鈴木竹雄「改正法案に於ける社債の規定に付て」法律時報八巻三号（昭和一一年）一〇頁以下。
(262) 同前一〇―一一頁。
(263) 同前一一頁。

(264) 同前。
(265) 同前。
(266) 同前一二頁。
(267) 同前。
(268) 同前。
(269) 同前。
(270) 同前一三頁。
(271) 同前。
(272) 同前。
(273) 同前一三―一四頁。
(274) 無記名記事「商法中改正法律案要領概説(上)(下)」信託協会会報一〇巻三号（昭和一一年）六五頁以下、一〇巻四号六〇頁以下、無記名記事「商法改正案の重点(1)―(10)」銀行判例一五巻三号（昭和一一年）一頁以下、一五巻四号一頁以下、一五巻五号一九頁以下、一六巻一号二頁以下、一六巻二号二頁以下、一六巻三号二頁以下、一六巻四号二頁以下、一六巻五号二頁以下、一六巻六号二頁以下、無記名記事「商法中改正法律案概説(1)―(5)」大阪商工会議所月報三五五号（昭和一一年）五七頁以下、三五六号（昭和一二年）八頁以下、三五七号八〇頁以下、三五八号四頁以下、三六〇号四九頁以下など。
(275) 烏賀陽然良＝大橋光雄＝大森忠夫＝八木弘「商法改正法案を評す(1)―(14)」法学論叢三四巻一号（昭和一一年）一三一頁以下、三四巻二号七二頁以下、三四巻三号八二頁以下、三四巻四号一〇七頁以下、三四巻五号八一頁以下、三四巻六号九九頁以下、三五巻一号（昭和一一年）一頁以下、三五巻三号九九頁以下、三五巻四号一二六頁以下、三五巻五号一頁以下、三五巻六号一六一頁以下、三六巻一号（昭和一二年）一二三頁以下、三六巻二号一三二頁以下、三

六巻三号九三頁以下。ただし、(1)のみ「商法改正要綱概評」という表題である。八木弘助教授（当時）の参加は、(3)以降である。
(276) 同前・三五巻三号九九―一〇〇頁。
(277) 同前一〇〇頁。
(278) 同前一〇九頁参照。
(279) 同前一一一頁参照。
(280) 同前一二四頁参照。
(281) 同前・三五巻四号一四八―一四九頁参照。
(282) 同前・三五巻五号一三七頁参照。
(283) 同前一三八―一三九頁参照。
(284) 同前一三九頁。
(285) 同前・三五巻六号一八一頁参照。
(286) 同前一八八頁参照。
(287) 同前・三六巻一号一四二―一四三頁参照。
(288) 同前・三六巻二号一四九頁参照。
(289) たとえば、花岡敏夫「商法改正法律案論評(1)―(3)」法律時報八巻五号（昭和一一年）八頁以下、八巻八号一六頁以下、八巻一〇号二〇頁以下、岡野哲二「商法改正案の銀行業務に及ぼす影響」銀行研究三〇巻四号（昭和一一年）一頁以下など。
(290) 長岡治男「商法改正法案を評す」法律時報八巻五号（昭和一一年）一七―一八頁参照。
(291) 長谷川安兵衛「株式会社重役論」早稲田商学一二巻三号（昭和一一年）七頁。

(292) 山本淳一「商法改正法律案中社債規定に就いて」法律新聞四〇一一号（昭和一一年）三―五頁参照。
(293) 佐藤七郎「商法改正法案に於ける社債規定に対する修正希望」銀行研究三〇巻五号（昭和一一年）六八頁参照。
(294) 同前六九―七〇頁。なお、山本・注（292）前掲四頁参照。
(295) 同前七〇頁。
(296) 但馬弘衛「商法改正要綱の会計学的修正案」会計三八巻二号（昭和一一年）二二―二三頁。
(297) 西原寛一「商法改正法案管見」法律時報八巻五号（昭和一一年）三頁以下。
(298) 同前三頁。
(299) 同前六―七頁参照。
(300) 同前七頁。
(301) 同前参照。
(302) 同前。
(303) 同前。
(304) 同前五頁参照。
(305) 大隅健一郎「仏蘭西に於ける株式会社法の改正」法学論叢三五巻二号（昭和一一年）一〇九頁以下、大森忠夫「ナチスの株式法改正論」法学論叢三五巻二号（昭和一一年）二三四頁以下、西原寛一「株式会社法に於けるナチス思想(1)―(3)」法学協会雑誌五四巻八号（昭和一一年）一一〇頁以下、五四巻九号九九頁以下、五四巻一〇号一二三頁以下。
(306) 大森洪太「商法中改正法律案の概要」法曹会雑誌一五巻六号（昭和一二年）四一頁以下、佐々穆「商法改正に於ける民商二法の調和(1)―(2)」法学新報四七巻九号（昭和一二年）一頁以下、四七巻一〇号七六頁以下、横田正俊「商法改正案と株式会社」財政二巻一号（昭和一二年）二四二頁以下、栗栖赳夫「商法中改正法律案と新社債制度」法学

新報四七巻五号（昭和一二年）一七頁以下。
(307) 関宏二郎他「商法中改正法律案の質疑応答(1)―(21)」法学志林三九巻一〇号（昭和一二年）一一七頁以下、三九巻一一号一一一頁以下、三九巻一二号一〇七頁以下、四〇巻一号（昭和一三年）九四頁以下、四〇巻二号七三頁以下、四〇巻三号八五頁以下、四〇巻四号九七頁以下、四〇巻五号九五頁以下、四〇巻六号七九頁以下、四〇巻七号五二頁以下、四〇巻八号四一頁以下、四〇巻九号八七頁以下、四〇巻一〇号九〇頁以下、四〇巻一一号八二頁以下、四〇巻一二号一〇五頁以下、四一巻一号（昭和一四年）一一〇頁以下、四一巻二号一一一頁以下、四一巻三号一〇九頁以下、四一巻四号一一一頁以下、四一巻五号九九頁以下、四一巻六号九七頁以下。ただし、四〇巻四号より表題を「商法中改正法律の質疑応答」と改めている。
(308) 妹尾一雄「商法改正案に於ける株式法を評す」信託協会会報一〇巻三号（昭和一二年）四三―四四頁参照。
(309) 吉田市郎「株式払込財産の法定信託」法曹公論四一巻六号（昭和一二年）五頁参照。
(310) 原田鹿太郎「実際家より見たる新株式会社法(1)」法律新報四八一号（昭和一二年）二―三頁参照。
(311) 同前三頁。
(312) 同「実際家より見たる新株式会社法(4)」法律新報四八七号（昭和一二年）四―五頁参照。
(313) 同前五頁。
(314) 妹尾・注（308）前掲五〇―五一頁。
(315) 原田鹿太郎「実際家より見たる新株式会社法(3)」法律新報四八三号（昭和一三年）四―五頁。
(316) 野津務「会社設立無効の訴(1)―(2)」民商法雑誌六巻五号（昭和一二年）一頁以下、六巻六号五〇頁以下。
(317) 佐々穆「商法改正法案に於ける変態設立及び事後設立」法学新報四七巻三号（昭和一二年）一一―一二頁参照。
(318) 長岡富三「独逸新株式会社法概観(1)―(2)」法と経済八巻一号（昭和一二年）八〇頁以下、八巻三号八五頁以下、八木弘「独逸新株式法」国民経済雑誌六二巻四号（昭和一二年）一〇一頁以下。

第五章　昭和一三年改正商法の成立とこれをめぐる議論

第一節　改正商法の成立と施行

政府は、先に公表した商法改正法律案に若干の修正を施し、これを商法中改正法律案として、昭和一二年二月、第七〇回帝国議会に提出した[39]。このとき提出された法律案と、昭和一〇年公表の法律案との相違点は、およそ以下のようなものである（送り仮名などの些細な点は除く）。

①接続詞の変更。昭和一〇年改正法律案の一七三条一項は、「取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲グル事項及前三条ノ規定ニ依ル払込並ニ現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤヲ調査セシムル為……」となっていたが、昭和一二年改正法律案の同条同条は、「……第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲グル事項並ニ前三条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤヲ……」に修正されている。②字句・表現の変更。昭和一〇年改正法律案の一八四条一項、二一〇条、三四八条および三五四条一項の「左ニ掲グル事項」が、昭和一二年改正法律案の同条または同条同項では、それぞれ「左ノ事項」に修正されている。また、昭和一〇年改正法律案三六六条二項の「前項ノ事項」が、昭和一二年改正法律案同条同項では「前項ニ掲グル事項」へと修正されている。昭和一〇年改正法律案二〇六条二項の「前項ノ場合ノ外」が、昭和一二年改正法律案同条同項では「前項ノ場合ヲ除クノ外」へと修正されている。昭和一〇年改正法律案三九四条一項では「第三百八十六条第一項第八号ノ規定ニ依リテ為シタル査定ニ不服アル者ハ……」となっているが、昭和一二年改正法律案の同条同項は「第三百八十六条第一項第八号ノ査定ニ不服アル者ハ……」に修正されている。③準用規定の整備。昭和一〇年改正法律案にみられなかった準用規定が、昭和一二年改正法律案において加えられている。三一八条

二項が新設され「第二百三条ノ規定ハ社債ガ数人ノ共有ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス」とされた。三二〇条四項が新設され「無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ供託スルニ非ザレバ前二項ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ズ」とされた。三二二条三項が新設され「第二百三十二条第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス」とされた。これにともない昭和一〇年改正法律案三三九条二項「第二百三十二条第一項及第二項ノ規定ハ第三百二十二条第二項ノ通知ニ之ヲ準用ス」が削除され、昭和一二年改正法律案において同条二項は「社債権者集会ノ議事録ハ社債ヲ発行シタル会社及社債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ノ議事録ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得」と規定された。三五六条ケタル会社其ノ本店ニ之ヲ備置クコトヲ要ス」と規定され、同条三項が新設され「社債募集ノ委託ヲ受二項が新設され「第百九十二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス」とされた。④条文の配置の変更。昭和一〇年改正法律案一八六条「引受ナキ株式又ハ第百七十七条ノ規定ニ依ル払込ノ未済ナル株式アルトキハ発起人ハ連帯シテ其ノ株式ノ引受又ハ払込ヲ為ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ」は、昭和一二年改正法律案においては、一九二条に回され、同条一項は「引受ナキ株式又ハ第百七十一条若ハ第百七十七条ノ規定ニ依ル払込ノ未済ナル株式アルトキハ発起人ハ連帯シテ其ノ株式ノ引受又ハ払込ヲ為ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ」と修正され、同条二項が新設されて「発起人ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ発起人ハ第三者に対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ」と規定された。これにともない、昭和一〇年改正法律案一八七条の、「前二条ノ規定ハ……」は「前条ノ規定ハ……」と修正されたうえで、昭和一二年改正法律案において、一八六条に繰り上げられた。以下、同様に、昭和一〇年改正法律案の一八八条、一八九条、一九〇条、一九一条および一九二条は、昭和一二年改正法律案において、そのまま一八七条、一八八条、一八九条、一九〇条および一九一条に繰り上げられた。⑤上述の④の措置にともなう形式的変更。昭和一〇年改

正法律案三七〇条一項、同条二項、三八九条二号、四一三条三項、四一四条一項、四五三条一号および四六五条一号のなかで規定された「一八六条」「一八七条」「一八八条」「一八九条」「一九〇条」「一九一条」および「一九二条」は、それぞれ「一九二条」「一八六条」「一八七条」「一八八条」「一八九条」「一九〇条」および「一九一条」に修正された。

第七〇回帝国議会において、右の改正法律案は、貴族院では些少の修正を受けたのみにて可決せられ、衆議院においても本案自体について、これを否決または全面的修正を求めるような空気は毫も存在しなかったにもかかわらず、昭和一二年三月三一日に衆議院が解散されたため、また法律として成立する運びに至らなかった。[320]

ついで、昭和一三年一月、政府は、第七三回帝国議会に、第七〇回議会で貴族院において修正されたものとほぼ同様のものを商法中改正法律案として通算三度目の提出をなした。[321] 昭和一二年法律案と昭和一三年法律案との相違はおよそ以下のようなものである。

①第七〇回帝国議会の貴族院の修正に従うもの。昭和一二年改正法律案一九八条は「発起人ニ非ズシテ株式申込証、目論見書、株式募集ノ広告其ノ他株式募集ニ関スル文書ニ自己ノ氏名及会社ノ設立ヲ賛助スル旨ノ記載ヲ為スコトヲ承諾シタル者ハ発起人ト同一ノ責任ヲ負フ」と規定されていたが、昭和一三年改正法律案の同条は、「記載ヲ為スコトヲ承諾シタル者ハ」の後に、「自己ヲ発起人ナリト誤認シテ株式ノ申込ヲ為シタル者ニ対シ」という文言が挿入されている。昭和一二年改正法律案二一九条の「社債権者集会ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外」が、昭和一三年改正法律案の同条では、「社債権者集会ハ本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外」に修正された。昭和一二年改正法律案四四二条一項の「第二百三十二条第一項第二項、第二百三十九条第三項、第二百四十三条、第二百四十四条及破産法第百七十九条ノ規定ハ」が、昭和一三年改正法律案同条同項では、「第二百三十二条第一項第二項、第二百三十四条及破産法第百七十九条ノ規定ハ」に修正された。昭和一二年改正法律案四九三条一項および四九四条一項で「賄賂ヲ収受シ」とされていた文言が昭和一三年改正法律案の同条同項では各々「不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ収受シ」に修正され、昭和一二年改正法律案の各々の同条同項にあった「他人ニ賄賂ヲ供与セシメ」の文言が昭和一三年改正法律案の同条同項から各々削除された。昭和一二年改正法律案四九三条二項および四九四条二項で「賄賂ヲ供与シ」とされていた文言が昭和一三年改正法律案の同条同項では各々「前項ノ利益ヲ供与シ」に修正された。同様に、昭和一二年改正法律案四九五条で「賄賂」とあるのを、昭和一三年改正法律案同条では「利益」と修正している。②第七〇回帝国議会の衆議院委員会の意見を尊重したもの。昭和一二年改正法律案二〇四条一項但書において「但シ定款ヲ以テ其ノ譲渡ノ禁止又ハ制限ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ」とされていた文言が、昭和一三年改正法律案同条同項但書において「但シ定款ヲ以テ其ノ譲渡ノ制限ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ」と修正された。同様に、昭和一二年改正法律案一七五条二項五号、一八八条二項六号および二二五条一項六号における「株式ノ譲渡ノ禁止若ハ制限」という文言が、昭和一三年改正法律案の各々の同条同項同号においては「株式ノ譲渡ノ制限」に修正された。③政府が独自に修正したもの。昭和一二年改正法律案三八〇条二項は「前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債権者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得」とされていたが、昭和一三年改正法律案同条同項では「前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債権者ニ限リ……」と修正されている。[322]

右の法律案は、貴族院においては二月一四日、衆議院においては三月二二日、いずれも無修正で可決され、かくして新法は、同年四月五日の官報をもって公布されるに至ったのである[323]（昭和一三年四月五日法律第七二号）。

こうして新法は、昭和四年以来の長い道程を経て、ようやく成立したわけである。その施行は、昭和一五年一月一日であった。

第二節　康徳四年満州帝国会社法の成立——昭和一三年会社法の双生児

大日本帝国の終焉とともに、わが国の植民地経営にもまた終止符が打たれたわけであるが、過去のわが国の植民地経営にとって、会社法制が占めていた地位はきわめて重要であったと評価しえよう。第一に、わが国の植民地は、いわゆる国策会社を中心に経営されていたからである。第二に、植民地への資本の導入のために、株式会社の利用が不可欠であったからである。

たとえば、韓半島における農業拓殖を軸とする植民地統治を目的として設立された国策会社は、東洋拓殖株式会社であった。この会社の設立は、以下に述べるようなきわめて特異な方法が用いられている。

日露戦争に勝利したわが国は、韓半島に対する影響力を徐々に強めていったわけであるが、明治三八年の第二次日韓協約（いわゆる乙巳保護条約）により、わが国は当時の大韓帝国を被保護国とした。そして同年一二月、わが国は、その保護権を行使するために韓国統監府を設置している。しかし、この時点においては、韓国はいまだ完全に主権を失ってはおらず、わが国内法がそのまま当然に韓国内において適用されたわけではない。

わが国は、韓国の実質的植民地化を促進するために国策会社の設立を急ぎ、韓国併合に先立ち、明治四一年八月二七日に東洋拓殖株式会社法を公布した（法律第六三号）。これと同時に、わが国は、半独立国家であった韓国政府をして同様の法律を制定せしめ、韓国においても、同年同月同日、東洋拓殖株式会社法を公布せしめている（韓国法律第二二号）。韓国統監府の告示第一三七号（明治四一年九月二日）によれば「韓国政府ハ明治四十一年八月二十七日法律第二十二号ヲ以テ東洋拓殖株式会社法ヲ公布セリ其ノ訳文左ノ如シ」として、韓国法の訳文を告示しているが、この訳文は、一字一句、わが国の同法と相等しいものである。すなわち、東洋拓殖株式会社は、日韓両国法に準拠して設立されたわけであり、わが国の韓半島への進出過程を探るうえで、興味深い事例であるといえよう。

しかし、右のような方法によるときは、当該特殊会社に関する特別法に限っては同一内容を有し得るであろうが、相手国を完全に併合しない限り、一般法たる会社法が異なる結果、同一会社に対する両国法の適用上、収拾しがたい抵触を生じることを避けえないことになる。[324] 韓国については、明治四三年にわが国への併合がなされた結果、実際上の難問を生じる事態はなかったと思われる。これに対して、傀儡国家とはいえ、体裁上は主権国家として成立せしめられた満州国については、わが国の会社法との整合性に配慮した一般法としての会社法が必要であった。康徳四年（昭和一二年）に成立した満州国会社法は、この時期のわが国の会社法改正作業の投影であると評価しえるので、本節において、これを概観しておこう。

周知のように、満州国の建国は、昭和七年のことである。建国直後の満州国においては、臨時の便法として、建国前の制度・法令が援用されたようである。会社法については、大同元年（昭和七年）一二月九日教令三号によって、中華民国の公司法（民国一八年一二月二八日公布、同二〇年七月一日施行）が一時的に援用された。[325] 同法の内容は、実質的にわが国会社法が移植されたものであったようであるが、同法は明治四四年改正を顧慮しておらず、加えて、単純な錯誤または疎漏が多かったと評価されている。[326]

康徳元年（昭和九年）、満州国は帝政に移行した。同年一〇月、満州国政府は、司法部参事官、法典起草委員会（民事・刑事に分かれる）、法典制定委員会、漢文整理委員会を設置した。そして、各々の委員会の分担を定

めて、康徳四年（昭和一二年）一二月までに主要司法法規を完成させることになった。[327]

商法に関しては、康徳四年五月一三日に、まず手形法（票拠法）・小切手法（支票法）が公布され、[328]同年一〇月一日に施行されている。[329]各々、ジュネーブ統一条約に基づくものである。[330]満州国商法の特色は、商法典を編纂しなかったことである。商法は、それぞれ単行法として、康徳四年六月二四日に、商人通法（わが国の商法総則および商行為法の一部）、会社法、運送法、倉庫法、海商法が公布されている。

右のうち、会社法は、康徳四年六月二四日勅令第一三二号として公布され、同年一二月一日より施行された全五章四四八か条にわたる法典である。[331]同法は、一言で表現するならば、わが国の昭和一三年改正会社法の双生児であると評価しえよう。すなわち、「条項の配列、立言の方法ならびに字句用語の選択に至るまで、まったく符節を合するがごとく、両法の間に均整のとれてあることほとんど理想に近い」[332]との評価が加えられている。

ところで、本稿においてしばしば指摘しているように、わが国の昭和一三年会社法の改正作業は、あくまでも自由主義、資本主義をその基調とするものであった。このような基調を持ったわが国の会社法が、そのまま国防国家体制下の満州国に移植されたのはどのような理由に基づくものであろう。これについては、以下のような理由が考えられよう。

第一に、満州国の経済開発に必要な資本を導入するために一般会社法が必要であったことである。[333]第二に、建国前から同国領域内に若干の会社組織が存在し、これを既得権として認める必要があったことである。[334]そして、第三に、おそらくこれが最も重要な理由であると思われるが、わが国自体がいまだ自由主義、個人主義的な経済組織を維持することに固執していたことである。[335]「わが国自体が」と言うよりも、「わが国の商法学界が」と言い換えるほうがより正確であるかもしれない。

満州国会社法の形式上の特異点はその配列に見うけられる。すなわち、第一章総則、第二章株式会社、第三章合名会社、第四章合資会社とされており、株式会社が先頭に配列されている。同法では、株式合資会社が認められていない。[336]これは、建国前から同領域に株式合資会社（股份両合公司）がそもそも存在しなかったためであるとされている。さらに同法は、わが国で導入された有限会社を認めていない。その理由は必ずしも明らかではないが、わが国における有限会社法の施行（昭和一五年一月一日）が満州国会社法の施行（昭和一二年一二月一日）より遅かったため、わが国に先んじてこの制度を施行することを不可としたのではないかとの示唆がなされている。[337]満法に有限会社に関する規定がないことについては、「立法者の短見が惜しまれる」[338]とか、「満法がこの制度を採用しなかったことは意外である」[339]といった批判がなされている。

満法には、外国会社に関する規定が置かれていない。したがって、外国法に準拠して設立され、満州国内で事業を営むことを主たる目的とする会社は、すべて満法に準拠する会社に改組せざるをえないという構成になる。[340]ただし、日本法に準拠して設立された会社で満州国において事業を営むことを主たる目的とするものについては、「治外法権撤廃及付属施行政権移譲に関する日満両国条約（康徳四年一一月五日条約第二号、同年一二月一日実施）」四条一項に基づき、この条約の実施と同時に「満州国法令により成立する同種の会社其の他の法令又は最も之と類似する法人」として認められた。[341]右は、満州国内におけるわが国資本の独占的権益を保護するための政策的な配慮であるといえよう。

わが国の昭和一三年改正会社法と満州国会社法との具体的な条文における相違点のいくつかを概観しておこう。

満法は、株金払込事務の取扱者および取扱場所を銀行に限っている（二三条二項六号）。おそらく満州国における信託会社の発達の不十分さに起因するものである。[342]

満法は、心裡留保による株式申込みの有効性を明らかにすることに加えて、発起人と通じてなした虚偽表示による株式申込の有効性をも明定している（一三条――対照日法一七五条三項）。

満法は、設立時における株式払込仮装を防止する一環として、銀行の払込株金保管証明書自体を創立総会に提出しなければならないものとしている（三一条二項――日法に対照規定なし）。

会社が例外的に自己株式の取得を許される場合に関して、満法においては、日法二一〇条に掲げる事由に加えて「問屋タル会社ガ買入ノ委託ノ履行ノ為ニスルトキ」および「信託業ヲ目的トスル会社ガ信託ノ引受ニ因ルトキ」を掲げている（六四条四号、五号）。

株主が払込期日までに払込みをなさなかったときに会社が執りうる失権手続に関して、会社は滞納株式の競売その他の処分に先立ち、株式譲渡人に買受けの機会を与えるために処分をなすべき旨の通知をしなければならないが、処分に先立ち、所定の申出期間内に株式買受けの申出をした譲渡人が複数あるときにどの者に株式を売却すべきか、わが国の商法は明定していないが、満法は最初に申出をなした譲渡人に対してなす旨を明定して、最先主義を採用している（六九条）。

株式譲渡人の払込担保責任の限度に関して、わが国の商法（二一九条一項）が、株主名簿に株式の譲渡を記載した後二年内に法定の方式に従って払込みの催告が発せられた株金に関してのみ株式譲渡人が担保責任を負うとしているのに対し、満法では、かかる株金にしてかつ払込期日が右の期間内に存するものに関してのみ担保責任を負うとしている（七三条一項）。

満法は、とくに取締役の義務、責任に関する直接の規定を会社法中に設けている。すなわち、その一二一条において、会社は「取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ」る旨を直接に規定するとともに「但シ其ノ取締役ハ之ガ為ニ自己ノ損害賠償ノ責任ヲ免ルルコトナシ」との明文を設けている（対照日法二六一条三項↓七八条二項↓民法四四条一項）。さらに、取締役の受任者としての善管注意義務を、民法に委ねることなく、直接に会社法中に規定を設けて（一一七条）、「取締役ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス」と定めている。この政策は、取締役に積極的に職務遂行の義務を負わせるという観点から[343]、あるいは、その職務に無関心、怠慢である取締役に対し、直裁簡明に職務懈怠が義務違反であることを規定して厳重な戒心を要求したという点で[344]、高く評価されている。

株式会社の貸借対照表の要式に関し、満法は、「資本総額ハ之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ要ス」ととくに明定している（一四七条一項――日法に対照規定はなく、貸借対照表の要式は、商法中改正法律施行法四九条によってすべて命令に委ねられている）。

満法は、自己株式について、会社が自己株を質権の目的として受けたときまたはこれを処分したときはその種類および金額を営業報告書に記載すべきことを要求している（一四八条――日法に対照規定なし）。

満法は、定款をもって利益または利息の配当請求権の消滅期間を定めうることを明定し、その最短期間を三年と定めている（一五五条――日法に対照規定なし）。

転換社債に関し、転換によって発行すべき株式は日満両法ともに全額払込済みのものに限っているが、かかる株式の金額については、わが国の商法三六五条二項が「転換スベキ社債ノ発行価額ヲ超ユルコトヲ得」ないとしているのに対し、満法二三二条二項は「転換スベキ社債ノ発行ニ因リテ得タル実額ヲ超ユルコトヲ得」ないとしている。

以上のほかにも、日満両国の会社法には細部で相違点がみうけられるが、右に掲げたものは、その代表例であ

表VI　満州国会社資本移動（満州国法人のみ）

年度（昭和）	新設		増資		払込	
	社	金額（円）	件	金額（円）	件	金額（円）
康徳4(12)	320	77,007,600	14	220,056,700	22	11,800,500
5(13)	914	180,027,352	150	110,463,250	123	185,625,300
6(14)	741	164,580,305	393	219,231,695	165	428,958,500
7(15)上期	200	62,175,700	161	89,033,250	47	140,871,000
7(15)下期	238	61,399,650	79	76,839,700	86	147,799,950
8(16)上期	307	125,530,030	84	40,304,700	89	164,911,000
8(16)下期	211	86,351,552	61	60,262,503	64	71,603,520
9(17)上期	330	78,403,550	102	140,119,050	119	83,093,316

年度（昭和）	減資		解散		現在高	
	件	金額（円）	社	金額（円）	社	金額（千円）
康徳4(12)	5	－	11	29,106,800	2,292	1,325,142
5(13)	3	260,085	114	7,356,400	3,092	1,773,642
6(14)	1	2,000	115	7,991,707	3,718	2,578,419
7(15)上期	2	415,000	143	3,229,850	3,809	2,886,854
7(15)下期	7	397,000	141	12,927,299	4,100	3,361,973
8(16)上期	6	90,000	121	8,089,500	4,419	3,921,138
8(16)下期	4	5,554,500	69	57,652,500	4,561	4,076,148
9(17)上期	9	365,900	114	41,330,940	5,023	4,640,452

東洋経済編　経済年報昭和19年版236頁をもとに作成

る。

また、日満両国の民法規定の相違が、会社立法にも少なからぬ影響を与えている。たとえば、意思表示の要素に錯誤があれば、満州国民法はこれを取消事由としている（一〇五条一項）。満州国民法は、物権の得喪変更につき登記または引渡しを効力要件としている（一七七条および一八一条）。満州国民法は、先取特権に関する規定を欠く、等である。

いずれにせよ、日満の経済的な一体化は、昭和一三年改正商法および康徳四年会社法という、双生児会社法を軸として遂行された。表VIは、康徳四年以降の全満州における会社資本の異動を示したものである。満州国会社法は、昭和一三年改正会社法によりも約二年先行して施行されている。自由経済から戦時経済すなわち統制経済へ移行しつつあったこの時代において、この二年の差は重要であるかもしれない。自由主義を基調とする日満会社法の「実力」は、自由経済体制下の社会においてこそ、その実効性が客観的に評価されうるからである。その意味で、先行して施行された満州国会社法の下での会社統計は、不幸な時代に施行された昭和一三年会社法の「隠れた実力」を推し測るひとつの資料と言いうるかもしれない。

第三節　改正法をめぐる学界の議論状況

(1) 昭和一三年

この年における会社法改正論議でもっとも注目すべきは、商法学界よりもむしろ会計学界における議論であろう。この年、わが国の会計学者は、第一回日本会計研究学会大会を開催している。改正商法が公布されて間もない、同年五月二〇、二一日のことである（一橋如水会館にて開催）。この大会における議論を契機として、[345] 会計

学者が、主として商法二八五条の財産評価に関する論稿を公表している。

すなわち、同条の営業用固定資産の評価に関して、減損額控除＝減価償却に同条がふれていないのは不十分であるとして、これを規定すべきであるとの意見が多い。[346] また、同条の有価証券の評価に関しても、会計学の見地からして、有価証券は、恒久的利殖または他社支配のために所有するものと一時的な投資のために所有するものとに分けてその評価を考えるべきであり、前者は営業の用に供する有価証券として取得原価主義を採り、後者は時価主義を採るべきではなかったか、との批判も目立っている。[347] とりわけ、親会社が所有する子会社発行の有価証券につき、原価を尊重して評価すべきことを要求する規定がないのは遺憾であるとの指摘がある。[348]

その他、会計学者の意見として、二八二条二項の計算書類の閲覧権に関して、会社を国民的監督の下に置くためには、株主または会社債権者でなくても、一定の費用を支払いさえすれば、これを取得できるようにすべきであるとの意見がある。[349] また、二八八条の利益準備金に関して、改正商法は会社自体の健全な発展のための会社保護に対する配慮が不十分であって、利益準備金の限度を資本の四分の一程度にとどめるので足りるのか、利益から留保するのも二〇分の一以上の程度で十分なのかという指摘がある。[350]

法律学者の議論としては、設立に関連するものとして、原始定款の公正証書化に加えて、創立総会および株主総会の議事録または決議録の公正証書化が至当であったと示唆する意見がある。[351] 二四六条の事後設立につき、かかる規定を設けたこと自体は評価できるが、これに株主総会の特別決議を要求しても総会が概して無力であるし、会社設立当初においては、発起人またはその一味が取締役や監査役として会社を事実上支配することが多いのであるから、事後設立の具体的当否、とりわけその価額の当否を株主総会が適切に判断しうるとは考えがたく、この場合にも、総会に先立ち、官選検査役の調査をなさしめることとすべきであったとの見解がある。[352] また、預合

防止策につき、株金払込取扱人の変更や保管替えに関して、株式申込人に対する通知公告等につき規定しなかったのは不備である旨が述べられている。[353]

取締役の株券供託を定めた二五九条に関しては、供託された株式上に会社が有する権利または供託された株式を取締役が任意に処分した場合の効果など、解釈上問題点が多い旨を指摘するものがある。[354] 同条については実務家からも、取締役を株主中から選出したときに取締役が定款に定めた員数の株券を監査役に供託するのは、取締役が業務執行その他につき会社に損害を及ぼした場合、その賠償の担保としてこれをなさしめることにあるのは明らかであるにもかかわらず、同条が定款をもってその供託義務を免除しうるかのように規定した点は問題であるとの指摘がある。[355]

自己株式の取得の緩和に関しても、はやくもこの時期に、たとえば従業員持株制度を採用するなど、経営上の必要に基づく場合には会社が自己株式を取得することを認めるべきであるとの意見表明がみられる。[356]

銀行実務家からの指摘として、二〇九条一項の登録質について、登録質の要件として、株券にも質権者の氏名を記載するということになっているが、転々として何人の手に渡るかもしれない株券に質入れの履歴がつくのは、ことに銀行等では取引関係が第三者にわかるということもあり、好ましいことではないので、せっかくの立法であるが、おそらくこれを利用する者はあまりいないであろうという指摘がある。[357]

当然のことながら、この年には、改正商法の解説論稿が数多く公表されている。[358]

また、スイス[359]およびドイツ[360]の会社法の紹介論稿も見うけられるが、わが国の会社法に対する具体的提言を含むものではない。

(2)昭和一四年

この年における興味深い論稿として、昭和一三年改正商法がどのような思想的背景の下に成立したかを考察された大橋光雄助教授（当時）のそれ[361]を挙げることができる。

大橋助教授は、日華事変以降のわが国の立法状況を、従来の自由主義下の法制が行きつく所まで行きついた転換期にあり、その新事態に対応すべくさまざまな法案が議会を通過していると評価されつつ、それらのうち、商法改正法案のみが「何かしら法制の安定期における法律のごとくであり、何か周囲の雰囲気にそぐわないような気持ちが感ぜられないでもない。かかる法律を事変中にもかかわらず制定しうることは大国の余裕であるという見方もあるが……なぜかかる印象を与えるのであるか」[362]と述べられ、それに答えるべく改正法の総合的考察をされようとする。そして、いわゆる民主主義陣営の会社法と全体主義陣営の会社法の立法動向を分析され、それらとわが国の改正会社法の姿勢とを比較されている。

そのうえで、改正法につき、この会社法は現時の法制激動期における立法であるにもかかわらず、従来の資本主義的民主主義的思想をいっそう発展ならしめたるにとどまり、改正手段のひとつとして諸国の法制の研究を世界的ならしめたというにすぎないものであると小括される[363]。

具体的に述べれば、改正法の根本思想、指導精神は純資本主義的であり、たとえば株式の無名性の排撃、会社機関の編成替え、権威による政治の思想、企業の行政的監督等の全体主義的会社法にみられる問題はほとんど考慮されておらず、この法律は、自由競争の基盤に立った法制安定期のみに与えられる法律であるとされている[364]。大橋助教授は、このような改正法を評して、一九二九年英国会社法を連想させる面すらあると評価されている[365]。

比較法的見地において広く知識を世界に求めているという点に関しては、明治二三年商法が仏法系であり、明治三二年商法が独法系であるのに対し、今回は世界諸国法的になったとされ、とりわけ英米法の諸制度がいずれ

も立法に有力な資料を提供したと評価される[366]。そして、民主主義陣営に属する英米法の法制が多くとり入れられたことは、純資本主義的立場をとるわが商法の発展的手段として、必然的なことであった旨、述べておられる[367]。

右のような姿勢で立法された改正法は、現時の経済情勢にとって不十分であるというのが、大橋助教授の評価である[368]。第一に、従来の資本主義的立場から観た場合、現代企業の特色は複合企業たる点に特徴があるが、すでに会社法典に収めるに機が熟していると思われるカルテル、トラスト、コンシェルン関係について、新法は規定していない[369]。第二に、全体主義的立場から観た場合、新法はあまりに時流と隔絶している。すなわち、「新しい経済秩序」の建設という情勢を戦時経済の一時的現象とみるか、人類史の大きな思想的うねりの現象とみるかは見る人の認識によるとされつつも、大橋助教授は、後者の立場に賛成される[370]。その観点から、新法ははなはだ時流に超然としていると指摘され、次のように述べられる。商法は自由主義の立場に立つのが本来的性格であり、全体主義的動向は別個の法領域で考察すべきであるという見解も一理ないではないが、それはむしろ商法自らが自らの廃滅を自認することに外ならないのであって、かりに自由主義の商法は廃滅するにしても、経済現象は人の生活のあるところに必ず存立するのであるから、時代に適応した構想の下に、商法の特色である柔軟性、慣習性、時代適応性を発揮して、将来の商法の活くべき道を見出すべきである[371]。

今日的見地からは、必ずしも妥当とは言い難い側面もあるが、改正当時の時代背景、経済情勢と会社法との乖離を知る上で象徴的な論稿である。なお、大橋助教授は、新法について「資本主義の立場においても一〇年遅れている[372]」と小括されていることを付言しておきたい。

この年の各論的論稿としては、記名株券の指図証券化にともなう問題点を指摘したものがある[373]。

記名株券の善意取得制限を規定した二二九条二項につき、記名株券に裏書移転の方法を認めながら、証券の外

観に信頼しえないような非証券法的規定を設けたことは、証券法的見地からその失当を批判せざるをえないとしている。[374] しかし、国民経済に直接かつ大きな関係を持つ株式制度のようなものは、証券理論の理想にかかわらず、立法者が株式所有者に衝動を与えないよう配慮してかかる制限を設けた以上、その当否を即断すべきでないとする。[375] また、裏書譲渡をうけて記名株券の所持人となった者からする名義書替請求につき、小切手法一九条を準用する規定を設けるべきであると指摘している。[376]

その他、この年には若干の各論的解説論稿がみうけられる。[377] 施行を控えて、定款の認証等の公証人実務に関する解説等もみうけられる。[378]

(3)昭和一五年

改正会社法は、この年に施行された。しかし、すでに多くの特殊会社法、特殊事業法が制定され、国家総動員法（昭和一三年法律第五五号）、会社利益配当及資金融通令（昭和一四年勅令第一七九号）、臨時資金調整法（昭和一二年法律第八六号）等の各種統制法令の氾濫によって、商法典が予想する改正会社法下の株式会社の姿は、必ずしも十分な具現化が可能であるとは言い難い状況となっていた。

このように、戦時経済体制または国防国家体制への移行が顕著となる中で、自由主義を基調としたさらなる会社法改正に繋がる議論状況は、急速に下火になってゆく。

たとえば、この年には、いわゆる制度理論の立場から株式会社の構造を再構成するといった主旨の論稿も現れている。[379] 株式会社は、個人と国家の間における中間的利益の追求を目的とする組織体を生ぜしめる契約によって成立する、[380] といった具合である。

しかし、一般的には、この時代の特別法による商法の変更は、以下のように捉えられている。すなわち、企業

の複雑性にもかかわらず、基本的な機構としては、そこに共通な定型を定めることは必要であり、可能である。これが一般法としての商法の役割りである。しかし第一に、この基本的機構のもとに構成せられる種々の技術的、派生的な部分については、商法の画一的定型は必ずしもあらゆる企業に適合しうるとは限らない。第二に、特定企業の持つ経済的、社会的ないし国家的意義の重要性については、これを国家的に監督統制する必要もあり、またこれに特殊の特権を付与する必要もある。[381] 右のように、商法学者は、統制法令の氾濫という現実を直視しつつも、一般法としての商法に関しては、その自由主義的な立場を崩していない。逆に、特別法による商法の変更はきわめて例外的でなければならないと説いている。[382]

統制法令による商法の変更については、たとえば会社の設立や機関といった側面において、次のような批判的意見が表明されている。設立に関して、実質的には多数の特殊会社法、特殊事業法の制定によって重要な企業の多くにつき、準則主義は大きな歪曲を受けつつあるから、現在のわが株式会社法には「広い意味での免許主義」が支配していると言っても過言ではない。しかし、かかる「免許主義」は、複雑多様な企業の全般に対する行政官庁の評価能力の万能、明徹な洞察、誠意を前提としなければならない以上、そこに一沫の不安がある。[383] また、機関に関して、これに関する特殊的法規整は、結局は企業経営についての国家的干渉ないし関与の表現に尽きる。[384] とりわけ特殊会社において株主総会の専決事項について認可主義を採用するという政策は、株主総会の専決権自体こそ奪われていないものの、その効力発生要件として政府の認可が要求せられる限りにおいて、株主総会を通じての会社の私的自治が大きな制約を受けている点に注目すべきである。[385]

右のような状況を反映してか、改正商法に関するこの年の論稿としては、株式の質入れ等について総合的に論じたものが目立つ程度である。[386]

総論的解説として、立法者の一人であった松本烝治博士の講演録が公表されている。[387] また、若干の各論的解説がある。[388] その他に、ナチス株式会社法の紹介、[389] スイス会社法[390]の紹介論稿が公表されている。

(4)昭和一六年

周知のように、この年の一二月八日に、わが国は米英に対して戦端をひらき、中国戦線をも含めて、「戦争」状態にはいった（中国戦線はこのときまで「事変」と称されていたが、昭和一六年一二月一〇日の大本営政府連絡会議は、この戦争を一二月八日以降の中国戦線を含めて「大東亜戦争」と呼称すると決定し、この呼称は同月一二日に閣議決定された）。この戦争の遂行は、わが国の国力をはるかに超えるものであったため、開戦を境に、わが国の諸分野の学問的成果にも少なからぬ影響（停滞）をもたらすこととなった。したがって、本稿では、会社法をめぐる「戦前」の議論状況を整理するという意味で、この年に公表された論稿をもって昭和一三年改正商法をめぐる議論の終着点とする。

この年には、わが国の過去の資本主義経済の発展とその質的変化を背景に、昭和一三年会社法の性格を総合的に考察された三藤正教授の論稿が公表されている。[391]

三藤教授は「元来民商法のような大法典は、一面その経済生活への指導力を云々されているけれども、何としてもその過去の時期における経済生活の要求の、そしてその発現たる諸特別法で展開せられた法理論の沈澱である」[392]と捉えられる。そして、この前提が是認されるならば、今回の商法改正の基盤となった経済は、産業資本主義から金融資本主義への転化過程におけるそれであったわけであるから、今回の改正法は、このような経済的要請を反映したものでなければならなかったはずであると小括される。[393] その要請とは、第一に、産業資本主義の正常な進行過程の諸要求に合致する株式会社の型の構想であり、第二に金融資本主義への転化過程における諸要求

の立法化である。[394]

三藤教授は、右のうち、とりわけ金融資本主義への転化過程における諸要求が、どのように会社法に取り入れられているかを考察されている。少数の者の手中に企業が握られる独占的金融資本主義下にあっては、自己資本をもって新企業を創設するよりもむしろ多数者を獲得することによって既存企業を支配することが努力されるようになるが、三藤教授は、株式会社法もまた、このような企業集中による独占を可能ならしめ金融資本の独裁を擁護する方向に構成されると説かれる。[395]

すなわち、金融資本型の株式会社法においては、資本形成の自由性という側面は、次のように発展する。第一に、金融資本化を促進させるため、会社金融の方法が多様化される。具体的には、株式の種類の増加、転換株式・転換社債・議決権なき株式の許容、増資の制限の緩和、社債法規の補正、株式担保化の方法の明確化等が改正法において実現された。第二に、投下資本の安定化が図られる。具体的には、設立に関する発起人の責任強化、増資における取締役・監査役の責任強化等が改正法において実現された。第三に、投下資本の回収の容易迅速化が図られる。具体的には、株式の指図証券化等が改正法において実現された。また、金融資本型の株式会社法においては、会社機構の側面も次のように変容する。形式的には株主総会中心の当事者自治の原則を維持しつつ、企業の支配権は事実上企業者株主（すなわち金融資本家）に移動し、その代表者たる取締役等が経営方針を決定するようになる。具体的には、議決権なき株式・転換株式の許容を通じた株主の無機能化への前進、取締役・監査役の株主資格からの解放等が改正法において実現された。[396]

三藤教授は、金融資本主義的性格を強めた改正法に一定の評価を与えられつつも、「現行法上の株式会社の金融資本的性格はなおその理念型と称するにはほど遠い」[397]と述べられる。その理由として、改正法は、たとえば企

業合同現象における自己株式、議決権、貸借対照表の項目および評価、役員の責任、会社債権者関係等についてなお十分な規定を欠くからであるとされている。(398)

さらに三藤教授は、資本主義はさらに独占的金融資本主義の行詰まりから計画資本主義へ発展すると説かれ、わが国はすでに金融資本主義が未完成のうちに世界的政治不安にうながされて計画資本主義への本質過程にはいっていると現状を分析される。(399) そして、この段階にあって会社法は、株主・会社役員・会社債権者という利害が衝突する者の間の利己的自由競争の調整・調和に資するものとしての役目を果たさなければならず、かかる段階においてもなお、会社がもつ資本集中機構としての優秀性と経営機構としての優秀性が再認識されるべきであると説かれている。(400)

時代的背景もあってか、三藤教授は、国家総動員法や営団法が株式会社の機構的優秀性を発揮することに寄与するという主旨を述べておられるが、(401) 今日的視点からは、三藤教授が説かれた計画資本主義下の会社法への指摘は、会社法学の経済法分野への発展を示唆するものであったとも捉えられよう。

この年、大隅健一郎博士もまた、資本主義経済の大きな基本的構造の変革の結果として、株式会社制度にどのような構造的変革がもたらされたのかという視座から、一編の論稿を公表されている。(402) 株式会社法理論の変革の鳥瞰を企図されたという意味で三藤教授の論稿の主旨と共通しているが、その視野は大隅博士の論稿のほうが広く、世界的な経済の基本構造の変遷の流れを捉えられ、その間の各国株式会社法理論の変遷に言及しつつ、わが国特有の現象をも分析されるという手法が用いられている。

大隅博士は、株式会社企業の大企業化、企業集中の発展そして資本主義経済から統制経済への移行といったものを、経済の基本構造の変革の中核に据えられて、会社法の構造の変革史を描き出すことを意図されたと思われる。(403)

しかし、右の視座から、当時における会社法理論の到達点を各論的に分析する作業は、会社の設立および会社の内部機構に関する部分を除いて未完に終わっている。

大隅博士の各論的分析のうち、昭和一三年改正法に対する評価として重要な指摘であると思われるのは、近代における株式会社の内部構造の変革に関連した指摘であろう。すなわち、資本主義の発展にともなう株式会社の大企業化と企業集中により、株式会社の内部構造は、自由株主の共同管理権ことに議決権の限縮ないし喪失と取締役の企業支配権の拡大強化という過程をたどる。加えて、これをもたらした経済的発展は、他面、従来の株主中心的な株式会社観に対し、新たな企業中心的な株式会社本質観を展開せしめる。そこから、株式会社に結合する各個の株主の利益またはその単なる集計を越えた、より高次元の企業の利益という概念を認めることになる。そして、このような企業の利益の昂揚は、企業経営の安定と企業の断続的な維持発展を最高の指標とするから、会社の経営を株主総会の変動的多数と株式投機の陰謀から解放することを要求し、また多数者株主の横暴に対してのみならず、少数者ないし個々の株主の放恣に対しても取締役等の立場を弁明する根拠を与えることになる。この流れの帰結するところは、取締役がもはや株主総会の下位に立つ機関ではなく、自己の権限と責任で会社の業務執行を指導的に指揮する立場に立つこと、株主総会が主として会社の法律的および経済的基礎に関してのみ決議をなしえ、業務執行に関してはもはや大きな権限を有さないこと、かかる取締役の権限強化と関連して、その責任もまた強化されること、監査役の監督機関としての職分が明確化されること等である。(404)

大隅博士は、右のような変化をふまえて、昭和一三年改正法を次のように評されている。「この改正に当たっては、前述の近代における株式会社の内的構造の変革に対し格別の考慮が払われたと認むべき跡を見出しえない。それは依然として従来の民主主義思想に胚胎する機関構造を維持するのみならず、株主総会の権限を拡張するこ

とによって（商法二四五条）、むしろこれを強化する態度に出ているかさえに見える。[405]」

明治期の会社法制定以降、連綿と続けられ、会社法学の発展に寄与してきた戦前のわが国の会社法改正議論は、この年に公表された以上の昭和一三年改正法の総論的小括をもって、戦時における長い休眠状態にはいることになる。

(319) 島本英夫「商法改正要点(1)」和歌山高商内外研究一一巻五号（昭和一三年）五〇頁。
(320) 同前。
(321) 根本松男「改正商法に付て(1)」鉄道軌道経営資料二一巻一〇号（昭和一三年）三頁。
(322) 昭和一二年改正法律案と昭和一三年改正法律案との異同については、三枝一雄・明治商法の成立と変遷（平成四年）三五〇―三五一頁を参考として整理した。
(323) 島本・注（319）五〇頁。
(324) 松本烝治「満州電信電話株式会社の成立」法学協会雑誌五一巻一〇号（昭和八年）五四―五五頁。
(325) 佐藤義雄「満州国会社法の特質(1)」同志社論叢七〇号（昭和一五年）七八頁。
(326) 同前。
(327) 同前七六頁。
(328) 佐藤義雄「満州帝国商人通法論評(1)」同志社論叢五八号（昭和一三年）九三頁。
(329) 同前九五頁。
(330) 同前参照。
(331) 大本利一「日満新会社法の比較(1)」東亜経済研究二二巻四号（昭和一三年）七七―七八頁。
(332) 同前七八頁。

(333) 佐藤・注（325）前掲八〇頁。
(334) 同前。
(335) 同前。
(336) 同前八六頁。
(337) 同前八七頁参照。
(338) 同前。
(339) 大本・注（331）前掲八六頁。
(340) 佐藤・注（325）前掲八七頁。
(341) 同前八七―八八頁。
(342) 大本・注（331）前掲八九頁。
(343) 佐藤義雄「満州国会社法の特質(2)」同志社論叢七一号（昭和一六年）八九頁。
(344) 大森利一「日満新会社法の比較(2)」東亜経済研究二三巻一号（昭和一四年）九二―九三頁。
(345) この大会において論じられた商法上の会計問題に関する討論については、日本会計研究学会「改正商法上の会計問題」会計四三巻一号（昭和一三年）一三七頁以下に、その速記録が掲載されている。
(346) 野本悌之助「改正商法と会計問題」名古屋高商商業経済論叢一六巻一号（昭和一三年）七二頁、長谷川安兵衛「商法改正に伴う会社計算の諸問題」会計四二巻三号（昭和一三年）一二―一三頁、吉田良三「改正商法に於ける評価規定の細吟味」経済商業論纂一八号（昭和一三年）一三頁。
(347) 山下勝治「新商法評価規定の会計学的吟味」彦根高商論叢二四号（昭和一三年）四一―四二頁、野本・注（346）前掲七三頁、長谷川・注（346）前掲一四―一五頁、吉田・注（346）前掲一五頁。
(348) 野本・注（346）前掲七三頁。

(349) 長谷川・注(346)前掲一九―二〇頁。
(350) 同前三〇―三一頁。
(351) 升本重夫「新会社法雑考(1)」法学新報四八巻九号(昭和一三年)四一―四二頁。
(352) 同前四八―四九頁。
(353) 同前五五―五六頁。
(354) 大原順葵「取締役の株券供託」法律新聞四二六四号(昭和一三年)三頁以下。
(355) 大金酉蔵「商法改正案と取締役の資格」鉄道軌道経営資料二一巻一号(昭和一三年)五七―五八頁。
(356) 碓氷厚次「改正商法と特殊株式」大分高商研究資料彙報一三巻三号(昭和一三年)九頁。
(357) 無記名記事「改正商法に於ける記名株式の質入方法について」銀行判例二〇巻三号(昭和一三年)六一頁。
(358) 主たる解説論稿として、大森洪太「改正商法講座」財政三巻四号(昭和一三年)二一五頁以下、堀部靖雄「改正商法中株式会社法解説(1)―(6)」長崎高商研究館彙報二六巻六号(昭和一三年)一頁以下、二六巻七号一三頁以下、二六巻八号二八頁以下、二六巻九号一八頁以下、二七巻一号(昭和一四年)四一頁以下、二七巻二号三一頁以下、永田菊四郎「改正商法の概要」日本法学四巻六号(昭和一四年)六五頁以下。
(359) 福地俊雄「瑞西新株式会社法(1)―(7)」法学七巻六号(昭和一三年)八七頁以下、七巻七号一〇三頁以下、七巻九号一〇一頁以下、七巻一〇号七八頁以下、八巻五号(昭和一四年)五三頁以下、八巻六号八〇頁以下、八巻七号七三頁以下。
(360) 後藤幸之助「ナチス新株式法における損益計算」商業経済論叢一五ノ下(昭和一三年)一八三頁以下。
(361) 大橋光雄「新改正会社法の思想的立場」法学志林四一巻四号(昭和一四年)三八頁以下。
(362) 同前三九頁。
(363) 同前六二頁。

(364) 同前。
(365) 同前。
(366) 同前六三頁。
(367) 同前六四頁。
(368) 同前六五―六六頁。
(369) 同前六六頁。
(370) 同前。
(371) 同前。
(372) 同前七三頁。
(373) 升本重夫「記名株券の指図証券化と其特異性」法学新報四九巻一号(昭和一四)年二九頁以下。
(374) 同前四六頁。
(375) 同前。
(376) 同前五〇頁。
(377) 但馬弘衛「改正商法に於ける計算規定」会計四四巻一号(昭和一四年)七一頁以下、碓氷厚夫「改正商法第二百十条と金庫株」大分高商商業論集一四巻一号(昭和一四年)一〇三頁以下、平岡市三「改正商法によりて認められたる後配株に就て」日大経済集志一二巻一号(昭和一四年)四九頁以下、奏亘「改正商法に於ける財産引受」司法協会雑誌一八巻八号(昭和一四年)一頁以下、武市春男「改正商法に於ける株式会社の計算規定について」中央銀行会通信録四三七号(昭和一四年)二頁以下、小林徳三郎「新会社法に於ける株式の譲渡と譲渡人の担保責任並に裏書の抹消」信託協会会報一三巻二号(昭和一四年)二七頁以下、元吉重成「改正商法第百二十五条第二項及第三項」会計四四巻四号(昭和一四年)九七頁以下、古谷敬二「商法改正に伴う定款変更竝商業登記株券記載事項変更に関する注意」

無尽通信二二巻六号（昭和一四年）一四頁以下。

(378) 山崎敬義「改正会社法における定款認証の諸問題」日本公証人協会雑誌二五号（昭和一四年）二五頁以下。

(379) 片山謙二「株式会社の全体主義的構造」銀行論叢三五巻五号（昭和一五年）一頁以下。

(380) 同前七頁。

(381) 石井照久「特別法を中心とする株式会社法の考察(1)」法学協会雑誌五八巻五号（昭和一五年）五七頁。

(382) 同前。

(383) 同前六九頁。

(384) 石井照久「特別法を中心とする株式会社法の考察(2)」法学協会雑誌五八巻六号（昭和一五年）八三頁。

(385) 同前八五頁。

(386) 村上秀三郎「新商法株式二題」法学新報五〇巻七号（昭和一五年）一頁以下。

(387) 松本烝治「株式会社に関する商法の改正に就て」正義一六巻三号（昭和一五年）一頁以下。

(388) 大川博「改正商法と会計上の問題」鉄道軌道経営資料二三巻三号（昭和一五年）六頁以下、橋本良平「改正商法と株式会社定款」明大商学論叢一九巻一・二号（昭和一五年）一頁以下、井上勝馬「新商法と取引者保護に就て(1)―(10)」銀行研究三八巻一号（昭和一五年）五五頁以下、三八巻二号八九頁以下、三八巻三号九五頁以下、三八巻五号五五頁以下、三八巻六号九三頁以下、三九巻一号一〇七頁以下、三九巻二号一〇五頁以下、三九巻三号一一三頁以下、三九巻五号一三五頁以下、三九巻七号八七頁以下、久万俊喜「商法中改正法律施行法第十二条の登記事項(1)―(2)」民商法雑誌一一巻四号（昭和一五年）一六五頁以下、一一巻五号一六七頁以下、吉川大二郎「改正商法における職務執行停止・代行者選任の仮処分(1)―(2)」民商法雑誌一一巻三号（昭和一五年）一頁以下、一一巻四号一九頁以下。

(389) 中川正「株式会社共同体論」台北帝大政治科研究年報六号（昭和一五年）三頁以下。

(390) 西島彌太郎「瑞西新株式会社法の梗概」大阪商科大学経済学雑誌七巻二号（昭和一五年）五三頁以下。

(391) 三藤正「わが株式会社法の性格とその変質(1)―(2)」民商法雑誌一四巻五号（昭和一六年）一頁以下、一四巻六号一六頁以下。

(392) 同前・一四巻五号六―七頁。

(393) 同前参照。

(394) 同前七頁参照。

(395) 同前・一四巻六号一七頁。

(396) 同前一八頁。

(397) 同前一九頁。

(398) 同前。

(399) 同前二〇頁。

(400) 同前二一―二三頁参照。

(401) 同前二五頁以下。

(402) 大隅健一郎「株式会社の構造変革と株式会社法理論の変遷(1)―(4)」法学論叢四四巻一号（昭和一六年）五〇頁以下、四四巻二号八一頁以下、四四巻三号五七頁以下、四五巻二号六五頁以下。

(403) 同前・四四巻一号六七頁。

(404) 同前・四五巻二号七七―八九頁参照。

(405) 同前八九―九〇頁。

第六章　小　括

本稿においては（神戸学院法学二五巻一号二一頁以下に公表した第一部を含む）、昭和一三年会社法改正に関して、その社会的経済的背景については大正期から、実際の改正作業におよびこれに関連する学界の議論状況については昭和初期から、それぞれ戦前の動向を概観してきた。

改正法の背景には、第一次大戦後の異常とも思える経済の活況とその反動としての大不況そして未曾有の恐慌という事実が存在した。今日的表現をすれば、それは大正期のバブル経済の破綻にともなう経済的矛盾の噴出という現象であったと言えようか。したがって、昭和一三年会社法改正の目的とするところは、もっぱらかかる事態に対応しきれなかった従来の法制の不備を補正し、新たな経済上の需要に対応することであった。このような目的は、その後から今日に至るまでの会社法改正作業の目的と軌を一にするものであったと言いうるであろう。

ところで、この当時と今日の世相との類似性は、確かに容易に指摘しうるところであるが、決定的に異なる点は、わが国における（あるいはわが国を含めた）資本主義経済自体の成熟度である。今日の資本主義経済体制は、周知のように、いわゆる東西冷戦に勝利するまでに成熟し、いわば進化の極地にある。しかし、この当時のわが国の資本主義経済は、いまだ進化の過程にあったわけであり、ようやく産業資本主義が曲がりなりにも成熟し、金融資本主義への転換期にあるという段階にあった。

したがって、かかる背景を基盤に立案された昭和一三年改正会社法は、産業資本主義の最終段階における会社法の完成された姿、すなわち株主総会中心主義をとる近代株式会社法としての一応の完成型であったと評価しえるであろう。

昭和一三年改正会社法は、株主総会中心主義の最後の系譜に属する会社法であったが、その施行時には、すでにその周辺に多くの統制法令が制定されており、ついにこの会社法自体が純粋な形で機能することはなかった。

しかしかりに、わが国があの不幸な戦争を体験することなく、昭和一三年会社法が十分な形で機能していたとしても、すでに企業の所有と分離がいよいよ顕著となっていたという事実、そして財閥を中心とした過度の経済力集中にともなう矛盾の露呈といった事実が、早晩、次の会社法改正論議を産み出す要因となったであろうことは想像に難くない。すなわち、企業の所有と分離に即応した会社の運営機構（それは取締役会を中心としたものにならざるをえなかったであろう）の必要性が高まったであろうし、過度の企業集中にともなう弊害は、経済法の必要性を惹起することになったであろう。したがって、たとえ敗戦による連合国（米国）の占領と、占領政策に基づく会社法改正の指示がなかったとしても、おそらくその後のわが国の会社法は、今日とあまり変わらない姿へと進化したのではなかろうか（もちろん、個々には、たとえば株主代表訴訟といった制度があれほど早くわが法制に導入されたかというような問題はあるであろうが）。すでに概観したように、戦前の学界の議論状況も企業の所有と分離の進展および株主総会中心主義の限界を十分に認識したものであったし、昭和一三年改正においては、英米法の諸制度にも視野を広げて、これらの移植に取り組む姿勢が見えていたという事実も、右の想像を裏づけることになるであろう。

さらに、昭和一三年会社法に続く改正作業が、わが国独自の力でなされていたとすれば、おそらく、わが会社法典は、今日の独占禁止法、証券取引法といった経済法をも含めた大法典に進化していたのではなかろうか。経済法分野における法規整の必要性は、戦前においては、会社法改正論議の文脈の中で説かれていたからである。

いずれにせよ、昭和一三年会社法改正が、純粋に経済的な見地から、しかも自由主義的な見地から遂行され、

戦前の政治理念と無縁のものであったという事実は、戦後の会社法改正作業にとって、幸運なことであったと言いうるであろう。

なお、昭和一三年会社法改正に関する歴史的な分析をさらに進める作業として、同年の有限会社法制定の経緯の歴史的展開を検討することが残されており、この点は、別に考察する予定である。

〔追記〕

本研究は、浜田道代教授（名古屋大学）および伊藤紀彦教授（中京大学）が、平成五年度に財団法人全国銀行学術研究振興財団の研究助成を受けた「明治初期における金融機関の発達と株式会社法の移植」と題する共同研究の、補充研究の一環として行われたものである。

（平成七年四月一九日）

資料7

○商法中改正法律案・第二編（昭和一〇年案）*

第二編　会　社

第一章　総則

第五十二条　本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ

営利ヲ目的トスル社団ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ為スヲ業トセザルモ之ヲ会社ト看做ス

第五十三条　会社ハ合名会社、合資会社、株式会社及株式合資会社ノ四種トス

第五十四条　会社ハ之ヲ法人トス

会社ノ住所ハ其ノ本店ノ所在地ニ在ルモノトス

第五十五条　会社ハ他ノ会社ノ無限責任社員ト為ルコトヲ得ズ

第五十六条　会社ハ合併ヲ為スコトヲ得

合併ヲ為ス会社ノ一方又ハ双方ガ株式会社又ハ株式合資会社ナルトキハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ハ株式会社又ハ株式合資会社ナルコトヲ要ス

合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ関スル行為ハ各会社ニ於テ選任シタル設立委員共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第九十八条第一項、第三百四十三条及第四百六十七条ノ規定ハ前項ノ選任ニ之ヲ準用ス

第五十七条　会社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第五十八条　会社ガ正当ノ事由ナクシテ其ノ成立後一年内ニ開業ヲ為サズ又ハ一年以上営業ヲ休止シタルトキハ裁判所ハ利害関係人若ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

会社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役又ハ監査役ガ法令又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行為ヲ為シタル場合ニ於テ会社ノ存立ヲ許スベカラザル事由アルトキ亦前項ニ同ジ

前二項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ解散ノ命令前ト雖モ利害関係人若ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ管理人ノ選任其ノ他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第五十九条　利害関係人ガ前条第一項又ハ第二項ノ請求ヲ

為シタルトキハ会社ノ請求ニ因リ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第六十条　利害関係人ノ為シタル第五十八条第一項又ハ第二項ノ請求ガ却下セラレタル場合ニ於テ其ノ者ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第六十一条　本稿ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ニシテ官庁ノ許可ヲ要スルモノハ其ノ許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第二章　合名会社

第一節　設立

第六十二条　合名会社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第六十三条　合名会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

一　目的
二　商号
三　社員ノ氏名及住所
四　本店及支店ノ所在地
五　社員ノ出資ノ目的及其ノ価格又ハ評価ノ標準

第六十四条　合名会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　前条第一号乃至第三号ニ掲グル事項
二　本店及支店
三　存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
四　社員ノ出資ノ目的、財産ヲ目的トスル出資ニ付テハ其ノ価格及履行ヲ為シタル部分
五　社員ニシテ会社ヲ代表セザルモノアルトキハ会社ヲ代表スベキモノノ氏名
六　数人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第六十五条　会社ノ成立後支店ヲ設ケタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ支店ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前条第一項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ支店ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

本店又ハ支店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ於テ新ニ支店ヲ設ケタルトキハ其ノ支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第六十六条　会社ガ其ノ本店ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ二週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ三週間内ニ第六十四条第一項ニ掲グル事項ヲ登記シ其ノ支店ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第六十四条第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ本店又ハ支店ヲ移転シタルトキハ其ノ移転ノ登記ヲ為スヲ以テ足ル

第六十七条　第六十四条第一項ニ掲グル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ変更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二節　会社ノ内部ノ関係

第六十八条　会社ノ内部ノ関係ニ付テハ定款又ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ組合ニ関スル民法ノ規定ヲ準用ス

第六十九条　社員ガ債権ヲ以テ出資ノ目的ト為シタル場合ニ於テ債務者ガ弁済期ニ弁済ヲ為サザリシトキハ社員ハ其ノ弁済ノ責ニ任ズ此ノ場合ニ於テハ其ノ利息ヲ支払フ外尚損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス

第七十条　各社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ会社ノ業務ヲ執行スル権利ヲ有シ義務ヲ負フ

第七十一条　支配人ノ選任及解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖モ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第七十二条　定款ノ変更其ノ他会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為ヲ為スニハ総社員ノ同意アルコトヲ要ス

第七十三条　社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ズ

第七十四条　社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為シ又ハ同類ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員若ハ取締役ト為ルコトヲ得ズ

社員ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ他ノ社員ハ過半数ノ決議ニ依リ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル権利ハ他ノ社員ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキ亦同ジ

第七十五条　社員ハ他ノ社員ノ過半数ノ決議アリタルトキ

ニ限リ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ民法第百八条ノ規定ヲ適用セズ

第三節　会社ノ外部ノ関係

第七十六条　業務ヲ執行スル社員ハ各自会社ヲ代表ス但シ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ業務執行社員中特ニ会社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第七十七条　会社ハ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ数人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第三十九条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十八条　会社ヲ代表スベキ社員ハ会社ノ営業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

民法第四十四条第一項及第五十四条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス

第七十九条　会社ガ社員ニ対シ又ハ社員ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テ其ノ訴ニ付会社ヲ代表スベキ社員ナキトキハ他ノ社員ノ過半数ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第八十条　会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルトキハ各社員連帯シテ其ノ弁済ノ責ニ任ズ

会社財産ニ対スル強制執行ガ其ノ効ヲ奏セザルトキ亦前項ニ同ジ

前項ノ規定ハ社員ガ会社ニ弁済ノ資力アリ且執行ノ容易ナルコトヲ証明シタルトキハ之ヲ適用セズ

第八十一条　社員ハ会社ニ属スル抗弁ヲ以テ会社ノ債権者ニ対抗スルコトヲ得

会社ガ其ノ債権者ニ対シ相殺権、取消権又ハ解除権ヲ有スル場合ニ於テハ社員ハ其ノ者ニ対シ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得

第八十二条　会社ノ成立後加入シタル社員ハ其ノ加入前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負フ

第八十三条　社員ニ非ザル者ニ自己ヲ社員ナリト誤認セシムベキ行為アリタルトキハ其ノ者ハ誤認ニ基キテ会社ト取引ヲ為シタル者ニ対シ社員ト同一ノ責任ヲ負フ

第四節　社員ノ退社

第八十四条　定款ヲ以テ会社ノ存立時期ヲ定メザリシトキ又ハ或社員ノ終身間会社ノ存続スベキコトヲ定メタルトキハ各社員ハ営業年度ノ終ニ於テ退社ヲ為スコトヲ得但シ六月前ニ其ノ予告ヲ為スコトヲ要ス

会社ノ存立時期ヲ定メタルト否トヲ問ハズ已ムコトヲ得

ザル事由アルトキハ各社員ハ何時ニテモ退社ヲ為スコトヲ得

第八十五条　前条及第九十一条第一項ニ掲グル場合ノ外社員ハ左ノ事由ニ因リテ退社ス

一　定款ニ定メタル事由ノ発生
二　総社員ノ同意
三　死亡
四　破産
五　禁治産
六　除名

第八十六条　社員ニ付左ノ事由アルトキハ会社ハ他ノ社員ノ過半数ノ決議ヲ以テ其ノ社員ノ除名又ハ業務執行権若ハ代表権ノ喪失ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一　出資ノ義務ヲ履行セザルコト
二　第七十四条第一項ノ規定ニ違反シタルコト
三　業務ヲ執行スルニ当リ不正ノ行為ヲ為シ又ハ権利ナクシテ業務ノ執行ニ干与シタルコト
四　会社ヲ代表スルニ当リ不正ノ行為ヲ為シ又ハ権利ナクシテ会社ヲ代表シタルコト
五　其ノ他重要ナル業務ヲ尽サザルコト

社員ガ業務ヲ執行シ又ハ会社ヲ代表スルニ著シク不適任ナルトキハ会社ハ前項ノ規定ニ従ヒ其ノ社員ノ業務執行権又ハ代表権ノ喪失ノ宣告ヲ請求スルコトヲ得

社員ノ除名ハ業務執行権若ハ代表権ノ喪失ノ判決確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第八十七条　除名セラレタル社員ト会社トノ間ノ計算ハ除名ノ訴ヲ提起シタル時ニ於ケル会社財産ノ状況ニ従ヒテ之ヲ為シ且其ノ時ヨリ法定利息ヲ附スルコトヲ要ス

第八十八条　第八十六条ノ訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス

第八十九条　退社員ハ労務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的ト為シタルトキト雖モ其ノ持分ノ払戻ヲ受クルコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九十条　社員ノ持分ノ差押ハ社員ガ将来利益ノ配当及持分ノ払戻ヲ請求スル権利ニ対シテモ亦其ノ効力ヲ有ス

第九十一条　社員ノ持分ヲ差押ヘタル債権者ハ営業年度ノ終ニ於テ其ノ社員ヲ退社セシムルコトヲ得但シ会社及其ノ社員ニ対シ六月前ニ其ノ予告ヲ為スコトヲ要ス

前項但書ノ予告ハ社員ガ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供

シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第九十二条　会社ノ商号中ニ退社員ノ氏又ハ氏名ヲ用ヒタルトキハ退社員ハ其ノ氏又ハ氏名ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第九十三条　退社員ハ本店ノ所在地ニ於テ退社ノ登記ヲ為ス前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付責任ヲ負フ

前項ノ責任ハ前項ノ登記後二年内ニ請求又ハ請求ノ予告ヲ為サザル会社ノ債権者ニ対シテハ登記後二年ヲ経過シタトキ消滅ス

前二項ノ規定ハ持分ヲ譲渡シタル社員ニ之ヲ準用ス

第五節　解散

第九十四条　会社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ発生

二　総社員ノ同意

三　会社ノ合併

四　社員ガ一人ト為リタルコト

五　会社ノ破産

六　解放ヲ命ズル裁判

第九十五条　前条第一号又ハ第二号ノ場合ニ於テハ社員ノ全部又ハ一部ノ同意ヲ以テ会社ヲ継続スルコトヲ得但シ同意ヲ為サザリシ社員ハ退社シタルモノト看做ス

前条第四号ノ場合ニ於テハ新ニ社員ヲ加入セシメテ会社ヲ継続スルコトヲ得

第九十六条　会社ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ解散ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第九十七条　会社ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ為シタル後ト雖モ第九十五条ノ規定ニ従ヒテ会社ヲ継続スルコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ継続ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第九十八条　会社ガ合併ヲ為スニハ総社員ノ同意アルコトヲ要ス

解散後ノ会社ハ存立中ノ会社ヲ存続スル会社トスル場合ニ限リ合併ヲ為スコトヲ得

第九十九条　会社ガ合併ノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス

第百条　会社ハ前条ノ期間内ニ其ノ債権者ニ対シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且知レ

タル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

債権者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス

債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス

第百一条　会社ガ合併ヲ為シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合併後存続スル会社ニ付テハ変更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル会社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ第六十四条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第百二条　会社ノ合併ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前条ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第百三条　合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ハ合併ニ因リテ消滅シタル会社ノ権利義務ヲ承継ス

第百四条　会社ノ合併ノ無効ハ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ各会社ノ社員、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債権者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第百五条　前条第一項ノ訴ハ合併ノ日ヨリ六月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭弁論ハ前項ノ期間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

数個ノ訴ガ同時ニ繋属スルトキハ弁論及裁判ハ併合シテ之ヲ為スコトヲ要ス

訴ノ提起アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第百六条　債権者ガ第百四条第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ会社ノ請求ニ因リ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第百七条　第百四条第一項ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ合併ノ無効ノ原因タル瑕疵ガ補完セラレタルトキ又ハ会社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ合併ヲ無効トスルコトヲ不適当ト認ムルトキハ裁判所ハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第百八条　合併ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ合併後存続スル会社ニ付テハ変更

ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ消滅シタル会社ニ付テハ回復ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百九条　合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

原告ガ敗訴シタル場合ニ於テ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第百十条　合併ヲ無効トスル判決ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社、其ノ社員及第三者ノ間ニ生ジタル権利義務ニ影響ヲ及ボサズ

第百十一条　合併ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ合併ヲ為シタル会社ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ合併後負担シタル債務ニ付連帯シテ弁済ノ責ニ任ズ

合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ合併後取得シタル財産ハ合併ヲ為シタル会社ノ共有ニ属ス

前二項ノ場合ニ於テハ各会社ノ負担部分又ハ持分ハ其ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ裁判所ハ請求ニ因リ合併ノ時ニ於ケル各会社ノ財産ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第百十二条　已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ各社員ハ会社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第八十八条及第百九条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百十三条　合名会社ハ総社員ノ同意ヲ以テ或社員ヲ有限責任社員ト為シ又ハ新ニ有限責任社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資会社ト為スコトヲ得

前項ノ規定ハ第九十五条第二項ノ規定ニ依リ会社ヲ継続スル場合ニ之ヲ準用ス

第百十四条　合名会社ガ前条ノ規定ニ依リ其ノ組織ヲ変更シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合名会社ニ付テハ解散ノ登記、合資会社ニ付テハ第百四十九条第一項ニ定ム登記ヲ為スコトヲ要ス

第百十五条　第百十三条第一項ノ場合ニ於テ従前ノ社員ニシテ有限責任社員ト為リタルモノハ本店ノ所在地ニ於テ前条ノ登記ヲ為ス前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付テハ無限責任社員ノ責任ヲ免ルルコトナシ

第九十三条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六節　清算

第百十六条　会社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ仍存続スルモノト看作ス

第百十七条　解散ノ場合ニ於ケル会社財産ノ処分法ハ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ会社ガ第九十四条第四号又ハ第六号ノ規定ニ依リテ解散シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第百条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者アルトキハ其ノ者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第百十八条　会社ガ前条第三項ノ規定ニ違反シテ其ノ財産ヲ処分シタルトキハ会社ノ債権者ハ其ノ処分ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ其ノ処分ガ会社ノ債権者ヲ害セザルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民法第四百二十四条第一項但書、第四百二十五条及第四百二十六条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百十九条　会社ガ第百十七条第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財産ヲ処分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ会社ニ対シ其ノ持分ニ相当スル金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第百二十条　第百十七条第一項ノ規定ニ依リテ会社財産ノ処分方法ヲ定メザリシトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外第百二十一条乃至第百三十五条ノ規定ニ従ヒテ清算ヲ為スコトヲ要ス

第百二十一条　清算ハ業務執行社員之ヲ為ス但シ社員ノ過半数ヲ以テ別ニ清算人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十二条　会社ガ第九十四条第四号又ハ第六号ノ規定ニ依リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害関係人若ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ選任ス

第百二十三条　業務執行社員ガ清算人ト為リタルトキハ解散ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ三週間、支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　清算人ノ氏名及住所

二　清算人ニシテ会社ヲ代表セザルモノアルトキハ会社ヲ代表スベキモノノ氏名

三　数人ノ清算人ガ共同シテ会社ヲ代表スベキ定アルトキハ其ノ規定

清算人ノ選任アルタルトキハ其ノ清算人ハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七条ノ規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百二十四条　清算人ノ職務左ノ如シ

一　現務ノ結了

二　債権ノ取立及債務ノ弁済

三　残余財産ノ分配

会社ヲ代表スベキ清算人ハ前項ノ職務ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

民法第八十一条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス

第百二十五条　会社ハ弁済期ニ至ラザル債権ト雖モ之ヲ弁済スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ無利息債権ニ付テハ弁済期ニ至ル迄ノ法定利息ヲ加算シテ其ノ債権額ニ達スベキ金額ヲ弁済スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ利息付債権ニシテ其ノ利率ガ法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テハ条件付債権、存続期間ノ不確定ナル債権其ノ他価額ノ不確定ナル債権ニ付テハ裁判所ノ選任シタル鑑定人ノ評価ニ従ヒテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス

第百二十六条　会社ニ現存スル財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ清算人ハ弁済期ニ拘ラズ社員ヲシテ出資ヲ為サシムルコトヲ得

第百二十七条　清算人ガ会社ノ営業ノ全部又ハ一部ヲ譲渡スニハ社員ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス

第百二十八条　清算人数人アルトキハ清算ニ関スル行為ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第百二十九条　第七十六条及第七十七条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

業務執行社員ガ清算人ト為リタル場合ニ於テハ従前ノ定ニ従ヒテ会社ヲ代表ス

裁判所ガ数人ノ清算人ヲ選任スル場合ニ於テハ会社ヲ代表スベキ者ヲ定メ又ハ数人ガ共同シテ会社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第百三十条　清算人ハ就職ノ後遅滞ナク会社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借対照表ヲ作リ之ヲ社員ニ交付スルコトヲ要ス

清算人ハ社員ノ請求ニ因リ毎月清算ノ状況ヲ報告スルコトヲ要ス

第百三十一条　清算人ハ会社ノ債務ヲ弁済シタル後ニ非ザレバ会社財産ヲ社員ニ分配スルコトヲ得ズ但シ争アル債務ニ付其ノ弁済ニ必要ト認ムル財産ヲ留保シテ残余ノ財産ヲ分配スルコトヲ妨ゲズ

第百三十二条　社員ガ選任シタル清算人ハ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得此ノ解任ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第百三十三条　清算人ノ任務ガ終了シタルトキハ清算人ハ遅滞ナク計算ヲ為シテ各社員ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ計算ニ対シ社員ガ一月内ニ意義ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百三十四条　清算ガ結了シタルトキハ清算人ハ前条ノ承認アリタル後本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ清算結了ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百三十五条　第七十五条、第七十八条第二項、第二百五十四条第二項及第二百六十六条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第百三十六条　会社ノ設立ノ無効ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ社員ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八条、第百五条第三項第四項、第百七条、第百九条及第百十条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第百三十七条　設立ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百三十八条　設立ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ解散ノ場合ニ準ジテ清算ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第百三十九条　設立ヲ無効トスル判決ガ確定シタル場合ニ於テ其ノ無効ノ原因ガ或社員ノミニ付存スルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ他ノ社員ノ一致ヲ以テ会社ヲ継続スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ無効ノ原因ノ存スル社員ハ退社ヲ為シタルモノト看做ス

第九十五条第二項及第九十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百四十条　会ノ設立ノ取消ハ訴ヲ以テノミ之ヲ請求スルコトヲ得

第百四十一条　社員ガ其ノ債権者ヲ害スルコトヲ知リテ会

社ヲ設立シタルトキハ債権者ハ其ノ社員及会社ニ対スル訴ヲ以テ会社ノ設立ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

第百四十二条　第八十八条、第百五条第三項第四項、第百九条、第百十条、第百三十六条第一項及第百三十七条乃至第百三十九条ノ規定ハ前二条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百四十三条　会社ノ帳簿竝ニ其ノ営業及清算ニ関スル重要書類ハ第百十七条ノ場合ニ在リテハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ為シタル後、其ノ他ノ場合ニ在リテハ清算結了ノ登記ヲ為シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其ノ保存者ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十四条　社員ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ相続人数人アルトキハ清算ニ関シテ社員ノ権利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

第百四十五条　第八十条ニ定ムル社員ノ責任ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ為シタル後五年内ニ要求又ハ請求ノ予告ヲ為サザル会社ノ債権者ニ対シテハ登記後五年ヲ経過シタルトキ消滅ス

前項ノ期間経過ノ後ト雖モ分配セザル残余財産仍存スルトキハ会社ノ債権者ハ之ニ対シテ弁済ヲ請求スルコトヲ得

第三章　合資会社

第百四十六条　合資会社ハ有限責任社員ト無限責任社員トヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十七条　合資会社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外合名会社ニ関スル規定ヲ準用ス

第百四十八条　合資会社ノ定款ニハ第六十三条ニ掲グル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第百四十九条　合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ第六十四条第一項ニ掲グル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス

有限責任社員ニ付テハ登記シタル事項ノ公告ニハ其ノ員数及出資ノ総額ヲ掲グルヲ以テ足ル変更ノ登記アルタルトキ亦同ジ

第百五十条　有限責任社員ハ金銭其ノ他ノ財産ノミヲ以テ其ノ出資ノ目的ト為スコトヲ得

第百五十一条　各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ会社ノ業務ヲ執行スル権利ヲ有シ義務ヲ負フ

無限責任社員数人アルトキハ会社ノ業務執行ハ其ノ過半

数ヲ以テ之ヲ決ス

第百五十二条　支配人ノ選任及解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖モ無限責任社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第百五十三条　有限責任社員ハ営業年度ノ終ニ於テ営業時間内ニ限リ会社ノ財産目録及貸借対照表ノ閲覧ヲ求メ且会社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ有限責任社員ハ何時ニテモ裁判所ノ許可ヲ得テ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

第百五十四条　有限責任社員ハ無限責任社員全員ノ承諾アルトキハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得持分ノ譲渡ニ伴ヒ定款ノ変更ヲ生ズルトキト雖モ亦同ジ

第百五十五条　有限責任社員ガ自己若ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為シ又ハ同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員若ハ取締役ト為ルニハ他ノ社員ノ承諾アルコトヲ要セズ

第百五十六条　有限責任社員ハ会社ノ業務ヲ執行シ又ハ会社ヲ代表スルコトヲ得ズ

第百五十七条　有限責任社員ハ其ノ出資ノ価額ヲ限度トシテ会社ノ債務ヲ弁済スル責ニ任ズ但シ既ニ会社ニ対シ履行ヲ為シタル出資ノ価額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ノ適用ニ付テハ会社ニ利益ナキニ拘ラズ配当ヲ受ケタル金額ハ之ヲ控除シテ其ノ出資ノ価額ヲ定ム

第百五十八条　有限責任社員ハ出資ノ減少後ト雖モ本店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為ス前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付テハ従前ノ責任ヲ免ルルコトナシ

第九十三条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百五十九条　有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員ナリト誤認セシメタル者ニ対シ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ負フ

前項ノ規定ハ有限責任社員ニ其ノ責任ノ限度ヲ誤認セシムベキ行為アリタルトキハ其ノ社員ハ誤認ニ基キテ会社ト取引ヲ為シタル者ニ対シ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ負フ

前項ノ規定ハ有限責任社員ニ其ノ責任ノ限度ヲ誤認セシムベキ行為アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十条　第八十二条ノ規定ハ有限責任社員ガ無限責任社員ト為リタル場合、第九十三条ノ規定ハ無限責任社員ガ有限責任社員ト為リタル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十一条　有限責任社員ガ死亡シタルトキハ其ノ相続

人之ニ代リテ社員ト為ル

第二百三条ノ規定ハ死亡シタル有限責任社員ノ相続人数人アル場合ニ之ヲ準用ス

有限責任社員ハ禁治産ノ宣告ヲ受クルモ之ニ因リテ退社セズ

第百六十二条　合資会社ハ無限責任社員又ハ有限責任社員ノ全員ガ退社シタルトキハ解散ス但シ残存スル社員ノ一致ヲ以テ新ニ無限責任社員又ハ有限責任社員ヲ加入セシメテ会社ヲ継続スルコトヲ妨ゲズ

有限責任社員ノ全員ガ退社シタル場合ニ於テハ無限責任社員ノ一致ヲ以テ合名会社トシテ会社ヲ継続スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合資会社ニ付テハ解散ノ登記、合名会社ニ付テハ第六十四条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第百六十三条　合資会社ハ総社員ノ同意ヲ以テ其ノ組織ヲ変更シテ之ヲ合名会社ト為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条第三項ノ規定ヲ準用ス

第百六十四条　清算ハ業務執行社員之ヲ為ス但シ無限責任社員ノ過半数ヲ以テ別ニ清算人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四章　株式会社

第一節　設立

第百六十五条　株式会社ノ設立ニハ七人以上ノ発起人アルコトヲ要ス

第百六十六条　発起人ハ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一　目的

二　商号

三　資本ノ総額

四　一株ノ金額

五　本店及支店ノ所在地

六　会社ガ公告ヲ為ス方法

七　発起人ノ氏名及住所

会社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス

第百六十七条　定款ハ公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第百六十八条　左ニ掲グル事項ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一　存立時期又ハ解散ノ事由

二　数種ノ株式ノ発行並ニ其ノ各種ノ株式ノ内容及数

三　株式ノ額面以上ノ発行

四　発起人ガ受クベキ特別ノ利益及之ヲ受クベキ者ノ氏名

五　現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格及之ニ対シテ与フル株式種類及数

六　会社ノ成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名

七　会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用及発起人ガ受クベキ報酬ノ額

現物出資ハ発起人ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

第百六十九条　各発起人ハ書面ニ依リテ株式ノ引受ヲ為スコトヲ要ス

第百七十条　発起人ガ株式ノ総数ヲ引受ケタルトキハ遅滞ナク各株ニ付第一回ノ払込ヲ為シ且取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

前項ノ選任ハ発起人ノ議決権ノ過半数ヲ以テ決ス此ノ場合ニ於テハ第二百四十一条第一項ノ規定ヲ準用ス

第百七十一条　株式発行ノ価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ

第一回払込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ払込ト同時ニ之ヲ払込ムコトヲ要ス

第百七十二条　現物出資者ハ第一回ノ払込ノ期日ニ出資ノ目的タル財産ノ全部ヲ給付スルコトヲ要ス但シ登記、登録其ノ他権利ノ設定又ハ移転ヲ以テ第三者ニ対抗スル為必要ナル行為ハ会社成立後ニ之ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第百七十三条　取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲グル事項及前三条ノ規定ニ依ル払込並ニ現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聴キ第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ニ変更ヲ加ヘテ各発起人ニ通告スルコトヲ得

前項ノ変更ニ服セザル発起人ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ変更シテ設立ニ関スル手続ヲ続行スルコトヲ妨ゲズ

通告後二週間内ニ株式ノ引受ヲ取消シタル者ナキトキハ定款ハ通告ニ従ヒ変更セラレタルモノト看做ス

第百七十四条　発起人ガ株式ノ総数ヲ引受ケザルトキハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第百七十五条　株式ノ申込ヲ為サントスル者ハ株式申込証二通ニ其ノ引受クベキ株式ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

株式申込証ハ発起人之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　定款ノ認証ノ年月日及其ノ認証ヲ為シタル公証人ノ氏名

二　第百六十六条第一項及第百六十八条第一項ニ掲グル事項

三　各発起人ガ引受ケタル株式ノ数

四　第一回払込ノ金額

五　株式ノ譲渡ノ禁止若ハ制限、株券ノ裏書ノ禁止又ハ株主ノ議決権ノ制限ヲ定メタルトキハ其ノ規定

六　株金ノ払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所

七　一定ノ時期迄ニ創立総会ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込証ニ其ノ引受クベキ株式ノ種類ヲ記載シ額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ其ノ引受価額ヲ記載スルコトヲ要ス

民法第九十三条但書ノ規定ハ株式ノ申込ニハ之ヲ適用セズ

第百七十六条　株式ノ申込ヲ為シタル者ハ発起人ノ割当テタル株式ノ数ニ応ジテ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第百七十七条　株式総数ノ引受アリタルトキハ発起人ハ遅滞ナク各株ニ付第一回ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

前項ノ払込ハ株式申込証ニ記載シタル株金払込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第百七十一条及第百七十二条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百七十八条　株金ノ払込ヲ取扱フ銀行若ハ信託会社ヲ変更シ又ハ払込金ノ保管替ヲ為スニハ裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第百七十九条　株式引受人ガ第百七十七条ノ規定ニ依ル払込ヲ為サザルトキハ発起人ハ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ払

込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ株式引受人ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

発起人ガ前項ノ通知ヲ為シタルモ株式引受人ガ払込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ発起人ハ其ノ者ガ引受ケタル株式ニ付更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ株式引受人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第百八十条　第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ発起人ハ遅滞ナク創立総会ヲ招集スルコトヲ要ス

創立総会ニハ株式引受人ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上ヲ引受ケタル者出席シ其ノ議決権ノ過半数ヲ以テ一切ノ決議ヲ為ス

第二百三十二条第一項第二項、第二百三十三条、第二百三十九条第三項第四項、第二百四十条、第二百四十一条第一項、第二百四十三条、第二百四十四条及第二百四十七条乃至第二百五十三条ノ規定ハ創立総会ニ之ヲ準用ス

第百八十一条　定款ヲ以テ第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ発起人ハ之ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

前項ノ検査役ノ報告書ハ之ヲ創立総会ニ提出スルコトヲ要ス

第百八十二条　発起人ハ会社ノ創立ニ関スル事項ヲ創立総会ニ報告スルコトヲ要ス

第百八十三条　創立総会ニ於テハ取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

第百八十四条　取締役及監査役ハ左ニ掲グル事項ヲ調査シ之ヲ創立総会ニ報告スルコトヲ要ス

一　株式総数ノ引受アリタルヤ否ヤ

二　第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

取締役及監査役ハ第百八十一条第二項ノ報告書ヲ調査シ創立総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

取締役及監査役中発起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立総会ハ特ニ検査役ヲ選任シ前二項ノ調査及報告ヲ為サシムルコトヲ得

第百八十五条　創立総会ニ於テ第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ヲ変

更スルコトヲ得

第百七十三条第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百八十六条　引受ナキ株式又ハ第百七十七条ノ規定ニ依ル払込ノ未済ナル株式アルトキハ発起人ハ連帯シテ其ノ株式ノ引受又ハ払込ヲ為ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

第百八十七条　前二条ノ規定ハ発起人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第百八十八条　創立総会ニ於テハ定款ノ変更又ハ設立ノ廃止ノ決議ヲモ為スコトヲ得

前項ノ決議ハ招集ノ通知ニ其ノ旨ノ記載ナカリシトキト雖モ之ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第百八十九条　株式会社ノ設立ノ登記ハ発起人ガ株式ノ総数ヲ引受ケタルトキハ第百七十三条ノ手続終了ノ日、発起人ガ株式ノ総数ヲ引受ケザリシトキハ創立総会終結ノ日又ハ第百八十五条ノ手続終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第百六十六条第一項第一号乃至第四号及第六号ニ掲グル事項

二　本店及支店

三　存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

四　数種ノ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及数

五　各株ニ付払込ミタル株金額

六　株式ノ譲渡ノ禁止若ハ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定

七　開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

八　株主ニ配当スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

九　取締役及監査役ノ氏名及住所

十　取締役ニシテ会社ヲ代表セザルモノアルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名

十一　数人ノ取締役ガ共同シ又ハ取締役ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第六十四条第二項及第六十五条乃至第六十七条ノ規定ハ株式会社ニ之ヲ準用ス

第百九十条　株金ノ払込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ハ発起人又ハ取締役ノ請求ニ因リ払込金ノ保管ニ関シ証明ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ銀行又ハ信託会社ハ其ノ証明シタル払込金額ニ付払込ナカリシコト又ハ其ノ返還ニ関スル制限ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

第百九十一条　株式ノ引受ニ因ル権利ノ譲渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ

発起人ハ前項ノ権利ヲ譲渡スコトヲ得ズ

第百九十二条　株式ヲ引受ケタル者ハ会社ノ成立後ハ錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得ズ創立総会ニ出席シテ其ノ権利ヲ行使シタルトキ亦同ジ

第百九十三条　発起人ガ会社ノ設立ニ関シ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ発起人ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

発起人ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ発起人ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第百九十四条　会社ガ成立セザル場合ニ於テハ発起人ハ会社ノ設立ニ関シテ為シタル行為ニ付連帯シテ其ノ責ニ任ズ

前項ノ場合ニ於テ会社ノ設立ニ関シテ支出シタル費用ハ発起人ノ負担トス

第百九十五条　取締役又ハ監査役ガ第百八十四条第一項及第二項ニ定ムル任務ヲ怠リタルニ因リ会社又ハ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ発起人モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ取締役、監査役及発起人ハ之ヲ連帯債務者トス

第百九十六条　発起人、取締役又ハ監査役ガ会社ノ設立ニ関シ会社ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テハ其ノ責任ハ会社成立ノ日ヨリ三年ヲ経過シタル後ニ於テ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得

第百九十七条　株主総会ニ於テ発起人ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ会日ノ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ会社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第二百六十六条第二項、第二百六十八条第二項乃至第五項及第二百七十七条第一項但書第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百九十八条　発起人ニ非ズシテ株式申込証、目論見書、株式募集ノ広告其ノ他株式募集ニ関スル文書ニ自己ノ氏名及会社ノ設立ヲ賛助スル旨ノ記載ヲ為スコトヲ承諾シタル者ハ発起人ト同一ノ責任ヲ負フ

第二節　株式

第百九十九条　株式会社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス

第二百条　株主ノ責任ハ其ノ引受ケ又ハ譲受ケタル株式ノ金額、額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタル場合ニ於テハ引受価額ヲ限度トス

株主ハ株金ノ払込ニ付相殺ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二百一条　仮設人ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ譲受ケタル者ハ株式引受人又ハ株主タル責任ヲ負フ他人ノ承諾ヲ得ズシテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ譲受ケタル者亦同ジ

他人ト通ジテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ譲受ケタル者ハ其ノ他人ト連帯シテ株金ノ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百二条　株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス

株式ノ金額ハ五十円ヲ下ルコトヲ得ズ但シ一時ニ株金ノ全額ヲ払込ムベキ場合ニ限リ之ヲ二十円迄ニ下スコトヲ得

第二百三条　株式ガ数人ノ共有ニ属スルトキハ共有者ハ株主ノ権利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

株主ノ権利ヲ行使スベキ者ナキトキハ共有者ニ対スル会社ノ通知又ハ催告ハ其ノ一人ニ対シテ之ヲ為スヲ以テ足ル

共有者ハ会社ニ対シ連帯シテ株金ノ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百四条　株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ其ノ譲渡ノ禁止又ハ制限ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

株券ノ発行前ニ為シタル株式ノ譲渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二百五条　記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

手形法第十二条、第十三条及第十四条第二項ノ規定ハ株

券ノ裏書ニ之ヲ準用ス

第二百六条　株券ノ裏書ニ依ル記名株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

前項ノ場合ノ外記名株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

株金ノ滞納アル株式ニ付テハ会社ハ前二項ノ名義書換ヲ拒ムコトヲ得

第二百七条　記名株式ヲ以テ質権ノ目的ト為スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

質権者ハ継続シテ株券ヲ占有スルニ非ザレバ其ノ質権ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二百八条　株式ノ消却、併合又ハ転換アリタルトキハ従前ノ株式ヲ目的トスル質権ハ消却、併合又ハ転換ニ因リテ株主ガ受クベキ金銭又ハ株式ノ上ニ存在ス

第二百十四条第一項又ハ第二百十五条第二項ノ規定ニ依ル株式ノ処分アリテルトキハ其ノ株式ヲ目的トスル質権ハ従前ノ株主ガ第二百十四条第二項ノ規定ニ依リテ払戻ヲ受クベキ金銭ノ上ニ存在ス

第二百九条　記名株式ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル場合ニ於テ会社ガ質権設定者ノ請求ニ因リ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキハ質権者ハ会社ヨリ利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ配分又ハ前条ノ金銭ノ支払ヲ受ケ他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債権ノ弁済ニ充ツルコトヲ得

民法第三百六十七条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ質権者ハ会社ニ対シ前条第一項ノ株主ノ受クベキ株券ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第二百十条　会社ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ

一　株式ノ消却ノ為ニスルトキ

二　合併又ハ他ノ会社ノ営業全部ノ譲受ニ因ルトキ

三　会社ノ権利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

第二百十一条　前条第一号ノ場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク株式失効ノ手続ヲ為シ第二号及第三号ノ場合ニ於テハ相当ノ時期ニ株式又ハ質権ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

第二百十二条　株式ハ資本減少ノ規定ニ従フニ非ザレバ之

ヲ消却スルコトヲ得ズ但シ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配当スベキ利益ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三百七十七条ノ規定ハ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百十三条　株金ノ払込ハ其ノ期日ノ二週間前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス

株主ガ払込ヲ為サザルトキハ会社ハ更ニ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ会社ニ於テ株式ヲ処分スベキ旨ヲ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ其ノ株主ノ氏名及住所、株券ノ番号並ニ通知事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百十四条　会社ガ前条第一項及第二項ニ定ムル手続ヲ践ミタルモ株主ガ払込ヲ為サザルトキハ会社ハ株式ヲ競売スルコトヲ要ス但シ裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ妨ゲズ

会社ハ株式ノ処分ニ因リテ得タル金額ヨリ滞納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ従前ノ株主ニ払戻スコトヲ要ス

株式ノ処分ニ因リテ得タル金額ガ滞納金額ニ満タザル場合ニ於テハ会社ハ従前ノ株主ニ対シ不足額ノ弁済ヲ請求シ若従前ノ株主ガ二週間内ニ之ヲ弁済セザルトキハ譲渡人ニ対シテ其ノ弁済ヲ請求スルコトヲ得

第二百十五条　会社ハ前条第一項ノ処分ニ著手スル日ノ二週間前ニ株式ノ譲渡人ニシテ第二百十九条ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フモノニ対シ其ノ処分ヲ為スベキ旨ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

譲渡人ガ株式ノ処分ニ先チ滞納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額以上ノ金額ヲ提供シテ株式ノ買受ヲ申出デタルトキハ会社ハ其ノ譲渡人ニ対シ申出価額ヲ以テ株式ヲ譲渡スルコトヲ要ス

前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百十六条　第二百十四条第一項ノ規定ニ依リ株式ノ競売ヲ為シタルモ其ノ結果ヲ得ザルトキハ会社ハ資本減少ノ規定ニ従ヒテ其ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百十四条第三項ノ規定ヲ準用ス

第二百十七条　前三条ノ規定ハ会社ガ損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第二百十八条　株主ガ第二百十三条第二項ノ期日迄ニ株金

ノ払込ヲ為サザルトキハ会社ハ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ対シ二週間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ株券ハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク失効シタル株券ノ番号並ニ其ノ株主ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百十九条　第二百十四条第三項ニ定ムル譲渡人ノ責任ハ株式ノ譲渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年内ニ会社ガ第二百十三条第一項ノ規定ニ依リ払込ノ催告ヲ発シタル株金ニ関スルモノニ限ル

発起人ガ会社ノ設立ニ際シテ引受ケタル株式ニ付会社ノ成立後五年内ニ払込ノ催告ヲ発シタル株金ニ関シテハ発起人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ第二百十四条第三項ニ定ムル譲渡人ノ責任ヲ負フ

第二百二十条　株式ノ譲渡人ガ第二百十四条第三項ノ不足額ヲ弁済シタルトキハ株券又ハ株主名簿ニ記載アル後者全員ニ対シ償還ノ請求ヲ為スコトヲ得

発起人ガ前条第二項ノ規定ニ依リテ不足額ヲ弁済シタルトキハ其ノ後者中前条第一項ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者及其ノ後者全員ニ対シテノミ前項ノ請求ヲ為スコトヲ得

償還ヲ為シタル譲渡人ハ更ニ自己ノ後者全員ニ対シ償還ノ請求ヲ為スコトヲ得

第二百二十一条　株金ノ払込期日後ニ株式ヲ譲渡シタル者ハ会社ニ対シ株主ト連帯シテ其ノ株金ノ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百二十二条　会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ利益若ハ利息ノ配当又ハ残余財産ノ分配ニ付株式ノ種類ニ従ヒ格別ノ定ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナキトキト雖モ資本ノ増加若ハ減少又ハ会社ノ合併ノ決議ニ於テ新株ノ引受、株式ノ併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式ノ割当ニ関シ株式ノ種類ニ従ヒ格別ノ定ヲ為スコトヲ得

第二百十三条　株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　株主ノ氏名及住所

二　各株主ノ有スル株式ノ種類及数並ニ株券ノ番号

三　各株ニ付払込ミタル株金額及払込ノ年月日

四　各株式ノ取得ノ年月日

五　無記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ其ノ数、番号及

発行ノ年月日

第二百二十四条　会社ノ株主ニ対スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者ガ会社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ株式申込人、株式引受人、従前ノ株主、株式ノ譲渡人又ハ質権者ニ対スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

第二百二十五条　株券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一　会社ノ商号
二　会社成立ノ年月日
三　資本ノ総額
四　一株ノ金額
五　数種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容
六　株式ノ譲渡ノ禁止若ハ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定

一時ニ株金ノ全額ヲ払込マシメザル場合ニ於テハ払込アル毎ニ其ノ金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

第二百二十六条　株券ハ会社ノ成立後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ発行シタル株券ハ無効トス但シ株券ヲ発行シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二百二十七条　無記名式ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限リ株金全額ノ払込アリタル株式ニ付之ヲ発行スルコトヲ得

株主ハ何時ニテモ其ノ無記名式ノ株券ヲ記名式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

第二百二十八条　無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ株券ヲ会社ニ供託スルニ非ザレバ株主ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二百二十九条　小切手法第二十一条ノ規定ハ株券ニ之ヲ準用ス

株主名簿ニ記載アル株主ノ為シタル裏書ガ真正ナラザル場合ニ於テ会社ニ就キ調査ヲ為サバ其ノ真偽ヲ判別スルコトヲ得ベカリシモノナルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第二百三十条　株券ハ公示催告ノ手続ニ依リテ之ヲ無効ト為スコトヲ得

株券ヲ喪失シタル者ハ除権判決ヲ得ルニ非ザレバ其ノ再発行ヲ請求スルコトヲ得ズ

第三節　会社の機関

第一款　株主総会

第二百三十一条　総会ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役之ヲ招集ス

第二百三十二条　総会ヲ招集スルニハ会日ヨリ二週間前ニ各株主ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

前項ノ通知ニハ会議ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

会社ガ無記名式ノ株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ会日ヨリ三週間前ニ総会ヲ開クベキ旨及会議ノ目的タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

前三項ノ規定ハ議決権ナキ株主ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百三十三条　総会ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本店ノ所在地又ハ之ニ隣接スル地ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

第二百三十四条　定時総会ハ毎年一回一定ノ時期ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

年二回以上利益ノ配当ヲ為ス会社ニ在リテハ毎決算期ニ総会ヲ招集スルコトヲ要ス

第二百三十五条　臨時総会ハ必要アル場合ニ随時之ヲ招集ス

臨時総会ハ監査役モ亦之ヲ招集スルコトヲ得此ノ総会ニ於テハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為特ニ検査役ヲ専任スルコトヲ得

第二百三十六条　取締役又ハ監査役ガ総会ヲ招集スルニハ各其ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス

第二百三十七条　資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主ハ会議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ総会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル後二週間内ニ取締役ガ総会招集ノ手続ヲ為サザルトキハ請求ヲ為シタル株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ為スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リテ招集シタル総会ニ於テハ招集ノ費用ハ請求ヲ為シタル株主ノ負担トスル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百三十八条　総会ハ取締役ノ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査セシムル為特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百三十九条　総会ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ以

テ之ヲ為ス

無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ会日ヨリ一週間前ニ株券ヲ会社ニ供託スルコトヲ要ス

株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ代理権ヲ証スル書面ヲ会社ニ差出ダスコトヲ要ス

総会ノ決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有スル者ハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二百四十条　前条第四項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決権ノ数ハ同条第一項ノ議決権ノ数ニ之ヲ算入セズ

第二百四十一条　各株主ハ一株ニ付一個ノ議決権ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決権ヲ制限シ又ハ株式ノ譲受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六月ヲ超エザル株主ニ議決権ナキモノトスルコトヲ得

会社ハ其ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ議決権ヲ有セズ

第二百四十二条　会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ其ノ或種類ノ株式ニ付株主ニ議決権ナキモノトスルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ其ノ種類ノ株式ヲ有スル株主ニ第百九十七条第一項、第二百三十七条第一項第二項、第二百四十五条第二項、第二百六十八条第一項、第二百七十九条第一項、第二百九十四条第一項、第四百二十六条第二項及第四百三十条第二項ノ権利ナキモノトスルコトヲ妨ゲズ

前項ノ株式ノ株金総額ハ資本ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四十三条　総会ニ於テハ延期又ハ続行ノ決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ

第二百四十四条　総会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス

議事録ニハ議事ノ過程ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百四十五条　会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一　営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡

二　営業全部ノ賃貸、其ノ経営ノ委任、他人ト営業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、変更又ハ解約

三　他ノ会社ノ営業全部ノ譲受

四　第二百六十六条又ハ第二百八十条ノ規定ニ依ル取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除

第二百六十八条又ハ第二百七十九条ノ規定ハ前項第四号ノ決議アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十六条　前条第一項ノ規定ハ会社ガ其ノ成立後二年内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財産ニシテ営業ノ為ニ継続シテ使用スベキモノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル対価ヲ以テ取得スル契約ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十七条　総会招集ノ手続又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得決議ガ第三百四十三条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキ亦同ジ

第八十八条、第百五条第三項第四項及第百九条ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百四十八条　決議取消ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭弁論ハ前項ノ機関ヲ過程シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

第二百四十九条　株主ガ決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ会社ノ請求ニ因リ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十条　決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ決議取消ノ判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百五十一条　決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ決議ノ内容、会社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ取消ヲ不適当テ認ムルトキハ裁判所ハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第二百五十二条　第八十八条、第百五条第三項第四項、第百九条、第二百四十九条及第二百五十条ノ規定ハ総会ノ決議ノ内容ガ法令又ハ定款ニ違反スルコトヲ理由トシテ決議ノ無効ノ確認ヲ請求スル訴ニ之ヲ準用ス

第二百五十三条　株主ガ第二百三十九条第四項ノ規定ニ依リ議決権ヲ行使スルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ決議ガ著シク不当ニシテ其ノ株主ガ議決権ヲ行使シタルトキハ之ヲ阻止スルコトヲ得ベカリシモノナルニ於テハ其ノ株主ハ訴ヲ以テ決議ノ取消又ハ変更ヲ請求スルコトヲ得

第八十八条、第百五条第三項第四項、第百九条及第二百四十八条乃至第二百五十条ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用

ス

第二款　取締役

第二百五十四条　取締役ハ株主総会ニ於テ之ヲ選任ス
会社ト取締役トノ間ノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フ

第二百五十五条　取締役ハ三人以上タルコトヲ要ス

第二百五十六条　取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ
但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨ゲズ

第二百五十七条　取締役ハ何時ニテモ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但シ任期ノ定アル場合ニ於テ正当ノ事由ナクシテ其ノ任期ノ満了前ニ之ヲ解任シタルトキハ其ノ取締役ハ会社ニ対シ解任ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第二百五十八条　法律又ハ定款ニ定メタル取締役ノ員数ヲ欠クニ至リタル場合ニ於テハ任期ノ満了又ハ辞任ニ因リテ退任シタル取締役ハ新ニ選任セラレタル取締役ノ就職スル迄仍取締役ノ権利義務ヲ有ス
前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ監査役其ノ他利害関係人ノ請求ニ因リ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百五十九条　定款ヲ以テ取締役ノ有スベキ株式ノ数ヲ定メタル場合ニ於テ別段ノ定ナキトキハ取締役ハ其ノ員数ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第二百六十条　会社ノ業務執行ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス支配人ノ選任及解任亦同ジ

第二百六十一条　取締役ハ各自会社ヲ代表ス
前項ノ規定ハ定款若ハ株主総会ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定メ、数人ノ取締役ガ共同シ若ハ取締役ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メ又ハ定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第三十九条第二項及第七十八条ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第二百六十二条　社長、副社長、専務取締役、常務取締役其ノ他会社ヲ代表スル権限ヲ有スルモノト認ムベキ名称ヲ付シタル取締役ノ為シタル行為ニ付テハ会社ハ其ノ者ガ代表権ヲ有セザル場合ト雖モ善意ノ第三者ニ対シテ其ノ責ニ任ズ

第二百六十三条　取締役ハ定款及総会ノ議事録ヲ本店及支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス
株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第二百六十四条　取締役ハ株主総会ノ認許アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為シ又ハ同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員若ハ取締役トナルコトヲ得ズ
取締役ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ株主総会ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得
前項ニ定ムル権利ハ監査役ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二月間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキ亦同ジ

第二百六十五条　取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキニ限リ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第百八条ノ規定ヲ適用セズ

第二百六十六条　取締役ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ
取締役ガ法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキハ株主総会ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其ノ取締役ハ第三者ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百六十七条　株主総会ニ於テ取締役ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキハ会社ハ決議ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
前項ノ訴ニ付テハ株主総会ノ決議ニ依ルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ放棄ヲ為スコトヲ得ズ

第二百六十八条　株主総会ニ於テ取締役ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタル場合ニ於テ会日ノ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ監査役ニ請求シタルトキハ会社ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
前項ノ請求ハ総会終結ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ訴ニ付テハ訴提起ノ請求ヲ為シタル株主ノ議決権ノ過半数ノ同意アルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ放棄ヲ為スコトヲ得ズ

第一項ノ請求ヲ為シタル株主ハ監査役ノ請求ニ因リ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス
会社ガ敗訴シタルトキハ請求ヲ為シタル株主ハ会社ニ対

シテノミ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百六十九条　取締役ガ受クベキ報酬ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十条　取締役ノ選任決議ノ無効又ハ取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ本案ノ管轄裁判所ハ当事者ノ申立ニ因リ仮処分ヲ以テ取締役ノ職務ノ執行ヲ停止シ又ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スルコトヲ得本案ノ繫属前ト雖モ急迫ナル事情アルトキ亦同ジ

裁判所ハ当事者ノ申立ニ因リ前項ノ仮処分ヲ変更シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ処分アリタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百七十一条　前条ノ職務代行者ハ仮処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ本案ノ管轄裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

職務代行者前項ノ規定ニ違反シタルトキト雖モ会社ハ善意ノ第三者ニ対シテ其ノ責ニ任ズ

第二百七十二条　急迫ナル事情アルトキハ第二百三十七条ノ規定ニ依リテ取締役ノ解任ヲ目的トスル総会ノ招集ヲ請求シタル者ハ其ノ取締役ノ職務ノ執行ノ停止又ハ職務代行者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得取締役ノ解任ヲ目的トスル総会ヲ招集シタル取締役又ハ監査役亦同ジ

第二百七十条第二項第三項及前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三款　監査役

第二百七十三条　監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百七十四条　監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シテ営業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五条　監査役ハ取締役ガ株主総会ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十六条　監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼ヌルコトヲ得ズ但シ取締役中ニ欠員アルトキハ取締役及監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ定ムルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ定ヲ為シタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第二百八十三条第一項ノ規定ニ従ヒ株主総会ノ承認ヲ得ル迄ハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ズ

第二百七十七条　会社ガ取締役ニ対シ又ハ取締役ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役会社ヲ代表ス但シ株主総会ハ他人ヲシテ之ヲ代表セシムルコトヲ得

第二百六十八条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ取締役ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ請求シタルトキハ特ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

第二百七十八条　監査役ガ会社又ハ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ取締役モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ監査役及取締役ハ之ヲ連帯債務者トス

第二百七十九条　株主総会ニ於テ監査役ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ会日ノ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ会社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第二百六十七条第二項、第二百六十八条第二項乃至第五項及第二百七十七条第一項但書第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十条　第二百五十四条、第二百五十六条但書、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百六十六条　第二百六十九条、第二百七十条及第二百七十二条ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第四節　会社ノ計算

第二百八十一条　取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ二週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

一　財産目録

二　貸借対照表

三　営業報告書

四　損益計算書

五　準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案

第二百八十二条　取締役ハ定時総会ノ会日ノ一週間前ヨリ前条ニ掲グル書類及監査役ノ報告ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三条　取締役ハ第二百八十一条ニ掲グル書類ヲ定時総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス
取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借対照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百八十四条　定時総会ニ於テ前条第一項ノ承認ヲ為シタル後二年内ニ別段ノ決議ナキトキハ会社ハ取締役又ハ監査役ニ対シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ取締役又ハ監査役ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十五条　財産目録ニ記載スル営業用ノ固定財産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額、取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均価格ヲ超ユル価額ヲ付スルコトヲ得ズ

第二百八十六条　第百六十八条第一項第七号ノ規定ニ依リ支出シタル金額及設立登記ノ為ニ支出シタル税額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ会社成立ノ後、若開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十七条　社債権者ニ償還スベキ金額ノ総額ガ社債ノ募集ニ因リテ得タル実額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債償還ノ期限内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十八条　会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス
額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ヨリ発行ノ為ニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ達スル迄之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

第二百八十九条　前条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ塡補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二百九十条　会社ハ損失ヲ塡補シ且第二百八十八条第一項ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非ザレバ利益ノ配当ヲ為スコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シテ配当ヲ為シタルトキハ会社ノ債権者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第二百九十一条　会社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ会社ノ成立後二年以上其ノ営業全部ノ開業ヲ為スコト能ハザル

モノト認ムルトキハ会社ハ定款ヲ以テ其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配当スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ利率ハ年五分ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ定款ノ規定ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ配当シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ年六分ヲ超ユル利益ヲ配当スル毎ニ其ノ超過額ト同額以上ノ金額ヲ償却スルコトヲ要ス

第二百九十二条　前条第一項ノ規定ニ依リテ利息ヲ配当スル会社ガ其ノ資本ヲ増加スル場合ニ於テハ新株ニ対シテモ亦利息ヲ配当スルコトヲ要ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ配当ヲ為ス場合ニ於テハ配当期間ヲ伸長スルコトヲ得
前条ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十三条　利益又ハ利息ノ配当ハ定款ニ依リテ払込ミタル株金額ノ割合ニ応ジテ之ヲ為ス但シ第二百二十二条第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第二百九十四条　会社ノ業務ノ執行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アルコトヲ疑フベキ事由アルトキハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為裁判所ニ検査役ノ選任ヲ請求スルコトヲ得
検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ監査役ヲシテ株主総会ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第百八十一条第二項及第百八十四条第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百九十五条　身元保証金ノ返還ヲ目的トスル債権其ノ他会社ト使用人トノ間ノ雇傭関係ニ基キ生ジタル債権ヲ有スル者ハ会社ノ総財産ノ上ニ先取特権ヲ有ス
前項ノ先取特権ノ順位ハ民法第三百六条第一号ニ掲グル先取特権ニ次グ

第五節　社債

第一款　総則

第二百九十六条　社債ハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

第二百九十七条　社債ノ総額ハ払込ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ズ
最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純財産額ガ払込

ミタル株金額ニ満タザルトキハ社債ノ総額ハ其ノ財産額ヲ超ユルコトヲ得ズ

旧社債償還ノ為ニスル社債ノ募集ニ付テハ其ノ旧社債ノ額ハ社債ノ総額中ニ之ヲ参入セズ此ノ場合ニ於テハ払込ノ期日、若数回ニ分チテ払込ヲ為サシムルトキハ第一回払込ノ期日ヨリ六月内ニ旧社債ヲ償還スルコトヲ要ス

第二百九十八条　会社ハ前ニ募集シタル社債総額ノ払込ヲ為サシメタル後ニ非ザレバ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ズ

第二百九十九条　各社債ノ金額ハ二十円ヲ下ルコトヲ得ズ

同一種類ノ社債ニ在リテハ各社債ノ金額ハ均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ベキモノナルコトヲ要ス

第三百条　社債権者ニ償還スベキ金額ガ券面額ヲ超ユベキコトヲ定メタルトキハ其ノ超過額ハ各社債ニ付同率ナルコトヲ要ス

第三百一条　社債ノ募集ニ応ゼントスル者ハ社債申込証二通ニ其ノ引受クベキ社債ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

社債申込証ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　会社ノ商号

二　社債ノ総額

三　各社債ノ金額

四　社債ノ利率

五　社債償還ノ方法及期限

六　利息支払ノ方法及期限

七　数回ニ分チテ社債ノ払込ヲ為サシムルトキハ其ノ払込ノ金額及時期

八　社債発行ノ価額又ハ其ノ最低価額

九　債券ヲ記名式又ハ無記名式ニ限リタルトキハ其ノ旨

十　会社ノ資本及払込ミタル株金ノ総額

十一　最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純財産額

十二　旧社債ノ償還ノ為第二百九十七条第一項及第二項ノ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルトキハ其ノ旨

十三　前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル総額

十四　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社アルトキハ其ノ商号

十五　社債ノ応募額ガ総額ニ達セザル場合ニ於テ前号ノ会社ガ其ノ残額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其

ノ旨

社債発行ノ最低価額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債応募者ハ社債申込証ニ応募価額ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百二条　前条ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ総額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社カ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第三百三条　社債ノ募集ガ完了シタルトキハ取締役ハ遅滞ナク各社債ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

第三百四条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ自己ノ名ヲ以テ会社ノ為ニ第三百一条第二項及前条ニ定ムル行為ヲ為スコトヲ得

第三百五条　会社ハ第三百三条ノ払込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ社債ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第三百一条第二項第二号乃至第六号及第十四号ニ掲グル事項

二　各社債ニ付払込ミタル金額

第六十七条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

外国ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第三百六条　債券ハ社債全額ノ払込アリタル後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

債券ニハ第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十四号ニ掲グル事項並ニ番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第三百七条　記名社債ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ債券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第三百八条　社債権者ハ何時ニテモ其ノ記名式ノ債券ヲ無記名式ト為シ又ハ其ノ無記名式ノ債券ヲ記名式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得但シ債券ヲ記名式又ハ無記名式ニ限ル旨ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百九条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ償還ヲ受クルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

前項ノ会社ガ社債ノ償還ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ

旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ社債権者ハ債券ト引換ニ償還額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第三百十条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社二以上アルトキハ其ノ権限ニ属スル行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百十一条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社二以上アルトキハ社債権者ニ対シ連帯シテ償還額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

第三百十二条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ社債ヲ発行シタル会社及社債権者集会ノ同意ヲ得テ辞任スルコトヲ得已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ得タルトキ亦同ジ

第三百十三条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ガ其ノ事務ヲ処理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正当ノ事由アルトキハ裁判所ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債権者集会ノ請求ニ因リ之ヲ解任スルコトヲ得

第三百十四条　前二条ノ場合ニ於テ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ発行シタル会社及社債権者集会ノ一致ヲ以テ其ノ事務ノ承継者ヲ定ムルコトヲ得

已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ利害関係人ハ事務承継者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第三百十五条　無記名社債ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相当スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支払期ノ到来シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第三百十六条　社債ノ償還請求権ハ十年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百九条第三項ノ請求権亦前項ニ同ジ

利息及前条第二項ノ請求権ハ五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百十七条　社債原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　社債権者ノ氏名及住所

二　債券ノ番号

三　第三百一条第二項第二号乃至第七号及第十四号ニ掲グル事項

四　各社債ニ付払込ミタル金額及払込ノ年月日

五　債券発行ノ年月日

六　各社債ノ取得ノ年月日

七　無記名式ノ債券ヲ発行シタルトキハ其ノ数、番号及発行ノ年月日

第三百十八条　第二百二十四条第一項及第二項ノ規定ハ社債応募者又ハ社債権者ニ対スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

第二款　社債権者集会

第三百十九条　社債権者集会ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ社債権者ノ利害ニ重大ナル関係ヲ有スル事項ニ付決議ヲ為スコトヲ得

第三百二十条　社債権者集会ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社之ヲ招集ス

社債総額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者ハ会議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ前項ノ会社ニ提出シテ社債権者集会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二百三十七条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百二十一条　各社債権者ハ社債ノ最低額毎ニ一個ノ議決権ヲ有ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ会日ヨリ一週間前ニ債券ヲ供託スルニ非ザレバ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

第三百二十二条　社債ヲ発行シタル会社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ其ノ代表者ヲ社債権集会ニ出席セシメ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブルコトヲ得

社債権者集会ノ招集ハ前項ノ会社ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百二十三条　社債権者集会又ハ其ノ招集者ハ必要アリト認ムルトキハ社債ヲ発行シタル会社ニ対シ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第三百二十四条　第三百四十三条第一項乃至第三項及第三百四十四条第二項第三項ノ規定ハ社債権者集会ノ決議ニ之ヲ準用ス

第三百十二条乃至第三百十四条及前条ノ同意又ハ請求ハ前項ノ規定ニ拘ラズ出席シタル社債権者ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ得

第三百二十五条　社債権者集会ノ招集者ハ決議ノ日ヨリ一週間内ニ決議ノ認可ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第三百二十六条　裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ社債権者集会ノ決議ヲ認可スルコトヲ得ズ

一　社債権者集会招集ノ手続又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令

又ハ社債募集ノ目論見書ノ記載ニ違反スルトキ
二　決議ガ不当ノ方法ニ依リテ成立スルニ至リタルトキ
三　決議ガ著シク不公正ナルトキ
四　決議ガ社債権者ノ一般ノ利益ニ反スルトキ
前項第一号及第二号ノ場合ニ於テハ裁判所ハ決議ノ内容其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ決議ヲ認可スルコトヲ妨ゲズ

第三百二十七条　社債権者集会ノ決議ハ裁判所ノ認可ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
社債権者集会ノ決議ハ総社債権者ニ対シ其ノ効力ヲ有ス

第三百二十八条　社債権者集会ノ決議ニ対シ認可又ハ不認可ノ決定アリタルトキハ社債ヲ発行シタル会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第三百二十九条　社債権者集会ハ社債総額ノ五百分ノ一以上ヲ有スル社債権者ノ中ヨリ一人又ハ数人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スベキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得
代表者数人アルトキハ前項ノ決定ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

第三百三十条　社債権者集会ノ決議ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社、若社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ナキトキハ前条ノ代表者之ヲ執行ス但シ社債権者集会ノ決議ヲ以テ別ニ執行者ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百三十一条　第三百十条ノ規定ハ代表者又ハ執行者数人アル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十二条　第三百九条、第三百十一条及第三百十六条第二項ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ社債ノ償還ニ関スル決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十三条　社債権者集会ハ何時ニテモ代表者若ハ執行者ヲ解任シ又ハ委任シタル事項ヲ変更スルコトヲ得

第三百三十四条　会社ガ社債ノ利息ノ支払ヲ怠リタルトキ又ハ定期ニ社債ノ一部ヲ償還スベキ場合ニ於テ其ノ償還ヲ怠リタルトキハ社債権者集会ノ決議ニ依リ会社ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ弁済ヲ為スベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ為サザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルヨトヲ得ズ
前項ノ通知ハ書面ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス
会社ガ第一項ノ期間内ニ弁済ヲ為サザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

第三百三十五条　前条ノ規定ニ依リ会社ガ期限ノ利益ヲ失

ヒタルトキハ前条第一項ノ決議ヲ執行スル者ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百三十六条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社、代表者又ハ執行者ニ対シテ与フベキ報酬及其ノ事務処理ノ為ニ要スル費用ハ社債ヲ発行シタル会社トノ契約ニ其ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ会社ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得
社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社、代表者又ハ執行者ハ償還ヲ受ケタル金額ヨリ社債権者ニ先チテ前項ノ報酬及費用ノ弁済ヲ受クルコトヲ得

第三百三十七条　社債権者集会ニ関スル費用ハ社債ヲ発行シタル会社ノ負担トス
第二百三十七条第三項ノ規定ハ第三百二十条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リテ社債権者集会ヲ招集シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百二十五条ノ請求ニ関スル費用ハ会社ノ負担トス但シ裁判所ハ利害関係人ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其ノ全部又ハ一部ニ付別ニ負担者ヲ定ムルコトヲ得

第三百三十八条　数種ノ社債ヲ発行シタル場合ニ於テハ社債権者集会ハ其ノ各種類ノ社債ニ付之ヲ招集スルコトヲ要ス

第三百三十九条　第二百三十二条、第二百三十九条第三項第四項、第二百四十条、第二百四十一条第二項、第二百四十三条及第二百四十四条ノ規定ハ社債権者集会ニ之ヲ準用ス

第二百三十二条第一項及第二項ノ規定ハ第三百二十二条第二項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第三百四十条　会社ガ或社債権者ニ対シテ為シタル弁済、和解其ノ他ノ行為ガ著シク不公正ナルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ訴ヲ以テ其ノ行為ノ取消ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ訴ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ガ取消ノ原因タル事実ヲ知リタル時ヨリ六月、行為ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
第八十八条及民法第四百二十四条第一項但書、第四百二十五条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条　社債権者集会ノ決議アルトキハ代表者又ハ執行者モ亦前条第一項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得但シ行為ノ時ヨリ一年内ニ限ル

第六節　定款ノ変更

第三百四十二条　定款ノ変更ヲ為スニハ株主総会ノ決議アルコトヲ要ス

定款ノ変更ニ関スル議案ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百四十三条　前条第一項ノ決議ハ総株主ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上ニ当ル株主出席シ其ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

前項ニ定ムル員数ノ株主ガ出席セザルトキハ出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ仮決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ対シテ其ノ仮決議ノ趣旨ノ通知ヲ発シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ一月内ニ第二回ノ株主総会ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ株主総会ニ於テハ出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ仮決議ノ認否ヲ決ス

前二項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ変更スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百四十四条　前条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ議決権ナキ株主ハ之ヲ総株主ノ員数ニ、其ノ有スル株式ノ金額ハ之ヲ資本ノ額ニ算入セズ

第二百三十九条第二項ノ規定ニ依リテ株券ヲ供託セザル者ハ之ヲ総株主ノ員数ニ算入セズ

第二百四十条ノ規定ハ前条第一項乃至第三項ノ議決権ニ之ヲ準用ス

第三百四十五条　会社ガ数種ノ株式ヲ発行シタル場合ニ於テ定款ノ変更ガ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキトキハ株主総会ノ決議ノ外其ノ種類ノ株主ノ総会ノ決議アルコトヲ要ス

或種類ノ株主ノ総会ノ決議ハ其ノ種類ノ半数以上ニシテ株金総額ノ半額以上ニ当ル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス

株主総会ニ関スル規定ハ議決権ナキ種類ノ株主ニ関スルモノヲ除クノ外第一項ノ総会ニ之ヲ準用ス

第三百四十六条　前条ノ規定ハ第二百二十二条第二項ノ決議ヲ為ス場合及会社ノ合併ニ因リテ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十七条　第二百二十二条第二項及前二条ノ規定ハ同種類ノ株式中ニ払込額ヲ異ニスル二種以上ノモノアル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十八条　左ニ掲グル事項ハ定款ニ定ナキトキト雖モ資本増加ノ決議ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

一　新株ノ額面以上ノ発行

二　現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格及之ニ対シテ与フル株式ノ種類及数

三　資本ノ増加後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名

四　新株ノ引受権ヲ与フベキ者及其ノ権利ノ内容

第三百四十九条　会社ガ特定ノ者ニ対シ将来其ノ資本ヲ増加スル場合ニ於テ新株ノ引受権ヲ与フベキコトヲ約スルニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

第三百五十条　株式申込証ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　会社ノ商号

二　増加スベキ資本ノ額

三　資本増加ノ決議ノ年月日

四　第一回払込ノ金額

五　第百七十五条第二項第五号第六号及第三百四十八条第一号乃至第三号ニ掲グル事項

六　数種ノ株式アルトキ又ハ異種類ノ株式ヲ発行スルトキハ新ニ発行スル株式ノ内容及数

七　一定ノ時期迄ニ第三百五十一条ノ総会ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

第三百五十一条　資本増加ノ場合ニ於テ各新株ニ付第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ取締役ハ遅滞ナク株主総会ヲ招集シテ之ニ新株ノ募集ニ関スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

新株ノ引受人ハ前項ノ総会ニ於テ株主ト同一ノ権利ヲ有ス

第三百五十二条　新株ノ引受人ハ株金ノ払込期日ヨリ利益又ハ利息ノ配当ニ付株主ト同一ノ権利ヲ有ス

第三百五十三条　会社ノ成立後二年内ニ其ノ資本ヲ増加スル決議ヲ為シ又ハ資本ヲ倍額以上ニ増加スル場合ニ於テ第三百四十八条第二号又ハ第三号ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ取締役ハ之ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第百八十一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十四条　監査役ハ左ニ掲グル事項ヲ調査シ之ヲ株主総会ニ報告スルコトヲ要ス

一　新株総数ノ引受アリタリヤ否ヤ

二　第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付ア
　リタルヤ否ヤ
　監査役ハ前条第一項ノ検査役ノ報告書ヲ調査シ株主総会
ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス
　株主総会ハ第一項ノ調査及報告ヲ為サシムル為特ニ検査
役ヲ選任スルコトヲ得
第三百五十五条　第三百五十三条第一項ノ場合ニ於テハ第
三百五十一条ノ株主総会ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定
ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ
　第百八十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百五十六条　引受ナキ株式又ハ第百七十七条ノ規定ニ
依ル払込ノ未済ナル株式アルトキハ取締役ハ連帯シテ其
ノ株式ノ引受又ハ払込ヲ為ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取
消サレタルトキ亦同ジ
第三百五十七条　会社ハ第三百五十一条ノ株主総会終結ノ
日又ハ第三百五十五条第二項ノ手続終了ノ日ヨリ本店ノ
所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内
ニ資本増加ノ登記ヲ為スコトヲ要ス
　前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
一　増加シタル資本ノ額
二　資本増加ノ決議ノ年月日
三　各新株ニ付払込ミタル株金額
四　数種ノ株式アルトキ又ハ異種類ノ株式ヲ発行スルト
　キハ新ニ発行スル株式ノ内容及数
　第六十七条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス
第三百五十八条　資本ノ増加ハ本店ノ所在地ニ於テ前条第
一項ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
　資本増加ノ年月日ハ之ヲ新株券ニ記載スルコトヲ要ス
第三百五十九条　資本増加ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主
ガ其ノ引受ケタル新株ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコト
ヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ転
換ヲ請求シ得ベキ期間及転換ニ因リテ受クベキ株式ノ内
容ヲ定ムルコトヲ要ス
第三百六十条　前条ノ場合ニ於テハ株式申込証、株券及株
主名簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一　株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ得ベキコト
二　転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容
三　転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間
　資本増加ノ登記ニ在リテハ前項ノ事項ヲ登記スルコトヲ
要ス

第三百六十一条　転換ヲ請求スル者ハ請求書二通ニ株券ヲ
添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス
　前項ノ請求書ニハ転換セントスル株式ノ数及請求ノ年月
日ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス
第三百六十二条　転換ハ其ノ請求ヲ為シタル時ノ属スル営
業年度ノ終ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
第三百六十三条　転換ニ因リテ生ジタル各種類ノ株式ノ数
ノ増減ハ毎営業年度ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於
テ之ヲ登記スルコトヲ要ス
　第六十四条第二項ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス
第三百六十四条　社債募集ノ場合ニ於テハ社債権者ガ社債
ヲ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ旨且転換ノ限度ニ
於テ資本ヲ増加スベキ旨ヲ決議スルコトヲ得
　前項ノ決議ニ於テハ転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベ
キ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ヲ定ムルコトヲ
要ス
第三百六十五条　転換ニ因リテ発行スベキ株式ハ全額払込
済ノモノトス
　転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ金額ハ転換スベキ社債ノ
発行価額ヲ超ユルコトヲ得ズ
第二百八十八条第二項ノ規定ハ社債ノ転換ノ場合ニ之ヲ
準用ス
第三百六十六条　転換社債ニ付テハ社債申込証、債券及社
債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一　社債ヲ株式ニ転換スルコトヲ得ベキコト
二　転換ノ条件
三　転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容
四　転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間
　社債ノ登記ニ在リテハ前項ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
第三百六十七条　転換ヲ請求スル者ハ請求書二通ニ債券ヲ
添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス
　前項ノ請求書ニハ転換セントスル社債ヲ表示シ請求ノ年
月日ヲ記載シテ之ニ署名スルコトヲ要ス
第三百六十八条　第二百八条第一項及第三百六十二条ノ規
定ハ社債ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百六十九条　転換ニ因リテ生ジタル資本ノ増加及社債
ノ減少ハ毎営業年度ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於
テ之ヲ登記スルコトヲ要ス
　第六十四条第二項ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス
第三百七十条　第百七十五条第一項第三項第四項、第百七

十六条乃至第百七十九条、第百八十七条、第百九十条、第百九十一条第一項及第百九十二条ノ規定ハ資本増加ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百九十一条第二項ノ規定ハ取締役及監査役ニ之ヲ準用ス

第二百二十六条ノ規定ハ新株ノ発行ニ之ヲ準用ス

第三百七十一条　資本増加ノ無効ハ第三百五十七条又ハ第三百六十九条ノ規定ニ依リ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為シタル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第三百七十二条　第八十八条、第百五条第二項乃至第四項、第百七条、第百九条、第百三十七条及第二百四十九条ノ規定ハ前条ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百七十三条　資本ノ増加ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ資本ノ増加ニ因リテ発行シタル新株ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨及一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

株式ノ併合ハ前項ノ期間満了ノ時、若第百条ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十八条　株式ノ併合アリタル場合ニ於テ旧株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ因リ利害関係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ於テ新株券ヲ交付スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ノ費用ハ之ヲ請求者ノ負担トス

第三百七十九条　併合ニ適セザル数ノ株式アルトキハ其ノ併合ニ適セザル部分ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且株数ニ応ジテ其ノ代金ヲ従前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

第三百七十四条　前条第一項ノ場合ニ於テハ会社ハ新株ノ株主ニ対シ其ノ払込ミタル株金ニ相当スル金額ノ支払ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ金額ガ前条第一項ノ判決確定ノ時ニ於ケル会社財産ノ状況ニ照シ著シク不相当ナルトキハ裁判所ハ会社又ハ前項ノ株主ノ請求ニ因リ前項ノ金額ノ増減又ハ未払込株金額ノ払込ヲ命ズルコトヲ得

第二百八条第一項及第二百九条第一項第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十五条　第二百四十五条第一項ノ規定ハ会社ガ資本ノ増加後二年内ニ其ノ増加前ヨリ存在スル財産ニシテ営業ノ為ニ継続シテ使用スベキモノヲ増加資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル対価ヲ以テ取得スル契約ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十六条　資本減少ノ場合ニ於テハ其ノ決議ニ於テ減少ノ方法ヲ定ムルコトヲ要ス

第九十九条及第百条ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

社債権者ガ異議ヲ述ブルニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リ社債権者ノ為ニ異議ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第三百七十七条　株式ノ併合ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨及一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

株式ノ併合ハ前項ノ期間満了ノ時、若第百条ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十八条　株式ノ併合アリタル場合ニ於テ旧株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ因リ利害関係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ於テ新株券ヲ交付スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ノ費用ハ之ヲ請求者ノ負担トス

第三百七十九条　併合ニ適セザル数ノ株式アルトキハ其ノ併合ニ適セザル部分ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且株数ニ応ジテ其ノ代金ヲ従前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

第二百十四条第一項但書及前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ無記名式ノ株券ニシテ第三百七十七条第一項ノ規定ニ依ル提出ナカリシモノニ之ヲ準用ス

第三百八十条　資本減少ノ無効ハ本店ノ所在地ニ於テ資本減少ノ登記ヲ為シタル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債権者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八条、第百五条第二項乃至第四項、第百六条、第百七条、第百九条、第百三十七条及第二百四十九条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第七節　会社ノ整理

第三百八十一条　会社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ取締役、監査役、三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主又ハ払込株金額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者ノ申立ニ因リ会社ニ対シ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ支払不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

会社ノ業務ヲ監督スル官庁ハ会社ニ前項ニ掲グル事由アリト認ムルトキハ裁判所ニ其ノ旨ヲ通告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ職権ヲ以テ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得

整理開始ノ申立ガ権利ノ濫用其ノ他不当ノ目的ニ出ヅルモノト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第三百八十二条　裁判所整理ノ開始ヲ命ジタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ整理開始ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第三百八十三条　整理開始ノ申立又ハ通告アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ破産手続及和議手続ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

整理開始ノ命令アリタルトキハ破産若ハ和議ノ申立又ハ会社財産ニ対スル強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為スコトヲ得ズ破産手続、和議手続並ニ既ニ為シタル強制執行、仮差押及仮処分ハ之ヲ中止ス

整理開始ノ命令ガ確定シタルトキハ前二項ノ規定ニ依リテ中止シタル手続ハ整理ノ関係ニ於テハ其ノ効力ヲ失フ

第三百八十四条　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ債権者ノ一般ノ利益ニ適応シ且競売申立人ニ不当ノ損害ヲ及ボスノ虞ナキモノト認ムルトキハ裁判所ハ相当ノ期間ヲ定メ競売法ニ依ル競売手続ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

第三百八十五条　整理開始ノ命令アリタルトキハ会社ノ債権者ノ債権ニ付テハ整理開始ノ取消ノ登記又ハ整理終結ノ登記ノ日ヨリ二月内ハ時効完成セズ

第三百八十六条　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

一　会社ノ業務ノ制限其ノ他会社財産ノ保全処分

二　株主ノ名義書換ノ禁止

三　会社ノ業務及財産ニ対スル検査ノ命令

四　整理又ハ和議ニ関スル立案及実行ノ命令

五　取締役又ハ監査役ノ解任

六　発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ禁止

七　発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ取消但シ整理ノ開始ヨリ一年前ニ為シタル免除ニ付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ限ル

八　発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ニ基ク損害賠償請求権ノ査定

九　前号ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役又ハ監査

役ノ財産ニ対シテ為ス保全処分

十　会社ノ業務及財産ニ関スル監督ノ命令

十一　会社ノ業務及財産ニ関スル管理ノ命令

整理開始ノ申立又ハ通告アリタルトキハ裁判所ハ其ノ開始前ト雖モ第三百八十一条第一項ニ掲グル者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ前項第一号乃至第三号、第九号又ハ第十号ノ処分ヲ為スコトヲ得

第三百八十七条　裁判所前条第一項第五号、第十号又ハ第十一号ノ処分ヲ為シタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店所在地ノ登記所ニ其ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス前条第一項第一号ノ業務ノ制限ノ処分ヲ為シタルトキ亦同ジ

前条第一項第一号又ハ第九号ノ処分ニシテ登記又ハ登録ヲ為スベキ財産ニ関スルモノニ付テハ裁判所ハ直ニ其ノ登記又ハ登録ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第三百八十八条　第三百八十六条第一項第三号ノ検査ハ会社ノ業務及財産ノ状況其ノ他会社ノ整理ニ必要ナル事項ニ付裁判所ノ選任シタル検査役之ヲ為ス

検査役ハ会社ノ業務ガ不良ト為リタル事情及発起人、取締役又ハ監査役ニ不正又ハ懈怠ナカリシヤ否ヤヲモ調査スルコトヲ要ス

第三百八十九条　検査役ハ調査ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

一　整理ノ見込アルヤ否ヤ

二　発起人、取締役又ハ監査役ニ第百八十六条、第百九十三条、第二百六十六条、第二百八十条又ハ第三百五十六条ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ事実アルヤ否ヤ

三　会社ノ業務及財産ニ付監査又ハ管理ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

四　会社財産ノ保全処分ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

五　会社ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役又ハ監査役ノ財産ニ対シ保全処分ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

第三百九十条　検査役ハ発起人、取締役、監査役及支配人其ノ他ノ使用人ニ対シ会社ノ業務及財産ノ状況ニ付報告ヲ求メ会社ノ帳簿、書類、金銭其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ヲ為スニ当リ裁判所ノ許可ヲ得テ執達吏又ハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第三百九十一条　第三百八十六条第一項第四号ノ処分ヲ為シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ整理委員ヲ選任スルコトヲ得

整理委員ハ整理又ハ和議ニ関スル立案ノ任ニ当リ且取締役ガ其ノ実行ヲ為スニ付之ト協力ス

前条第一項ノ規定ハ整理委員ニ之ヲ準用ス

第三百九十二条　整理ノ実行上又ハ和議ノ為株金ノ払込ヲ為サシムル必要アリト認ムルトキハ取締役ハ各株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数及未払込株金額ヲ通知シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ催告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

株主ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ通知シタル事項ヲ承認シタルモノト看做ス

株主ガ異議ヲ述ベタルトキハ取締役ハ其ノ確定ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第三百九十三条　取締役ハ前条ノ承認又ハ確定アリタル事項ニ基キ株主表ヲ作ルコトヲ要ス

取締役株金ノ払込ヲ為サシメントスルトキハ其ノ払込金額ニ付裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

会社ハ株主ニ対シ前項ノ認可ノ記載アル株主表ノ抄本ニ基キテ強制執行ヲ為スコトヲ得

第三百九十四条　第三百八十六条第一項第八号ノ規定ニ依リテ為シタル査定ニ不服アル者ハ査定ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ異議ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

査定ヲ認可シ又ハ之ヲ変更シタル判決ハ強制執行ニ関シテハ給付ヲ命ズル判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第八十八条及第百五条第二項第三項ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百九十五条　前条第一項ノ期間内ニ訴ノ提起ナキトキハ査定ハ給付ヲ命ズル確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス訴ガ却下セラレタルトキ亦同ジ

第三百九十六条　査定ノ申立ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス職権ニ依ル査定手続ノ開始亦同ジ

第三百九十七条　第三百八十六条第一項第十号ノ監督ハ裁判所ノ選任シタル監督員之ヲ為ス

取締役ガ裁判所ノ指定シタル行為ヲ為スニハ監督員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三百九十条第一項ノ規定ハ監督員ニ之ヲ準用ス

第三百九十八条　第三百八十六条第一項第十一号ノ管理ハ裁判所ノ選任シタル管理人之ヲ為ス

会社ノ代表、業務ノ執行並ニ財産ノ管理及処分ヲ為ス権利ハ管理人ニ専属ス第二百四十七条、第三百七十一条、第三百八十条、第四百十五条及第四百二十八条ノ規定ニ

依ル取締役ノ権利亦同ジ

第三百九十条ノ規定ハ管理人ニ之ヲ準用ス

第三百九十九条　整理ガ結了シ又ハ整理ノ必要ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ第三百八十一条第一項ニ掲グル者、検査役、整理委員、監督員又ハ管理人ノ申立ニ因リ整理終結ノ決定ヲ為スコトヲ得

第四百条　第三百八十二条及第三百八十七条ノ規定ハ整理終結ノ決定又ハ整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百一条　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ債権者ノ一般ノ利益ノ為必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ和議ノ申立ヲ為スコトヲ認可スルコトヲ得

裁判所前項ノ認可ヲ為シタルトキハ和議法ニ従ヒ和議手続ヲ為スコトヲ要ス

第四百二条　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ整理ノ見込ナキトキハ裁判所ハ職権ヲ以テ破産法ニ従ヒ破産ノ宣告ヲ為スコトヲ要ス

第四百三条　破産法第百四条ノ規定ハ整理ノ場合ニ之ヲ準用ス

破産法第百六十三条乃至第百六十六条ノ規定ハ検査役、整理委員、監督員及管理人ニ之ヲ準用ス

第八節　解散

第四百四条　会社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　第九十四条第一号、第三号、第五号及第六号ニ掲グル事由

二　株主総会ノ決議

三　営業全部ノ譲渡

第四百五条　解散ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第四百六条　会社ガ存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ発生又ハ株主総会ノ決議ニ因リテ解散シタル場合ニ於テハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得

第四百七条　会社ガ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除クノ外取締役ハ遅滞ナク株主ニ対シテ其ノ旨ノ通知ヲ発シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

第四百八条　会社ガ合併ヲ為スニハ合併契約書ヲ作リ株主総会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

合併契約書ノ要領ハ第二百二十二条ニ定ムル通知及公告

ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第四百九条　合併ヲ為ス会社ノ一方ガ合併後存続スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一　存続スル会社ノ増加スベキ資本ノ額

二　存続スル会社ノ発行スベキ新株ノ種類、数及払込金額並ニ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項

三　合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四　各会社ニ於テ前条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ノ期日

五　合併ヲ為スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百十条　合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一　合併ニ因リテ設立スル会社ノ目的、商号、資本ノ総額、一株ノ金額及本店ノ所在地

二　合併ニ因リテ設立スル会社ノ発行スベキ株式ノ種類、数及払込金額並ニ各会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項

三　各会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四　前条第四号及第五号ニ掲グル事項

第四百十一条　合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ株式会社ナル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ一方又ハ双方ガ合名会社又ハ合資会社ナルトキハ総社員ノ同意ヲ得テ合併契約書ヲ作ルコトヲ要ス

前二条ノ規定ハ前項ノ合併契約書ニ之ヲ準用ス

第四百十二条　合併ヲ為ス会社ノ一方ガ合併後存続スル場合ニ於テハ其ノ取締役ハ第百条ノ手続ノ終了後、合併ニ因ル株式ノ併合アリタルトキハ其ノ効力ヲ生ジタル後、併合ニ適セザル株式アリタルトキハ合併後存続スル会社ニ於テ第三百七十九条ノ処分ヲ為シタル後遅滞ナク株主総会ヲ招集シテ之ニ合併ニ関スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

第三百五十一条第二項ノ規定ハ前項ノ株主総会ニ関シ之ヲ準用ス

第四百十三条　合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ設立委員ハ第百条ノ手続ノ終了後、合併ニ因ル株式ノ併

合アリタルトキハ其ノ効力ヲ生ジタル後、併合ニ適セザル株式アリタルトキハ第三百七十九条ノ処分ヲ為シタル後遅滞ナク創立総会ヲ招集スルコトヲ要ス

創立総会ニ於テハ定款変更ノ決議ヲモ為スコトヲ得但シ合併契約ノ趣旨ニ反スルコトヲ得ズ

第百八十条第二項第三項、第百八十二条、第百八十三条及第百八十八条第二項ノ規定ハ第一項ノ創立総会ニ之ヲ準用ス

第四百十四条　会社ガ合併ヲ為シタルトキハ第四百十二条ノ株主総会又ハ前条ノ創立総会ノ終結ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合併後存続スル会社ニ付テハ変更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル会社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ第百八十九条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ合併ニ因リテ社債ヲ承継シタルトキハ前項ノ登記ト同時ニ社債ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第四百十五条　合併ノ無効ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債権者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第四百十六条　第九十六条、第九十七条、第九十八条第二項、第九十九条、第百条、第百二条、第百三条、第百四条第一項第三項及第百五条乃至第百十一条ノ規定ハ株式会社ニ之ヲ準用ス

第三百七十六条第三項ノ規定ハ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十七条乃至第三百七十九条ノ規定ハ会社ノ合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八条第一項及第二百九条第三項ノ規定ハ株式ヲ併合セザル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第九節　清算

第一款　総則

第四百十七条　会社ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外取締役其ノ清算人ト為ル但シ定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ株主総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第四百十八条　清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二週間内ニ左ノ

事項ヲ裁判所ニ届出ヅルコトヲ要ス

一　解散ノ事由及其ノ年月日

二　清算人ノ氏名及住所

第四百十九条　清算人ハ就職ノ後遅滞ナク会社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借対照表ヲ作リ之ヲ株主総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

清算人ハ前項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク財産目録及貸借対照表ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

第四百二十条　清算人ハ財産目録、貸借対照表及事務報告書ヲ作リ定時総会ノ会日ヨリ二週間前ニ之ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第四百二十一条　清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月内ニ少クトモ二回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ債権ヲ申出ヅベキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ニハ債権者ガ期間内ニ申出ヲ為サザルトキハ清算ヨリ除斥セラルベキ旨ヲ付記スルコトヲ要ス

第四百二十二条　清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其ノ債権ノ申出ヲ催告スルコトヲ要ス

知レタル債権者ハ之ヲ清算ヨリ除斥スルコトヲ得ズ

第四百二十三条　清算人ハ第四百二十一条第一項ノ債権申出ノ期間内ハ債権者ニ対シテ弁済ヲ為スコトヲ得ズ但シ会社ハ之ガ為ニ遅延ニ因ル損害賠償ノ責任ヲ免ルルコトナシ

清算人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得テ少額ノ債権及担保アル債権其ノ他之ヲ弁済スルモ他ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキ債権ニ付弁済ヲ為スコトヲ得

第四百二十四条　清算ヨリ除斥セラレタル債権者ハ未ダ分配セザル残余財産ニ対シテノミ弁済ヲ請求スルコトヲ得

一部ノ株主ニ対シ既ニ分配ヲ為シタル場合ニ於テハ他ノ株主ニ対シ之ト同一ノ割合ヲ以テ分配ヲ為スニ要スル財産ハ之ヲ前項ノ残余財産ヨリ控除ス

第四百二十五条　残余財産は定款ニ依リテ払込ミタル株金額ノ割合ニ応ジテ之ヲ株主ニ分配スルコトヲ要ス但シ第二百二十二条第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第四百二十六条　清算人ハ裁判所ノ選任シタルモノヲ除ク外何時ニテモ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ノ請

求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四百二十七条　清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遅滞ナク決算報告書ヲ作リ之ヲ株主総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ承認アリタルトキハ会社ハ清算人ニ対シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百二十八条　会社ノ設立ノ無効ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第百三十六条第三項、第百三十七条及第百三十八条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第四百二十九条　会社ノ帳簿並ニ其ノ営業及清算ニ関スル重要書類ハ本店ノ所在地ニ於テ清算結了ノ登記ヲ為シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其ノ保存者ハ清算人其ノ他ノ利害関係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ選任ス

第四百三十条　第百十六条、第百二十二条乃至第百二十六条、第百二十八条、第百二十九条第二項第三項、第百三十一条及第百三十四条ノ規定ハ株式会社ニ之ヲ準用ス

第二百三十一条、第二百三十六条乃至第二百三十八条、第二百四十四条第二項、第二百四十五条第一項第四号第二項、第二百四十七条、第二百四十九条、第二百五十四条第二項、第二百五十八条、第二百六十一条、第二百六十三条、第二百六十五条乃至第二百七十二条、第二百七十四条乃至第二百七十九条及第二百八十二条乃至第二百八十四条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第二款　特別清算

第四百三十一条　清算ノ遂行ニ著シキ支障ヲ来スベキ事情アリト認ムルトキハ裁判所ハ債権者、清算人、監査役若ハ株主ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ会社ニ対シ特別清算ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

会社ニ債務超過ノ疑アルトキハ清算人ハ前項ノ申立ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十一条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百三十二条　特別清算開始ノ申立又ハ通告アリタルトキハ裁判所ハ其ノ開始前ト雖モ前条第一項ニ掲グル者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ第四百五十四条第一項第一号、

第二号ハ第六号ノ処分ヲ為スコトヲ得

第四百二十三条　第三百八十二条乃至第三百八十五条ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百二十四条　特別清算ノ場合ニ於テハ清算人ハ会社、株主及債権者ニ対シ公平且誠実ニ清算事務ヲ処理スル義務ヲ負フ

第四百二十五条　重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

清算人ガ欠タケルトキ又ハ其ノ増員ノ必要アルトキハ裁判所之ヲ選任ス

第四百二十六条　裁判所ハ何時ニテモ清算事務及財産ノ状況ノ報告ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督上必要ナル調査ヲ為スコトヲ得

第四百二十七条　清算ノ監督上必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ第四百五十四条第一項第一号、第二号又ハ第六号ノ処分ヲ為スコトヲ得

第四百二十八条　会社ノ債務ハ其ノ債権額ノ割合ニ応ジテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス

第四百二十三条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百二十九条　清算ノ実行上必要アリト認ムルトキハ清算人ハ債権者集会ヲ招集スルコトヲ得

申出ヲ為シタル債権者其ノ他会社ニ知レタル債権者ノ総債権ノ十分ノ一以上ニ当ル債権ヲ有スル者ハ会議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ清算人ニ提出シテ債権者集会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二百三十七条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

破産ノ場合ニ於テ別除権ヲ行使スルコトヲ得ベキ債権者ガ其ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコトヲ得ベキ債権額ハ第二項ノ債権額ニ之ヲ算入セズ

第四百四十条　前条第四項ノ債権者ハ別除権ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコトヲ得ベキ債権額ニ付テハ債権者集会ニ於テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

債権者集会ノ招集ハ前項ノ債権者ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

債権者集会又ハ其ノ招集者ハ第一項ノ債権者ノ出席ヲ求メテ其ノ意見ヲ徴スルコトヲ得

第四百四十一条　債権者集会ニ於テ議決権ヲ行使セシムベキヤ否ヤ及如何ナル金額ニ付之ヲ行使セシムベキヤハ各債権ニ付清算人之ヲ定ム

前項ノ定ニ付異議アルトキハ裁判所之ヲ定ム

第四百四十二条　第二百三十二条第一項第二項、第二百三十九条第三項、第二百四十三条、第二百四十四条及破産法第百七十九条ノ規定ハ債権者集会ニ之ヲ準用ス

第二百三十二条第一項及第二項ノ規定ハ第四百四十条第二項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第四百四十三条　清算人ハ会社ノ業務及財産ノ状況ノ調査書、財産目録並ニ貸借対照表ヲ債権者集会ニ提出シ且清算ノ実行ノ方針及見込ニ関シ意見ヲ述ブルコトヲ要ス

第四百四十四条　債権者集会ハ監査役員ヲ選任スルコトヲ得

監査委員ハ何時ニテモ債権者集会ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

前二項ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第二百五十五条、第三百九十条第一項及第四百三条第二項ノ規定ハ監査委員ニ之ヲ準用ス

第四百四十五条　清算人左ノ行為ヲ為スニハ監査委員ノ同意、若監査委員ナキトキハ債権者集会ノ決議アルコトヲ要ス但シ三千円以上ノ価額ヲ有スルモノニ関セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　会社財産ノ処分

二　借財

三　訴ノ提起

四　和解及仲裁契約

五　権利ノ放棄

債権者集会ノ決議ヲ要スル場合ニ於テ急迫ナル事情アルトキハ清算人ハ裁判所ノ許可ヲ得テ前項ノ行為ヲ為スコトヲ得

清算人前二項ノ規定ニ違反シタルトキト雖モ会社ハ善意ノ第三者ニ対シテ其ノ責ニ任ズ

第二百四十五条ノ規定ハ特別清算ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第四百四十六条　清算人ハ競売ニ依リテ財産ヲ換価スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条第一項ノ規定ヲ適用セズ

第四百四十七条　清算人ハ監査委員ノ意見ヲ聴キ債権者集会ニ対シテ協定ノ申出ヲ為スコトヲ得

第四百四十八条　協定ノ条件ハ各債権者ノ間ニ平等ナルコトヲ要ス但シ少額ノ債権ニ付別段ノ定ヲ為シ其ノ他債権者間ニ差等ヲ設クルモ衡平ヲ害セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一般ノ先取特権其ノ他一般ノ優先権ハ前項ノ条件ヲ定ム

ルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第四百四十九条　協定案ノ作成ニ当リ必要アリト認ムルトキハ清算人ハ第四百三十九条第四項ノ債権者ノ参加ヲ求ムルコトヲ得

第四百五十条　協定ヲ可決スルニハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ出席債権者ノ過半数ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ債権者ノ総債権ノ四分ノ三以上ニ当ル債権ヲ有スルモノノ同意アルコトヲ要ス

前項ノ議決ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

破産法第三百二十一条及第三百二十六条ノ規定ハ協定ニ之ヲ準用ス

第四百五十一条　協定ノ実行上必要アルトキハ協定ノ条件ヲ変更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前四条ノ規定ヲ準用ス

第四百五十二条　会社財産ノ状況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ清算人、監査役、監査委員、三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ申出ヲ為シタル債権者其ノ他会社ニ知レタル債権者ノ総債権ノ十分ノ一以上ニ当ル債権ヲ有スル者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ会社ノ業務及財産ノ検査ヲ命ズルコトヲ得

第三百八十八条、第三百九十条及第四百三十九条第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百五十三条　検査役ハ調査ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

一　発起人、取締役、監査役又ハ清算人ニ第百八十六条、第百九十三条、第二百六十六条、第二百八十条、第三百五十六条又ハ第四百三十条第二項ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ事実アルヤ否ヤ

二　会社財産ノ保全処分ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

三　会社ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ財産ニ対シ保全処分ヲ為ス必要アルヤ否ヤ

第四百五十四条　前条ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

一　会社財産ノ保全処分

二　株主ノ名義書換ノ禁止

三　発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ノ免除ノ禁止

四　発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ノ免除ノ

取消但シ特別清算ノ開始ヨリ一年前ニ為シタル免除ニ付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ限ル

五　発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ニ基ク損害賠償請求権ノ査定

六　前号ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ財産ニ対シテ為ス保全処分

第三百八十七条第二項ノ規定ハ前項第一号又ハ第六号ノ処分アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十四条乃至第三百九十六条ノ規定ハ第一項第五号ノ査定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百五十五条　特別清算開始ノ命令アリタル場合ニ於テ協定ノ見込ナキトキハ裁判所ハ職権ヲ以テ破産法ニ従ヒ破産ノ宣告ヲ為スコトヲ要ス協定ノ実行ノ見込ナキトキ亦同ジ

第四百五十六条　第三百九十二条、第三百九十三条、第三百九十九条、第四百条及破産法第百四条、第二百三条、第二百四条ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

破産法第百六十五条及第百六十六条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第五章　株式合資会社

第四百五十七条　株式合資会社ハ無限責任社員ト株主トヲ以テ之ヲ組織ス

第四百五十八条　左ノ事項ニ付テハ合資会社ニ関スル規定ヲ準用ス

一　無限責任社員相互間ノ関係

二　無限責任社員ト会社、株主及第三者ノ関係

三　無限責任社員ノ退社

此ノ他株式合資会社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外株式会社ニ関スル規定ヲ準用ス

第四百五十九条　無限責任社員ハ発起人ト為リテ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一　第百六十六条第一項第一号、第二号及第四号乃至第六号ニ掲グル事項

二　株金ノ総額

三　無限責任社員ノ氏名及住所

四　無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ目的及其ノ価格又ハ評価ノ標準

第四百六十条　無限責任社員ハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

株式申込証ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　第百六十八条第一項、第百七十五条第二項第一号第四号乃至第七号及前条ニ掲グル事項

二　無限責任社員ガ株式ヲ引受ケタルトキハ其ノ各自ガ引受ケタル株式ノ種類及数

第四百六十一条　創立総会ニ於テハ監査役ヲ専任スルコトヲ要ス

無限責任社員ハ監査役ト為ルコトヲ得ズ

第四百六十二条　無限責任社員ハ創立総会ニ出席シテ其ノ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ株式ヲ引受ケタルトキト雖モ議決権ヲ有セズ

前項ノ規定ハ株主総会ニ之ヲ準用ス

第四百六十三条　監査役ハ第百八十四条第一項及第四百五十九条第四号ニ掲グル事項並ニ第百八十一条第二項ノ報告書ヲ調査シ之ヲ創立総会ニ報告スルコトヲ要ス

第四百六十四条　創立総会ガ定款ノ変更ヲ決議シタル場合ニ於テ其ノ決議ノ日ヨリ一週間内ニ無限責任社員ノ一致ナキトキハ設立ノ廃止ヲ決議シタルモノト看做ス

第四百六十五条　株式合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第百六十六条第一項第一号第二号第四号第六号及第百八十九条第二項第二号乃至第八号ニ掲グル事項

二　株金ノ総額

三　無限責任社員ノ氏名及住所

四　監査役ノ氏名及住所

五　無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ目的、財産ヲ目的トスル出資ニ付テハ其ノ価格及履行ヲ為シタル部分

六　無限責任社員ニシテ会社ヲ代表セザルモノアルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名

七　数人ノ無限責任社員ガ共同シ又ハ無限責任社員ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百六十六条　会社ヲ代表スベキ無限責任社員ニハ株式会社ノ取締役ニ関スル規定ヲ準用ス但第二百五十四条乃至第二百五十九条、第二百六十四条及第二百六十九条乃至第二百七十二条ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百六十七条　株式会社ニ於テ第三百四十三条ニ定ムル決議ヲ要スル事項又ハ合資会社ニ於テ総社員ノ同意ヲ要スル事項ニ付テハ株主総会ノ決議ノ外無限責任社員ノ一致アルコトヲ要ス

第三百四十三条ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第四百六十八条　監査役ハ無限責任社員ヲシテ株主総会ノ決議ヲ執行セシムル責ニ任ズ

第四百六十九条　株式合資会社ハ合資会社ト同一ノ事由ニ因リテ解散ス営業全部ノ譲渡アリタルトキ亦同ジ

第百十二条ノ規定ハ株式合資会社ニハ之ヲ適用セズ

第四百七十条　無限責任社員ノ全員ガ退社シタル場合ニ於テハ株主ハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依リ株式会社トシテ会社ヲ継続スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ株式会社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス

第百十四条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百七十一条　無限責任社員ガ株式ノ全部ヲ取得シタル場合ニ於テハ其ノ一致ヲ以テ合名会社トシテ会社ヲ継続スルコトヲ得株式全部ノ消却アリタル場合亦同ジ

前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百七十二条　会社ガ解散シタルトキハ合併、破産又ハ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタル場合ヲ除クノ外清算ハ業務執行社員ノ全員又ハ無限責任社員ノ選任シタル者及株主総会ニ於テ選任シタル者之ヲ為ス但定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

無限責任社員ガ清算人ヲ選任スルトキハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

株主総会ニ於テ選任スル清算人ハ業務執行社員ノ全員又ハ無限責任社員ノ選任スル者ト同数ナルコトヲ要ス

第四百七十三条　無限責任社員ハ何時ニテモ其ノ選任シタル清算人ヲ解任スルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ清算人ノ解任ニ之ヲ準用ス

第四百七十四条　第百四十四条ノ規定ハ株式合資会社ノ無限責任社員ニ之ヲ準用ス

第四百七十五条　清算人ハ第四百十九条、第四百二十条及第四百二十七条ニ定ムル計算ニ付株主総会ノ承認ノ外無限責任社員全員ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第四百七十六条　株式合資会社ハ第四百六十七条ノ規定ニ従ヒ其ノ組織ヲ変更シテ之ヲ株式会社ト為スコトヲ得

第四百七十七条　前条ノ場合ニ於テハ株主総会ハ直ニ株式会社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス此ノ総会ニ於テハ無限責任社員モ亦其ノ引受クベキ株式ノ数ニ応ジテ議決権ヲ行使スルコトヲ得

第百十四条及第百十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百七十八条　第四章第七節及第九節第二款ノ規定ハ株式合資会社ニハ之ヲ適用セズ

第六章　外国会社

第四百七十九条　外国会社ガ日本ニ支店ヲ設ケタルトキハ日本ニ成立スル同種ノモノ又ハ最モ之ニ類似スルモノト同一ノ登記及公告ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ外国会社ハ其ノ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ且支店設置ノ登記ト同時ニ其ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第七十八条ノ規定ハ外国会社ノ代表者ニ之ヲ準用ス

第四百八十条　前条第一項及第二項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第四百八十一条　外国会社ガ始メテ日本ニ支店ヲ設ケタルトキハ其ノ支店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為ス迄ハ第三者ハ其ノ会社ノ成立ヲ否認スルコトヲ得

第四百八十二条　日本ニ本店ヲ設ケ又ハ日本ニ於テ営業ヲ為スヲ以テ主タル目的トスル会社ハ外国ニ於テ設立スルモノト雖モ日本ニ於テ設立スル会社ト同一ノ規定ニ従フコトヲ要ス

第四百八十三条　第二百四条乃至第二百七条、第二百九条第一項、第二百二十六条、第二百二十七条第一項、第三百六条第一項、第三百七条、第三百八条及第三百七十条第三項ノ規定ハ日本ニ於テスル外国会社ノ株券又ハ債券ノ発行及其ノ株式ノ移転若ハ質入又ハ社債ノ移転ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ始メテ日本ニ設ケタル支店ヲ以テ本店ト看做ス

第四百八十四条　外国会社ガ日本ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テ正当ノ事由ナクシテ支店設置ノ登記ヲ為シタル後一年内ニ営業ヲ開始セズ若ハ一年以上営業ヲ休止シタルトキ又ハ支払ヲ停止シタルトキハ裁判所ハ利害関係人若ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其ノ支店ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得

外国会社ノ代表者其ノ他支店ニ於テ業務ヲ執行スル者ガ法令又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行為ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五十八条第三項、第五十九条及第六十条ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百八十五条　前条第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害関係人ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ日本ニ在ル会社財産ノ全部ニ付清算ノ開始ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ清算人ハ裁判所之ヲ選任ス

第四百二十一条乃至第四百二十四条及第四百三十条乃至第四百五十六条ノ規定ハ其ノ性質ノ許サザルモノヲ除クノ外前項ノ清算ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ外国会社ガ其ノ支店ヲ閉鎖シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七章　罰則

（本章ハ未発表ナリ）

＊法律時報第八巻第二号（昭和一一年）四五頁以下を底本とする。旧漢字を新漢字とした。

資料8

○満州帝国会社法＊

（康徳四年六月二四日勅令第一三三号）

朕組織法【第四十一条】ニ依リ参議府ノ諮詢ヲ経テ会社法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一章　総則

第一条　本法ニ於テ会社トハ営利ヲ目的トシテ設立シタル社団ヲ謂フ

第二条　会社ハ株式会社、合名会社及合資会社ノ三種トス

第三条　会社ハ之ヲ法人トス

会社ノ住所ハ其ノ本店ノ所在地ニ在ルモノトス

第四条　会社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第五条　会社ハ他ノ会社ノ無限責任社員ト為ルコトヲ得ズ

第六条　会社ハ合併ヲ為スコトヲ得

合併ヲ為ス会社ノ一方又ハ双方ガ株式会社ナルトキハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ハ株式会社ナルコトヲ要ス

解散後ノ会社ハ存立中ノ会社ヲ存続セシムル場合ニ限リ合併ヲ為スコトヲ得

第七条　合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ関スル行為ハ各会社ニ於テ選任シタル設立委員共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百十条第一項乃至第三項及第三百九十条ノ規定ハ前項ノ選任ニ之ヲ準用ス

第八条　会社が正当ノ事由ナクシテ其ノ成立後一年以内ニ開業ヲ為サズ又ハ一年以上営業ヲ休止シタルトキハ法院ハ利害関係人若ハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

取締役、監査役又ハ会社ノ業務ヲ公行スル社員ガ法令又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行為ヲ為シタル場合ニ於テ会社ノ存立ヲ許スベカラザル事由アルトキ亦前項ニ同ジ

前二項ノ場合ニ於テハ法院ハ解散ノ命令前ト雖モ利害関係人若ハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ管理人ノ選任其ノ他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第九条　利害関係人ガ前条第一項又ハ第二項ノ請求ヲ為シタルトキハ会社ノ請求ニ因リ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第十条　利害関係人ノ為シタル第八条第一項又ハ第二項ノ請求ガ却下セラレタル場合ニ於テ其ノ者ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第十一条　本法ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ニシテ官庁ノ許可ヲ要スルモノハ其ノ許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第二章　株式会社

第一節　設立

第十二条　株式会社ノ設立ニハ七人以上ノ発起人アルコトヲ要ス

第十三条　発起人ハ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一　目的
二　商号
三　資本ノ総額
四　一株ノ金額
五　本店及支店ノ所在地

六　会社ガ公告ヲ為ス方法
七　発起人ノ氏名及住所

会社ノ公告ハ政府公報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス

第十四条　定款ハ公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第十五条　左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一　存立時期又ハ解散ノ事由
二　数種ノ株式ノ発行並ニ其ノ各種ノ株式ノ内容及数
三　株式ノ額面以上ノ発行
四　発起人ガ受クベキ特別ノ利益及之ヲ受クベキ者ノ氏名
五　現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ種類及数
六　会社ノ成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名
七　会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用
八　発起人ガ受クベキ報酬ノ額

現物出資ハ発起人ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

第十六条　各発起人ハ書面ニ依リテ株式ノ引受ヲ為スコトヲ要ス

第十七条　発起人ガ株式ノ総数ヲ引受ケタルトキハ遅滞ナク各株ニ付第一回ノ払込ヲ為シ且取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

前項ノ選任ハ発起人ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於テハ第九十六条第一項ノ規定ヲ準用ス

第十八条　株式発行ノ価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ

第一回払込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ払込ト同時ニ之ヲ払込ムコトヲ要ス

第十九条　現物出資者ハ第一回払込ノ期日ニ出資ノ目的タル財産ノ全部ヲ給付スルコトヲ要ス但シ登録、登記其ノ他権利ノ設定又ハ移転ニ関シ必要ナル行為ハ会社成立後ニ之ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第二十条　取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第十五条第一項第四号及至第八条ニ掲グル事項並ニ前三条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ法院ニ請求スルコトヲ要ス

法院ハ検査役ノ報告ヲ聴キ第十五条第一項第四号乃至第八号ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ニ変更ヲ加ヘテ各発起人ニ通告スルコトヲ得

前項ノ変更ニ服セザル発起人ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ変更シテ設立ニ関スル手続ヲ続行スルコトヲ妨ゲズ

通告後二週間以内ニ株式ノ引受ヲ取消シタル者ナキトキハ定款ハ通告ニ従ヒ変更セラレタルモノト看做ス

第二十一条　発起人ガ株式ノ総数ヲ引受ケザルトキハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第二十二条　株式ノ申込ヲ為サントスル者ハ株式申込証二通ニ其ノ引受クベキ株式ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

株式申込証ハ発起人之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　定款ノ認証ノ年月日及其ノ認証ヲ為シタル公証人ノ氏名

二　第十三条第一項及第十五条第一項ニ掲グル事項

三　各発起人ガ引受ケタル株式ノ種類及数

四　第一回払込ノ金額

五　株式ノ譲渡ノ禁止若ハ制限、株券ノ裏書ノ禁止又ハ株主ノ議決権ノ制限ヲ定メタルトキハ其ノ規定

六　株金ノ払込ヲ取扱フベキ銀行及其ノ取扱ノ場所

七　一定ノ時期迄ニ創立総会ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込証ニ其ノ引受クベキ株式ノ種類ヲ記載シ額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ其ノ引受価額ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十三条　株式申込人ガ其ノ真意ニ非ザルコトヲ知リテ為シタル申込ハ発起人ニ於テ之ヲ知リ又ハ知ルコトヲ得ベカリシトキト雖モ其ノ効力ヲ妨ゲラルルコトナシ発起人ト通ジテ為シタル虚偽ノ申込亦同ジ

第二十四条　株式ノ申込ヲ為シタル者ハ発起人ノ割当テタル株式ノ数ニ応ジテ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第二十五条　株式総数ノ引受アリタルトキハ発起人ハ遅滞ナク各株ニ付第一回ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

前項ノ払込ハ株式申込証ニ記載シタル株金払込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二十六条　第十八条及第十九条ノ規定ハ発起人ガ株式ノ

総数ヲ引受ケザル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七条　株金ノ払込ヲ取扱フ銀行ヲ変更シ又ハ払込金ノ保管替ヲ為スニハ法院ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第二十八条　株式引受人ガ第二十五条ノ規定ニ依ル払込ヲ為サザルトキハ発起人ハ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ株式引受人ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間以前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

株式引受人ガ前項ノ通知ニ定メタル期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ発起人ハ其ノ者ガ引受ケタル株式ニ付更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ株式引受人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二十九条　第二十五条及第二十六条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ発起人ハ遅滞ナク創立総会ヲ招集スルコトヲ要ス

創立総会ニハ株式引受人ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上ヲ引受ケタル者出席シ其ノ議決権ノ過半数ヲ以テ一切ノ決議ヲ為ス

第八十七条第一項第二項、第八十八条第一項、第九十四条第三項、第九十五条、第九十六条第一項、第九十八条、第九十九条、第百二条乃至第百十条及第二百十二条ノ規定ハ創立総会ニ之ヲ準用ス

第三十条　定款ヲ以テ第十五条第一項第四号乃至第八号ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ発起人ハ之ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ法院ニ請求スルコトヲ要ス

前項ノ検査役ノ報告書ハ之ヲ創立総会ニ提出スルコトヲ要ス

第三十一条　発起人ハ会社創立ニ関スル事項ヲ創立総会ニ報告スルコトヲ要ス

第四十一条第一項ノ証明書ハ之ヲ創立総会ニ提出スルコトヲ要ス

第三十二条　創立総会ニ於テハ取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

第三十三条　取締役及監査役ハ左ノ事項ヲ調査シ之ヲ創立総会ニ報告スルコトヲ要ス

一　株式総数ノ引受アリタルヤ否ヤ

二　第二十五条及第二十六条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

取締役及監査役ハ第三十条第二項ノ報告書ヲ調査シ創立

総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

取締役及監査役中発起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立総会ハ特ニ検査役ヲ選任シ前二項ノ調査及報告ヲ為サシムルコトヲ得

第三十四条　創立総会ニ於テ第十五条第一項第四号乃至第八号ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ヲ変更スルコトヲ得

第二十条第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ発起人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第三十五条　創立総会ニ於テハ定款ノ変更又ハ設立ノ廃止ノ決議ヲモ為スコトヲ得

前項ノ決議ハ招集ノ通知ニ其ノ旨ノ記載ナカリシトキト雖モ之ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第三十六条　株式会社ノ設立ノ登記ハ発起人ガ株式ノ総数ヲ引受ケタルトキハ第二十条ノ手続終了ノ日、発起人ガ株式ノ総数ヲ引受ケザリシトキハ創立総会終結ノ日又ハ第三十四条第一項及第二項ノ手続終了ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第十三条第一項第一号乃至第四号及第六号ニ掲グル事項

二　本店及支店

三　存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

四　数種ノ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及数

五　各株ニ付払込ミタル株金額

六　株式ノ譲渡ノ禁止若ハ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定

七　開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

八　株主ニ配当スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

九　取締役及監査役ノ氏名及住所

十　取締役ニシテ会社ヲ代表セザル者アルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名

十一　数人ノ取締役ガ共同シ又ハ取締役ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第三十七条　会社ハ設立ノ登記ヲ為シタル後二週間以内ニ

支店ノ所在地ニ於テ前条第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第三十八条　会社ノ成立後支店ヲ設ケタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ支店ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ第三十六条第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ支店ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

本店又ハ支店ノ所在地ヲ管轄スル登記処ノ管轄区域内ニ於テ新ニ支店ヲ設ケタルトキハ其ノ支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三十九条　会社ガ其ノ本店ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ二週間以内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ第三十六条第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ其ノ支店ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間以内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第三十六条第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記処ノ管轄区域内ニ於テ本店又ハ支店ヲ移転シタルトキハ其ノ移転ノ登記ヲ為スヲ以テ足ル

第四十条　第三十六条第二項ニ掲グル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ変更ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第四十一条　株金ノ払込ヲ取扱ヒタル銀行ハ発起人又ハ取締役ノ請求ニ因リ払込金ノ保管ニ関シ証明ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ銀行ハ其ノ証明シタル払込金額ニ付払込ナカリシコト又ハ其ノ返還ニ関スル制限ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

第四十二条　株式ノ引受ニ因ル権利ノ譲渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ

発起人ハ前項ノ権利ヲ譲渡スルコトヲ得ズ

第四十三条　株式ヲ引受ケタル者ハ会社ノ成立後ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ錯誤、詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スルコトヲ得ズ創立総会ニ出席シテ其ノ権利ヲ行使シタルトキ亦同ジ

第四十四条　引受ナキ株式又ハ第一回ノ払込ノ未済ナル株式アルトキハ発起人ハ連帯シテ其ノ株式ノ引受又ハ払込ヲ為ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ発起人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第四十五条　発起人ガ会社ノ設立ニ関シ其ノ任務ヲ怠リタ

ルトキハ其ノ発起人ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

発起人ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ発起人ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第四十六条　会社ガ成立セザル場合ニ於テハ発起人ハ会社ノ設立ニ関シテ為シタル行為ニ付連帯シテ其ノ責ニ任ズ前項ノ場合ニ於テ会社ノ設立ニ関シテ支出シタル費用ハ発起人ノ負担トス

第四十七条　取締役又ハ監査役ガ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ発起人モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ取締役、監査役及発起人ハ之ヲ連帯債務者トス

第四十八条　発起人、取締役又ハ監査役ガ会社ノ設立ニ関シ会社ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テハ其ノ責任ハ会社成立ノ日ヨリ三年ヲ経過シタル後ニ於テ第二百十条ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

第四十九条　株主総会ニ於テ発起人ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキハ会社ハ決議ノ日ヨリ一月以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第百二十七条第二項及第百三十七条第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十条　株主総会ニ於テ発起人ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタル場合ニ於テ会日ノ三月以前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ会社ハ請求ノ日ヨリ一月以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第百二十八条第二項乃至第五項及第百三十七条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十一条　発起人ニ非ズシテ株式申込証、目論見書、株式募集ノ広告其ノ他株式募集ニ関スル文書ニ自己ノ氏名及会社ノ設立ヲ賛成スル旨ノ記載ヲ為スコトヲ承諾シタル者ハ自己ヲ発起人ナリト誤認シテ株式ノ申込ヲ為シタル者ニ対シ発起人ト同一ノ責任ヲ負フ

第二節　株　式

第五十二条　株式会社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス

第五十三条　株主ノ責任ハ其ノ引受ケ又ハ譲受ケタル株式ノ金額、額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタル場合ニ於テハ引受価額ヲ限度トス

第五十四条　仮説人ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ譲受ケタル者ハ株式引受人又ハ株主タル責任ヲ負フ他人ノ承諾

ヲ得ズシテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ譲受ケタル者亦同ジ

他人ト通ジテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ譲受ケタル者ハ其ノ他人ト連帯シテ株金ノ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第五十五条　株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス

株式ノ金額ハ五十円ヲ下ルコトヲ得ズ但シ一時ニ株金ノ全額ヲ払込ムベキ場合ニ限リ之ヲ二十円迄ニ下スコトヲ得

第五十六条　株式ガ数人ノ共有ニ属スルトキハ共有者ハ株主ノ権利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

株主ノ権利ヲ行使スベキ者ナキトキハ共有者ニ対スル会社ノ通知又ハ催告ハ其ノ一人ニ対シテ之ヲ為スヲ以テ足ル

共有者ハ会社ニ対シ連帯シテ株金ノ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第五十七条　株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得但シ定款ヲ以テ其ノ譲渡ノ禁止又ハ制限ヲ定ムルコトヲ妨ゲス

株券ノ発行前ニ為シタル株式ノ譲渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ

第五十八条　記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民法第四百九十八条乃至第五百条ノ規定ハ株券ノ裏書ニ之ヲ準用ス

第五十九条　株券ノ裏書ニ依ル記名株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

前項ノ場合除クノ外記名株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

株金ノ滞納アル株式ニ付テハ会社ハ前二項ノ名義書換ヲ拒ムコトヲ得

第六十条　記名株式ヲ以テ質権ノ目的ト為スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

第六十一条　株式ノ消却、併合又ハ転換アリタルトキハ従前ノ株式ヲ目的トスル質権ハ消却、併合又ハ転換ニ因リテ株主ガ受クベキ金銭又ハ株式ノ上ニ存在ス

第六十八条第一項又ハ第六十九条第二項ノ規定ニ依ル株式ノ処分アリタルトキハ其ノ株式ヲ目的トスル質権ハ従

前ノ株主ガ第六十八条第二項ノ規定ニ依リテ払戻ヲ受クベキ金銭ノ上ニ存在ス

第六十二条　記名株式ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル場合ニ於テ会社ガ質権設定者ノ請求ニ因リ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキハ質権者ハ会社ヨリ利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配又ハ前条ノ金銭ノ支払ヲ受ケ他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債権ノ弁済ニ充ツルコトヲ得

利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配又ハ前条ノ金銭ノ支払ガ質権者ノ債権ノ弁済期前ニ為サルベキトキハ質権者ハ会社ヲシテ其ノ金額ヲ供託セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ質権ハ其ノ供託金ノ上ニ存在ス

第一項ノ質権者ハ会社ニ対シ前条第一項ノ株主ノ受クベキ利益ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第六十三条　無記名株式ノ譲渡及質入ハ無記名式ノ証券債権ニ関スル規定ニ従フ

第六十四条　会社ハ左ノ場合ヲ除クノ外自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ

一　株式ノ消却ノ為ニスルトキ

二　合併又ハ他ノ会社ノ営業全部ノ譲受ニ因ルトキ

三　会社ノ権利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ

四　問屋タル会社ガ買入ノ委託ノ履行ノ為ニスルトキ

五　信託業ヲ目的トスル会社ガ信託ノ引受ニ因ルトキ

第六十五条　前条第一号ノ場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク株式失効ノ手続ヲ為シ第二号及第三号ノ場合ニ於テハ相当ノ時期ニ株式又ハ質権ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

第六十六条　株式ハ資本減少ノ規定ニ従フニ非ザレバ之ヲ消却スルコト得ズ但シ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配当スベキ利益ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ限ラズ

第二百四十七条ノ規定ハ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス

第六十七条　株金ノ払込ハ其ノ期日ノ一月以前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス

株主ガ払込ヲ為サザルトキハ会社ハ更ニ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ会社ニ於テ株式ヲ処分スベキ旨ヲ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間以前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ其ノ株主ノ氏名及住所、株券

ノ番号並ニ通知事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第六十八条　会社ガ前条第一項及第二項ニ定ムル手続ヲ踐ミタルモ株主ガ払込ヲ為サザルトキハ会社ハ株式ヲ競売スルコトヲ要ス但シ法院ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ妨ゲズ

会社ハ株式ノ処分ニ依リテ得タル金額ヨリ滞納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ従前ノ株主ニ払戻スコトヲ要ス

株式ノ処分ニ依リテ得タル金額ガ滞納金額ニ満タザル場合ニ於テハ会社ハ従前ノ株主ニ対シ不足額ノ弁済ヲ請求シ若従前ノ株主ガ二週間以内ニ之ヲ弁済セザルトキハ譲渡人ニ対シテ其ノ弁済ヲ請求スルコトヲ得

第六十九条　会社ハ前条第一項ノ処分ニ著手スル日ノ三週間以前ニ株式ノ譲渡人ニシテ第七十三条ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者ニ対シ其ノ処分ヲ為スベキ旨ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

譲渡人ガ株式ノ処分ニ先チ滞納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額以上ノ金額ヲ提供シテ株式ノ買受ヲ申出デタルトキハ会社ハ最初ニ申出ヲ為シタル譲渡人ニ対シ申出価額ヲ以テ株式ヲ譲渡スルコトヲ要ス

前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十条　第六十八条第一項ノ規定ニ依リ株式ノ競売ヲ為シタルモ其ノ結果ヲ得ザルトキハ会社ハ資本減少ノ規定ニ従ヒテ其ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第六十八条第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十一条　前三条ノ規定ハ会社ガ損害補償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ為スコトヲ妨ゲズ

第七十二条　株主ガ第六十七条第二項ノ期日迄ニ株金ノ払込ヲ為サザルトキハ会社ハ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ対シ二週間以内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ株券ハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク失効シタル株式ノ番号並ニ其ノ株主ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第七十三条　第六十八条第三項ニ定ムル譲渡人ノ責任ハ株式ノ譲渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年以内ノ日ヲ払込期日トシテ催告シタル株金ニ関スルモノニ限ル

発起人ガ会社ノ設立ニ際シテ引受ケタル株式ニ付会社ノ成立後五年以内ノ日ヲ払込期日トシテ催告シタル株金ニ関シテハ発起人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ第六十八条第三項

ニ定ムル譲渡人ノ責任ヲ負フ

第七十四条　株式ノ譲渡人ガ第六十八条第三項ノ不足額ヲ弁済シタルトキハ株券又ハ株主名簿ニ記載アル後者全員ニ対シ償還ノ請求ヲ為スコトヲ得

発起人ガ前条第二項ノ規定ニ依リテ不足額ヲ弁済シタルトキハ其ノ後者中前条第一項ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者ニ対シテノミ前項ノ請求ヲ為スコトヲ得

償還ヲ為シタル譲渡人ハ更ニ自己ノ後者全員ニ対シ償還ノ請求ヲ為スコトヲ得

第七十五条　株金ノ払込期日後ニ株式ヲ譲渡シタル者ハ会社ニ対シ株主ト連帯シテ其ノ株金ノ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第七十六条　株主ハ株金ノ払込ニ付相殺ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ第六十八条第三項ノ規定ニ依リ従前ノ株主及譲渡人ノ負フ不足額弁済ノ義務ニ付亦同ジ

第七十七条　会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ利益若ハ利息ノ配当又ハ残余財産ノ分配ニ付株式ノ種類ニ従ヒ格別ノ定ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナキトキト雖モ資本ノ増加若ハ減少又ハ合併ノ決議ニ於テ新株ノ引受、株式ノ併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式ノ割当ニ関シ株式ノ種類ニ従ヒ格別ノ定ヲ為スコトヲ得

第七十八条　株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　株主氏名及住所

二　各株主ノ有スル株式ノ種類及数並ニ株券ノ番号

三　各株ニ付払込ミタル株金額及払込ノ年月日

四　各株式ノ取得ノ年月日

五　無記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ其ノ数、番号及発行ノ年月日

第七十九条　会社ノ株主ニ対スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者ガ会社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ株式申込人、株主引受人、従前ノ株主、株式ノ譲渡人又ハ質権者ニ対スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

第八十条　株券ハ会社ノ成立後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ発行シタル株券ハ無効トス但シ株

券ヲ発行シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第八十一条　株券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一　会社ノ商号

二　会社成立ノ年月日

三　資本ノ総額

四　一株ノ金額

五　数種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容

六　株式ノ譲渡ノ禁止若ハ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定

一時ニ株金ノ金額ヲ払込マシメザル場合ニ於テハ払込アル毎ニ其ノ金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

第八十二条　無記名式ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限リ株金全額ノ払込アリタル株式ニ付之ヲ発行スルコトヲ得

株主ハ何時ニテモ其ノ無記名式ノ株券ヲ記名式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

第八十三条　無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ株券ヲ会社ニ供託スルニ非ザレバ株主ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第八十四条　民法第五百一条、第五百二条及第五百十二条ノ規定ハ株券ニ之ヲ準用ス

株主名簿ニ記載アル株主ノ為シタル裏書ガ真正ナラザル場合ニ於テ会社ニ就キ調査ヲ為サバ其ノ真偽ヲ判別スルコトヲ得ベカリシモノナルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第八十五条　株主ノ意思ニ依ラズシテ占有ヲ離レ又ハ滅失シタル株券ハ公示催告ノ手続ニ依リテ之ヲ無効ト為スコトヲ得

株主ハ除権判決ヲ得ルニ非ザレバ株券ノ再発行ヲ請求スルコトヲ得ズ

第三節　会社ノ機関

第一款　株主総会

第八十六条　総会ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役之ヲ招集ス

第八十七条　総会ヲ招集スルニハ会日ヨリ三週間以前ニ各株主ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

前項ノ通知ニハ会議ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

会社ガ無記名式ノ株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ会日ヨリ四週間以前ニ総会ヲ開クベキ旨及会議ノ目的タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

前三項ノ規定ハ議決権ナキ株主ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八十八条　総会ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本店ノ所在地又ハ之ニ隣接スル地ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

総会ハ定款又ハ招集ノ通知若ハ公告ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ本店ニ於テ之ヲ開クコトヲ要ス

第八十九条　定時総会ハ毎年一回一定ノ時期ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

年二回以上利益ノ配当ヲ為ス会社ニ在リテハ毎決算期ニ総会ヲ招集スルコトヲ要ス

第九十条　臨時総会ハ必要アル場合ニ随時之ヲ招集ス

臨時総会ハ監査役モ亦之ヲ招集スルコトヲ得此ノ総会ニ於テハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第九十一条　取締役又ハ監査役ガ総会ヲ招集スルニハ各其ノ過半数ノ同意アルコトヲ要ス

第九十二条　資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主ハ会議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ総会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル後二週間以内ニ取締役ガ総会招集ノ手続ヲ為サザルトキハ請求ヲ為シタル株主ハ法院ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ為スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リテ招集シタル総会ニ於テハ招集ノ費用ハ請求ヲ為シタル株主ノ負担トスル旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求ヲ為シタル株主ハ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ費用ヲ負担ス

第九十三条　総会ハ取締役ノ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査セシムル為特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第九十四条　総会ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ会日ヨリ一週間以前ニ株券ヲ会社ニ供託スルコトヲ要ス

株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ代理権ヲ証スル書面ヲ会社ニ差出ダスコトヲ要ス

前項ノ規定ハ定款ヲ以テ代理人ヲ株主ニ限ルコトヲ妨ゲズ

第九十五条　総会ノ決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有スル者ハ自己又ハ他人ノ為ニ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決権ノ数ハ

前条第一項ノ議決権ノ数ニ之ヲ算入セズ

第九十六条　各株主ハ一株ニ付一個ノ議決権ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決権ヲ制限シ又ハ株式ノ譲受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六月ヲ超エザル株主ニ議決権ナキモノトスルコトヲ得

会社ハ其ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ議決権ヲ有セズ

第九十七条　会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ其ノ或種類ノ株式ニ付株主ニ議決権ナキモノトスルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ其ノ種類ノ株式ヲ有スル株主ニ第五十条第一項、第九十二条第一項第二項、第百条第二項、第百二十八条第一項、第百三十九条、第百五十六条第一項、第三百二十条第二項及第三百二十四条ノ権利ナキモノトスルコトヲ妨ゲズ

前項ノ株式ノ株金総額ハ資本ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九十八条　総会ニ於テハ延期又ハ続行ノ決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十七条ノ規定ヲ適用セズ

第九十九条　総会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス

議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

第百条　会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ第二百十条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一　営業ノ全部又ハ一部ノ譲渡

二　営業全部ノ賃貸、其ノ経営ノ委任、他人ト営業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、変更又ハ解約

三　他ノ会社ノ営業全部ノ譲受

四　第百二十六条又ハ第百三十九条ノ規定ニ依ル取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除

第百二十八条又ハ第百三十九条ノ規定ハ前項第四号ノ決議アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百一条　前条第一項ノ規定ハ会社ガ其ノ成立後二年以内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財産ニシテ営業ノ為ニ継続シテ使用スベキモノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル対価ヲ以テ取得スル契約ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第百二条　総会招集ノ手続又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得決議ガ第二百十条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキ亦同ジ

第百三条　前条ノ訴ハ本店ノ所在地ノ地方法院ノ管轄ニ専

属ス

第百四条　決議取消ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一月以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭弁論ハ前項ノ期間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

数個ノ訴ガ同時ニ繫属スルトキハ弁論及裁判ハ併合シテ之ヲ為スコトヲ要ス

訴ノ提起アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第百五条　株主ガ決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ会社ノ請求ニ因リ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百六条　決議ヲ取消ス判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

原告ガ敗訴シタル場合ニ於テ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第百七条　決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ其ノ決議取消ノ判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百八条　決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ決議ノ内容、会社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ取消ヲ不適当ト認ムルトキハ法院ハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第百九条　第百三条、第百四条第三項第四項及第百五条乃至第百七条ノ規定ハ総会ノ決議ノ内容ガ法令又ハ定款ニ違反スルコトヲ理由トシテ決議ノ無効ノ確認ヲ請求スル訴ニ之ヲ準用ス

第百十条　株主ガ第九十五条第一項ノ規定ニ依リ議決権ヲ行使スルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ決議ガ著シク不当ニシテ其ノ株主ガ議決権ヲ行使シタルトキハ之ヲ阻止スルコトヲ得ベカリシモノナルニ於テハ其ノ株主ハ訴ヲ以テ決議ノ取消又ハ変更ヲ請求スルコトヲ得

第百三条乃至第百七条ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二款　取締役

第百十一条　取締役ハ株主総会ニ於テ之ヲ選任ス

会社ト取締役トノ間ノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フ

第百十二条　取締役ハ三人以上タルコトヲ要ス

第百十三条　取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨ゲズ

第百十四条　取締役ハ何時ニテモ株主総会ノ決議ヲ以テ之

ヲ解任スルコトヲ得但シ任期ノ定アル場合ニ於テ正当ノ事由ナクシテ其ノ任期ノ満了前ニ之ヲ解任シタルトキハ其ノ取締役ハ会社ニ対シ解任ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第百十五条　法律又ハ定款ニ定メタル取締役ノ員数ヲ欠クニ至リタル場合ニ於テハ任期ノ満了又ハ辞任ニ因リテ退任シタル取締役ハ新ニ選任セラレタル取締役ノ就職スル迄仍取締役ノ権利義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ法院ハ監査役其ノ他利害関係人ノ請求ニ因リ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百十六条　定款ヲ以テ取締役ノ有スベキ株式ノ数ヲ定メタル場合ニ於テ別段ノ定ナキトキハ取締役ハ其ノ員数ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第百十七条　取締役ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

第百十八条　会社ノ業務執行ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス支配人ノ選任及解任亦同ジ

第百十九条　取締役ハ各自会社ヲ代表ス

前項ノ規定ハ定款若ハ株主総会ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定メ、数人ノ取締役ガ共同シ若ハ取締役ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メ又ハ定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

数人ノ取締役ガ共同シ又ハ取締役ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ取締役又ハ支配人ノ一人ニ対シテ為シタル意思表示ハ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ズ

第百二十条　会社ヲ代表スベキ取締役ハ会社ノ営業ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

前項ノ権限ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第百二十一条　会社ハ取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ但シ其ノ取締役ハ之ガ為ニ自己ノ損害賠償ノ責任ヲ免ルコトナシ

第百二十二条　社長、副社長、専務取締役、常務取締役其ノ他会社ヲ代表スル権限ヲ有スルモノト認ムベキ名称ヲ附シタル取締役ノ為シタル行為ニ付テハ会社ハ其ノ者ガ

代表権ヲ有セザル場合ト雖モ善意ノ第三者ニ対シテ其ノ責ニ任ズ

第百二十三条　取締役ハ定款及総会ノ議事録ヲ本店及支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第百二十四条　取締役ハ株主総会ノ認許アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為シ又ハ同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員若ハ取締役ト為ルコトヲ得ズ

取締役ガ前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ取引ガ自己ノ為ニ為シタルモノナルトキハ会社ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得第三者ノ為ニ為シタルモノナルトキハ会社ハ取締役ニ対シ其ノ取得シタル報酬ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

会社ガ前項ノ権利ヲ行使スルニハ株主総会ノ決議アルコトヲ要ス

第二項ニ定ムル権利ハ監査役ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ三月間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキ亦同ジ

前三項ノ規定ハ会社ヨリ取締役ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第百二十五条　取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキニ限リ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ取締役ガ其ノ取引ニ付会社ヲ代表スルコトヲ妨ゲズ

第百二十六条　取締役ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

取締役ガ法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキハ株主総会ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其ノ取締役ハ第三者ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第百二十七条　株主総会ニ於テ取締役ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキハ会社ハ決議ノ日ヨリ一月以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ訴ニ付テハ株主総会ノ決議ニ依ルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ抛棄ヲ為スコトヲ得ズ

第百二十八条　株主総会ニ於テ取締役ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタル場合ニ於テ会日ノ三月以前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ監査役ニ請求シタルトキハ会社ハ請求ノ日ヨリ一月

以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ請求ハ総会終結ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ訴ニ付テハ訴提起ノ請求ヲ為シタル株主ノ議決権ノ過半数ノ同意アルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ抛棄ヲ為スコトヲ得ズ

第一項ノ請求ヲ為シタル株主ハ監査役ノ請求ニ因リ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

会社ガ敗訴シタルトキハ請求ヲ為シタル株主ハ会社ニ生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

第百二十九条　取締役ガ受クベキ報酬ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十条　取締役ノ選任決議ノ取消又ハ無効確認ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ本案ノ管轄法院ハ当事者ノ申立ニ因リ仮処分ヲ以テ其ノ取締役ノ職務ノ執行ヲ停止シ又ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スルコトヲ得本案ノ繋属前ト雖モ急迫ナル事情アルトキ亦同ジ

法院ハ当事者ノ申立ニ因リ前項ノ仮処分ヲ変更シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ処分アリタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百三十一条　前条ノ職務代行者ハ仮処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ本案ノ管轄法院ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

職務代行者前項ノ規定ニ違反シタルトキト雖モ会社ハ善意ノ第三者ニ対シテ其ノ責ニ任ズ

第百三十二条　急迫ナル事情アルトキハ第九十二条ノ規定ニ依リテ取締役ノ解任ヲ目的トスル総会ノ招集ヲ請求シタル者ハ其ノ取締役ノ職務ノ執行ノ停止又ハ職務代行者ノ選任ヲ法院ニ請求スルコトヲ得取締役ノ解任ヲ目的トスル総会ヲ招集シタル取締役又ハ監査役亦同ジ

第百三十条第二項第三項及前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三款　監　査　役

第百三十三条　監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百三十四条　監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シテ営業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第百三十五条　監査役ハ取締役ガ株主総会ニ提出セントス

ル書類ヲ調査シ株主総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

第百三十六条　監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼ヌルコトヲ得ズ但シ取締役中ニ欠員アルトキハ取締役及監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ定ムルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ定ヲ為シタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第百四十二条第一項ノ規定ニ従ヒ株主総会ノ承認ヲ得ル迄ハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ズ

第百三十七条　会社ガ取締役ニ対シ又ハ取締役ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役会社ヲ代表ス但シ株主総会ハ他人ヲシテ之ヲ代表セシムルコトヲ得第百二十八条第一項ノ規定ニ依リ株主ガ取締役ニ対シテ訴ヲ提起スルコトヲ請求シタルトキハ特ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

第百三十八条　監査役ガ会社又ハ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ取締役モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ監査役及取締役ハ之ヲ連帯債務者トス

第百三十九条　第四十九条、第五十条、第百十一条、第百十三条但書、第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十条及第百三十二条ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第四節　会社ノ計算

第百四十条　取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ二週間以前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

一　財産目録

二　貸借対照表

三　営業報告書

四　損益計算書

五　準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案

第百四十一条　取締役ハ定時総会ノ会日ノ一週間以前ヨリ前条ニ掲グル書類及監査役ノ報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第百四十二条　取締役ハ第百四十条ニ掲グル書類ヲ定時総

会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借対照表ヲ公告スルコト要ス

第百四十三条　定時総会ニ於テ前条第一項ノ承認ヲ為シタル後二年以内ニ別段ノ決議ナキトキハ会社ハ取締役又ハ監査役ニ対シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ取締役又ハ監査役ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百四十四条　財産目録ニ記載スル営業用ノ固定財産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額、取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均価格ヲ超ユル価額ヲ附スルコトヲ得ズ

第百四十五条　第十五条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額並ニ設立登記ノ為ニ支出シタル税額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ会社成立ノ後、若開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年以内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第百四十六条　社債権者ニ償還スベキ金額ノ総額ガ社債ノ募集ニ依リテ得タル実額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債償還ノ期限内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第百四十七条　資本総額ハ之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ要ス

会社ガ数種ノ株式ヲ発行シタルトキハ各種類ノ株式ノ総金額ヲモ表示スルコトヲ要ス

第百四十八条　会社ガ自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキハ其ノ株式ノ種類及金額ヲ営業報告書中ニ記載スルコトヲ要ス其ノ株式ヲ処分シタルトキ亦同ジ

第百四十九条　会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ヨリ発行ノ為ニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ達スル迄之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

第百五十条　前条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ塡補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第百五十一条　会社ハ損失ヲ塡補シ且第百四十九条第一項ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非ザレバ利益ノ配当ヲ為スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ配当ヲ為シタルトキハ会社ノ債権者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第百五十二条　会社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ会社ノ成立後二年以上其ノ営業全部ノ開業ヲ為スコト能ハザルモノト認ムルトキハ会社ハ定款ヲ以テ其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配当スベキコトヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ利率ハ年五分ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ定款ノ規定ハ法院ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ配当シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ年六分ヲ超ユル利益ヲ配当スル毎ニ其ノ超過額ト同額以上ノ金額ヲ償却スルコトヲ要ス

第百五十三条　前条第一項ノ規定ニ依リテ利息ヲ配当スル会社ガ其ノ資本ヲ増加スル場合ニ於テハ新株ニ対シテモ亦利息ヲ配当スルコトヲ要ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ配当ヲ為ス場合ニ於テハ配当期間ヲ伸長スルコトヲ得

前条ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百五十四条　利益又ハ利息ノ配当ハ払込ミタル株金額ノ割合ニ応ジテ之ヲ為ス但シ第七十七条第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

営業年度中ニ払込アリタル株式ニ対スル利益又ハ利息ノ配当ハ其ノ払込期日以後ノ日数ニ応ジテ之ヲ為ス

第百五十五条　定款ヲ以テ利益又ハ利息ノ配当請求権ニ付消滅期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間ハ三年ヲ下ルコトヲ得ズ若之ヨリ短キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ三年ニ伸長ス

第百五十六条　会社ノ業務ノ執行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アルコトヲ疑フベキ事由アルトキハ三月以前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為法院ニ検査役ノ選任ヲ請求スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ法院ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ法院ハ監査役ヲシテ株主総会ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三十条第二項及第三十三条第二項ノ規定ヲ準用ス

第五節　社　債

第一款　総　則

第百五十七条　社債ハ第二百十条ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

第百五十八条　社債ノ総額ハ払込ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純財産額ガ払込ミタル株金額ニ満タザルトキハ社債ノ総額ハ其ノ財産額ヲ超ユルコトヲ得ズ

旧社債償還ノ為ニスル社債ノ募集ニ付テハ其ノ旧社債ノ額ハ前二項ノ社債ノ総額中ニ之ヲ算入セズ此ノ場合ニ於テハ払込ノ期日、若数回ニ分チテ払込ヲ為サシムルトキハ第一回払込ノ期日ヨリ六月以内ニ旧社債ヲ償還スルコトヲ要ス

第百五十九条　会社ハ前ニ募集シタル社債総額ノ払込ヲ為サシメタル後ニ非ザレバ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ズ

第百六十条　各社債ノ金額ハ二十円ヲ下ルコトヲ得ズ

同一種類ノ社債ニ在リテハ各社債ノ金額ハ均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ベキモノナルコトヲ要ス

第百六十一条　社債権者ニ償還スベキ金額ガ券面額ヲ超ユベキコトヲ定メタルトキハ其ノ超過額ハ各社債ニ付同率ナルコトヲ要ス

第百六十二条　社債ノ募集ニ応ゼントスル者ハ社債申込証二通ニ其ノ引受クベキ社債ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

社債申込証ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　会社ノ商号
二　社債ノ総額
三　各社債ノ金額
四　社債ノ利率
五　社債償還ノ方法及期限
六　利息支払ノ方法及期限
七　数回ニ分チテ社債ノ払込ヲ為サシムルトキハ各回ノ払込ノ金額及時期
八　社債発行ノ価額又ハ其ノ最低価額
九　債権ヲ記名式又ハ無記名式ニ限リタルトキハ其ノ旨
十　会社ノ資本及払込ミタル株金ノ総額
十一　最終貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純財産額
十二　旧社債ノ償還ノ為第百五十八条第一項及第二項ノ

制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルトキハ其ノ旨

十三　前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル総額

十四　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社アルトキハ其ノ商号

十五　社債ノ応募額ガ総額ニ達セザル場合ニ於テ前号ノ会社ガ其ノ残額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨

社債発行ノ最低価額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債応募者ハ社債申込証ニ応募価額ヲ記載スルコトヲ要ス

第百六十三条　前条ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ総額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ガ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第百六十四条　社債ノ募集ガ完了シタルトキハ取締役ハ遅滞ナク各社債ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

第百六十五条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ自己ノ名ヲ以テ会社ノ為ニ第百六十二条第二項及前条ニ定ムル行為ヲ為スルコトヲ得

第百六十六条　会社ハ第百六十四条ノ払込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ社債ノ登記ヲ為スルコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第百六十二条第二項第二号乃至第六号及第十四号ニ掲グル事項

二　各社債ニ付払込ミタル金額

第四十条ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

外国ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外国ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第百六十七条　第五十六条ノ規定ハ社債ガ数人ノ共有ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十八条　債券ハ社債全額ノ払込アリタル後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

債券ニハ第百六十二条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十四号ニ掲グル事項並ニ番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第百六十九条　社債権者ハ何時ニテモ其ノ記名式ノ債券ヲ無記名式ト為シ又ハ其ノ無記名式ノ債券ヲ記名式ト為スルコトヲ請求スルコトヲ得但シ債券ヲ記名式又ハ無記名式ニ限ル旨ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百七十条　記名社債ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ債券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対スルコトヲ得ズ

第百七十一条　記名社債ヲ以テ質権ノ目的ト為スニハ債券ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ質権ノ設定ハ質権者ノ氏名及住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ債券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第百七十二条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ自己ノ名ヲ以テ社債権者ノ為ニ社債ノ償還ヲ受クルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

前項ノ会社ガ社債ノ償還ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ格別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ社債権者ニ対シ債券ト引換ニ償還額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

第百七十三条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社二以上アルトキハ其ノ権限ニ属スル行為ハ共同シテ之ヲ為スルコトヲ要ス

第百七十四条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社二以上アルトキハ第百七十二条第三項ニ定ムル義務ハ之ヲ連帯トス

第百七十五条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ社債ヲ発行シタル会社及社債権者集会ノ同意ヲ得テ辞任スルコトヲ得已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ法院ノ許可ヲ得タルトキ亦同ジ

第百七十六条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ガ其ノ事務ヲ処理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正当ノ事由アルトキハ法院ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債権者集会ノ請求に因リ之ヲ解任スルコトヲ得

第百七十七条　前二条ノ場合ニ於テ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ発行シタル会社及社債権者集会ノ一致ヲ以テ其ノ事務ノ承継者ヲ定ムルコトヲ得已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ利害関係人ハ事務承継者ノ選任ヲ法院ニ請求スルコトヲ得

第百七十八条　無記名社債ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相当スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支払期ノ到来シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ニ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ

支払ヲ請求スルコトヲ得

第百七十九条　社債ノ償還請求権ノ時効期間ハ十年トス

第百七十二条第三項ノ規定ニ依リ社債権者ノ有スル請求権亦前項ニ同ジ

利息及前条第二項ノ請求権ノ時効期間ハ五年トス

第百八十条　社債原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　社債権者ノ氏名及住所

二　債券ノ番号

三　第百六十二条第二項第二号乃至第七号及第十四号ニ掲グル事項

四　各社債ニ付払込ミタル金額及払込ノ年月日

五　債券発行ノ年月日

六　各社債ノ取得ノ年月日

七　無記名式ノ債券ヲ発行シタルトキハ其ノ数、番号及発行ノ年月日

第百八十一条　会社ガ或社債権者ニ対シテ為シタル弁済、和解其ノ他ノ行為ガ著シク不公正ナルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ訴ヲ以テ其ノ行為ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ行為ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ転得者ガ其ノ行為又ハ転得ノ当時善意ナリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ訴ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ガ取消ノ原因タル事実ヲ知リタル時ヨリ六月、行為ノ時ヨリ一年以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第百八十二条　前条第一項ノ訴ハ社債ヲ発行シタル会社ノ本店ノ所在地ノ地方法院ノ管轄ニ専属ス

第百八十三条　第百八十一条ノ規定ニ依リテ為シタル取消ハ総社債権者ノ利益ノ為ニ其ノ効力ヲ生ズ

第百八十四条　第七十九条第一項及第二項ノ規定ハ社債応募者又ハ社債権者ニ対スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

第百八十五条　本節ノ規定ニ依リ為スベキ公告ハ社債ヲ発行シタル会社ノ定款ニ定メタル公告方法ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス

第二節　社債権者集会

第百八十六条　社債権者集会ハ本法ニ規定アル場合ヲ除ク外法院ノ許可ヲ得テ社債権者ノ利害ニ重大ナル関係ヲ有スル事項ニ決議ヲ為スルコトヲ得

第百八十七条　社債権者集会ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社之ヲ招集ス

社債総額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者ハ会議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ前項ノ会社ニ提出シテ社債権者集会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第九十二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ供託スル非ザレバ前二項ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第百八十八条　各社債権者ハ社債ノ最低額毎ニ一個ノ議決権ヲ有ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ会日ヨリ一週間以前ニ債券ヲ供託スルニ非ザレバ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

社債ヲ発行シタル会社ガ自己ノ無記名社債ヲ目的トスル質権ヲ有スル場合ニ於テ社債権者ノ請求アルトキハ社債権者ヲシテ議決権ヲ行使セシムル為会日ヨリ一週間以前ニ其ノ債券ヲ供託スルコトヲ要ス供託ニ因リテ生ジタル費用ハ社債権者ノ負担トス

第百八十九条　社債ヲ発行シタル会社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ其ノ代表者ヲ社債権者集会ニ出席セシメ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブルコトヲ得

社債権者集会ノ招集ハ前項ノ会社ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第八十七条第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第百九十条　社債権者集会又ハ其ノ招集者ハ必要アリト認ムルトキハ社債ヲ発行シタル会社ニ対シ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第百九十一条　第二百十条第一項乃至第三項及第二百十一条第二項第三項ノ規定ハ社債権者集会ノ決議ニ之ヲ準用ス

第百七十五条乃至第百七十七条及前条ノ同意又ハ請求ハ前項ノ規定ニ拘ラズ出席シタル社債権者ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ得

第百九十二条　社債権者集会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス

議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長及出席シタル社債権者一人以上之ニ署名スルコトヲ要ス

議事録ハ社債ヲ発行シタル会社其ノ本店ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社及社債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ノ議事録ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第百九十三条　社債権者集会ノ招集者ハ決議ノ日ヨリ一週間以内ニ決議ノ認可ヲ法院ニ請求スルコトヲ要ス

支払ヲ請求スルコトヲ得

第百七十九条　社債ノ償還請求権ノ時効期間ハ十年トス

第百七十二条第三項ノ規定ニ依リ社債権者ノ有スル請求権亦前項ニ同ジ

利息及前条第二項ノ請求権ノ時効期間ハ五年トス

第百八十条　社債原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　社債権者ノ氏名及住所

二　債券ノ番号

三　第百六十二条第二項第二号乃至第七号及第十四号ニ掲グル事項

四　各社債ニ付払込ミタル金額及払込ノ年月日

五　債券発行ノ年月日

六　各社債ノ取得ノ年月日

七　無記名式ノ債券ヲ発行シタルトキハ其ノ数、番号及発行ノ年月日

第百八十一条　会社ガ或社債権者ニ対シテ為シタル弁済、和解其ノ他ノ行為ガ著シク不公正ナルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ訴ヲ以テ其ノ行為ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ行為ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ転得者ガ其ノ行為又ハ転得ノ当時善意ナリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ訴ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ガ取消ノ原因タル事実ヲ知リタル時ヨリ六月、行為ノ時ヨリ一年以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第百八十二条　前条第一項ノ訴ハ社債ヲ発行シタル会社ノ本店ノ所在地ノ地方法院ノ管轄ニ専属ス

第百八十三条　第百八十一条ノ規定ニ依リテ為シタル取消ハ総社債権者ノ利益ノ為ニ其ノ効力ヲ生ズ

第百八十四条　第七十九条第一項及第二項ノ規定ハ社債応募者又ハ社債権者ニ対スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

第百八十五条　本節ノ規定ニ依リ為スベキ公告ハ社債ヲ発行シタル会社ノ定款ニ定メタル公告方法ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス

第二節　社債権者集会

第百八十六条　社債権者集会ハ本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外法院ノ許可ヲ得テ社債権者ノ利害ニ重大ナル関係ヲ有スル事項ニ決議ヲ為スルコトヲ得

第百八十七条　社債権者集会ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社之ヲ招集ス

社債総額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者ハ会議ノ目的タ

ル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ前項ノ会社ニ提出シテ社債権者集会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第九十二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ供託スル非ザレバ前二項ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第百八十八条　各社債権者ハ社債ノ最低額毎ニ一個ノ議決権ヲ有ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ会日ヨリ一週間以前ニ債券ヲ供託スルニ非ザレバ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

社債ヲ発行シタル会社ガ自己ノ無記名社債ヲ目的トスル質権ヲ有スル場合ニ於テ社債権者ノ請求アルトキハ社債権者ヲシテ議決権ヲ行使セシムル為会日ヨリ一週間以前ニ其ノ債券ヲ供託スルコトヲ要ス供託ニ因リテ生ジタル費用ハ社債権者ノ負担トス

第百八十九条　社債ヲ発行シタル会社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ其ノ代表者ヲ社債権者集会ニ出席セシメ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブルコトヲ得

社債権者集会ノ招集ハ前項ノ会社ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第八十七条第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第百九十条　社債権者集会又ハ其ノ招集者ハ必要アリト認ムルトキハ社債ヲ発行シタル会社ニ対シ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第百九十一条　第二百十条第一項乃至第三項及第二百十一条第二項第三項ノ規定ハ社債権者集会ノ決議ニ之ヲ準用ス

第百七十五条乃至第百七十七条及前条ノ同意又ハ請求ハ前項ノ規定ニ拘ラズ出席シタル社債権者ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ得

第百九十二条　社債権者集会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス

議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長及出席シタル社債権者一人以上之ニ署名スルコトヲ要ス

議事録ハ社債ヲ発行シタル会社其ノ本店ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社及社債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ノ議事録ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第百九十三条　社債権者集会ノ招集者ハ決議ノ日ヨリ一週間以内ニ決議ノ認可ヲ法院ニ請求スルコトヲ要ス

第百九十四条　法院ハ左ノ場合ニ於テハ社債権者集会ノ決議ヲ認可スルコトヲ得ズ

一　社債権者集会招集ノ手続又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令ニ違反スルトキ

二　決議ガ不当ノ方法ニ依リテ成立スルニ至リタルトキ

三　決議ガ著シク不公正ナルトキ

四　決議ガ社債権者ノ一般ノ利益ニ反スルトキ

前項第一号及第二号ノ場合ニ於テハ法院ハ決議ノ内容其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ決議ヲ認可スルコトヲ妨ゲズ

第百九十五条　社債権者集会ノ決議ハ法院ノ認可ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

社債権者集会ノ決議ハ総社債権者ニ対シ其ノ効力ヲ有ス

第百九十六条　社債権者集会ノ決議ニ対シ認可又ハ不認可ノ裁定アリタルトキハ社債ヲ発行シタル会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第百九十七条　社債権者集会ハ社債総額ノ五百分ノ一以上ヲ有スル社債権者ノ中ヨリ一人又ハ数人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スベキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得

代表者数人アルトキハ前項ノ決定ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

第百九十八条　社債権者集会ノ決議ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社、若社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ナキトキハ前条ノ代表者之ヲ執行ス但シ社債権者集会ノ決議ヲ以テ別ニ執行者ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百九十九条　第百七十三条ノ規定ハ代表者又ハ執行者数人アル場合ニ之ヲ準用ス

第二百条　第百七十二条、第百七十四条及第百七十九条第二項ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ社債ノ償還ニ関スル決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百一条　社債権者集会ハ何時ニテモ代表者若ハ執行者ヲ解任シ又ハ委任シタル事項ヲ変更スルコトヲ得

第二百二条　会社ガ社債ノ利息ノ支払ヲ怠リタルトキ又ハ定期ニ社債ノ一部ヲ償還スベキ場合ニ於テ其ノ償還ヲ怠リタルトキハ社債権者集会ノ決議ニ依リ会社ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ弁済ヲ為スベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ為サザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ通知ハ書面ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス

会社ガ第一項ノ期間内ニ弁済ヲ為サザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

第二百三条　前条ノ規定ニ依リ会社ガ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ前条第一項ノ決議ヲ執行スル者ハ遅滞ナク之ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百四条　社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社、代表者又ハ執行者ニ対シテ与フベキ報酬及其ノ事務処理ノ為ニ要スル費用ハ社債ヲ発行シタル会社トノ契約ニ其ノ定アル場合ヲ除クノ外法院ノ許可ヲ得テ会社ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得

社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社、代表者又ハ執行者ハ償還ヲ受ケタル金額ヨリ社債権者ニ先チテ前項ノ報酬及費用ノ弁済ヲ受クルコトヲ得

第二百五条　社債権者集会ニ関スル費用ハ社債ヲ発行シタル会社ノ負担トス

第九十二条第三項ノ規定ハ第百八十七条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リテ社債権者集会ヲ招集シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百九十三条ノ請求ニ関スル費用ハ社債ヲ発行シタル会社ノ負担トス但シ法院ハ利害関係人ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其ノ全部又ハ一部ニ付別ニ負担者ヲ定ムルコトヲ得

第二百六条　数種ノ社債ヲ発行シタル場合ニ於テハ社債権者集会ハ其ノ各種類ノ社債ニ付之ヲ招集スルコトヲ要ス

第二百七条　第八十七条第一項乃至第三項、第九十四条第三項、第九十五条、第九十六条第二項及第九十八条ノ規定ハ社債権者集会ニ之ヲ準用ス

第二百八条　社債権者集会ノ決議アルトキハ代表者又ハ執行者モ亦第百八十一条第一項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得但シ行為ノ時ヨリ一年以内ニ限ル

第六節　定款ノ変更

第二百九条　定款ノ変更ヲ為スニハ株主総会ノ決議アルコトヲ要ス

定款ノ変更ニ関スル議案ノ要領ハ第八十七条ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百十条　前条第一項ノ決議ハ総株主ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上ニ当ル株主出席シ其ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

前項ニ定ムル員数ノ株主ガ出席セザルトキハ出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ仮決議ヲ為スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ対シテ其ノ仮決議ノ趣旨ノ通知

ヲ発シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ一月以内ニ第二回ノ株主総会ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ株主総会ニ於テハ出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ仮決議ノ認否ヲ決ス

前二項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ変更スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第二百十一条　前条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ議決権ナキ株主ハ之ヲ総株主ノ員数ニ、其ノ有スル株式ノ金額ハ之ヲ資本ノ額ニ算入セズ

第九十四条第二項ノ規定ニ依リテ株券ヲ供託セザル者ハ之ヲ総株主ノ員数ニ算入セズ

第九十五条第二項ノ規定ハ前条第一項乃至第三項ノ議決権ニ之ヲ準用ス

第二百十二条　会社ガ数種ノ株式ヲ発行シタル場合ニ於テ定款ノ変更ガ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキトキハ株主総会ノ決議ノ外其ノ種類ノ株主ノ総会ノ決議アルコトヲ要ス

或種類ノ株主ノ総会ノ決議ハ其ノ種類ノ株主ノ半数以上ニシテ株金総額ノ半額以上ニ当ル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス

株主総会ニ関スル規定ハ議決権ナキ種類ノ株式ニ関スルモノヲ除クノ外第一項ノ総会ニ之ヲ準備ス

第二百十三条　前条ノ規定ハ第七十七条第二項ノ決議ヲ為ス場合及会社ノ合併ニ因リテ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキ場合ニ之ヲ準用ス

第二百十四条　第七十七条第二項及前二条ノ規定ハ同種類ノ株式中ニ払込額ヲ異ニスル二種類以上ノモノアル場合ニ之ヲ準用ス

第二百十五条　左ノ事項ハ定款ニ其ノ旨ノ定ナキトキト雖モ資本増加ノ決議ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

一　新株ノ額面以上ノ発行

二　現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ種類及数

三　資本ノ増加後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名

四　新株ノ引受権ヲ与フベキ者及其ノ権利ノ内容

第二百十六条　会社ガ特定ノ者ニ対シ将来其ノ資本ヲ増加スル場合ニ於テ新株ノ引受権ヲ与フベキコトヲ約スルニハ第二百十条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

第二百十七条　株式申込証ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　会社ノ商号

二　増加スベキ資本ノ額

三　資本増加ノ決議ノ年月日

四　第一回振込ノ金額

五　第二十二条第二項第五号第六号及第二百十五条第一号乃至第三号ニ掲グル事項

六　数種ノ株式アルトキ又ハ異種類ノ株式ヲ発行スルトキハ新ニ発行スル株式ノ内容及数

七　一定ノ時期迄ニ第二百十八条ノ総会ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スルコトヲ得ベキコト

第二百十八条　資本増加ノ場合ニ於テ各新株ニ付第二十五条及第二十六条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ取締役ハ遅滞ナク株主総会ヲ招集シテ之ニ新株ノ募集ニ関スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

新株ノ引受人ハ前項ノ総会ニ於テ株主ト同一ノ権利ヲ有ス

第二百十九条　新株ノ引受人ハ株金払込期日ヨリ利益又ハ利息ノ配当ニ付株主ト同一ノ権利ヲ有ス

第二百二十条　会社ノ成立後二年以内ニ其ノ資本ヲ増加スル決議ヲ為シ又ハ資本ヲ倍額以上ニ増加スル場合ニ於テ第二百十五条第二号又ハ第三号ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ取締役ハ之ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ法院ニ請求スルコトヲ要ス

第三十条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十一条　監査役ハ左ノ事項ヲ調査シ之ヲ第二百十八条ノ株主総会ニ報告スルコトヲ要ス

一　新株総数ノ引受アリタルヤ否ヤ

二　第二十五条及第二十六条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

監査役ハ前条第一項ノ検査役ノ報告書ヲ調査シ株主総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

株主総会ハ第一項ノ調査及報告ヲ為サシムル為特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百二十二条　第二百二十条第一項ノ場合ニ於テハ第二百十八条ノ株主総会ノ決議ハ第二百十条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三十四条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十三条　引受ナキ株式又ハ第一回ノ払込ノ未済ナ

シタル日ヨリ六月以内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第二百四十条　第百三条、第百四条第二項乃至第四項、第百五条、第百六条、第二百九十三条及第二百九十九条ノ規定ハ前条ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百四十一条　資本ノ増加ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ資本ノ増加ニ因リテ発行シタル新株ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨及一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百四十二条　前条第一項ノ場合ニ於テハ会社ハ新株ノ株主ニ対シ其ノ払込ミタル株金ニ相当スル金額ノ支払ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ金額ガ前号第一項ノ判決確定ノ時ニ於ケル会社財産ノ状況ニ照シ著シク不相当ナルトキハ法院ハ会社又ハ前項ノ株主ノ請求ニ因リ前項ノ金額ノ増減又ハ未払込株金額ノ払込ヲ命ズルコトヲ得

第六十一条第一項及第六十二条第一項第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十三条　会社ガ資本ノ増加後二年以内ニ其ノ増加前ヨリ存在スル財産ニシテ営業ノ為ニ継続シテ使用スベキモノヲ増加資本ノ二十分ノ一以上ニ当ル対価ヲ以テ取得スル契約ヲ為スニハ第二百十条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

第二百四十四条　資本減少ノ場合ニ於テハ其ノ決議ニ於テ減少ノ方法ヲ定ムルコトヲ要ス

第二百四十五条　資本減少ノ決議アリタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス

第二百四十六条　会社ハ前条ノ期間内ニ其ノ債権者ニ対シ資本減少ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

社債権者ガ異議ヲ述ブルニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ法院ハ利害関係人ノ請求ニ因リ社債権者ノ為ニ異議ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

債権者ガ前二項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ資本減少ヲ承認シタルモノト看做ス

債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第二百四十七条　株式ノ併合ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨及一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

株式ノ併合ハ前項ノ期間満了ノ時、若前条ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第二百四十八条　株式ノ併合アリタル場合ニ於テ旧株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ因リ利害関係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ於テ新株券ヲ交付スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ノ費用ハ請求者ノ負担トス

第二百四十九条　併合ニ適セザル数ノ株式アルトキハ其ノ併合ニ適セザル部分ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且株数ニ応ジテ其ノ代金ヲ従前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

第六十八条第一項但書及前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ無記名式ノ株券ニシテ第二百四十七条第一項ノ規定ニ依ル提出ナカリシモノニ之ヲ準用ス

第二百五十条　資本減少ノ無効ハ本店ノ所在地ニ於テ資本減少ノ登記ヲ為シタル日ヨリ六月以内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債権者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

債権者ガ第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ会社ノ請求ニ因リ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

第二百四十条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第七節　会社ノ整理

第二百五十一条　会社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支払不能又ハ債務超過ニ陥ルノ虞アリト認ムルトキハ法院ハ取締役、監査役、三月以前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主又ハ払込株金額ノ十分ノ一以上ニ当リ債権者ノ申立ニ因リ会社ニ対シ整理ノ開始ヲ命ズル

コトヲ得会社ニ支払不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

会社ノ業務ヲ監督スル官庁ハ会社ニ前項ニ掲グル事由アリト認ムルトキハ法院ニ其ノ旨ヲ通告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ法院ハ職権ヲ以テ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得

整理開始ノ申立ガ権利ノ濫用其ノ他不当ノ目的ニ出ヅルモノト認ムルトキハ法院ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第二百五十二条　法院ガ整理ノ開始ヲ命ジタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記処ニ整理開始ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第二百五十三条　整理開始ノ申立又ハ通告アルタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ法院ハ破産手続ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

整理開始ノ命令アリタルトキハ破産ノ申立又ハ会社財産ニ対スル強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為スコトヲ得ズ破産手続並ニ既ニ為シタル強制執行、仮差押及仮処分ハ之ヲ中止ス

整理開始ノ命令ガ確定シタルトキハ前二項ノ規定ニ依リテ中止シタル手続ハ整理ノ関係ニ於テハ其ノ効力ヲ失フ

第二百五十四条　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ債権者ノ一般ノ利益ニ適応シ且競売申立人ニ不当ノ損害ヲ及ボスノ虞ナキモノト認ムルトキハ法院ハ相当ノ期間ヲ定メ拍売法ニ依ル競売手続ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

第二百五十五条　整理開始ノ命令アリタルトキハ会社ノ債権者ノ債権ニ付テハ整理開始ノ取消ノ登記又ハ整理終結ノ登記ノ日ヨリ二月以内ハ時効完成セズ

第二百五十六条　左ノ場合ニ於テハ相殺ヲ為スコトヲ得ズ

一　会社ノ債権者ガ整理開始ノ命令アリタル後会社ニ対シテ債務ヲ負担シタルトキ

二　会社ノ債務者ガ整理開始ノ命令アリタル後其ノ命令前ニ生ジタル他人ノ債権ヲ取得シタルトキ

三　会社ノ債務者ガ整理開始ノ申立又ハ通告アリタルコトヲ知リテ整理開始ノ命令後ニ生ジタル会社ニ対スル債権ヲ取得シタルトキ但シ其ノ取得ガ法定ノ原因ニ基クトキ、債務者ガ整理開始ノ申立若ハ通告アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ整理開始ノ命令ノ時ヨリ一年以前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十七条　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ法院ハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

一　会社ノ業務ノ制限其ノ他会社財産ノ保全処分

二　株主ノ名義書換ノ禁止

三　会社ノ業務及財産ニ対スル検査ノ命令

四　整理ニ関スル立案及実行ノ命令

五　取締役又ハ検査役ノ解任

六　発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ禁止

七　発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ取消但シ整理ノ開始ヨリ一年以前ニ為シタル免除ニ付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ限ル

八　発起人、取締役又ハ監査役ノ責任ニ基ク損害賠償請求権ノ査定

九　前号ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役又ハ監査役ノ財産ニ対シテ為ス保全処分

十　会社ノ業務及財産ニ関スル監督ノ命令

十一　会社ノ業務及財産ニ関スル管理ノ命令

整理開始ノ申立又ハ通告アリタルトキハ法院ハ其ノ開始前ト雖モ第二百五十一条第一項ニ掲グル者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ前項第一号乃至第三号、第九号又ハ第十号ノ処分ヲ為スコトヲ得

第二百五十八条　法院ガ前条第一項第五号、第十号又ハ第十一号ノ処分ヲ為シタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記処ニ其ノ旨ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス前条第一項第一号ノ業務ノ制限ノ処分ヲ為シタルトキ亦同ジ

前条第一項第一号又ハ第九号ノ処分ニシテ登録又ハ登記ヲ為スベキ財産ニ関スルモノニ付テハ法院ハ直ニ其ノ旨ノ登録又ハ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第二百五十九条　第二百五十七条第一項第三号ノ検査ハ会社ノ業務及財産ノ状況其ノ他会社ノ整理ニ必要ナル事項ニ付法院ノ選任シタル検査役ヲ為ス

検査役ハ会社ノ業績ガ不良ト為リタル事情及発起人、取締役又ハ監査役ニ不正又ハ懈怠ナカリシヤ否ヤヲモ調査スルコトヲ要ス

第二百六十条　検査役ハ調査ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ法院ニ報告スルコトヲ要ス

一　整理ノ見込アリヤ否ヤ

二　発起人、取締役又ハ監査役ニ第四十四条、第四十五条、第百二十六条、第百三十九条又ハ第二百二十三条・

ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ事実アリヤ否ヤ
三　会社ノ業務及財産ニ付監督又ハ管理ヲ為ス必要アリヤ否ヤ
四　会社財産ノ保全処分ヲ為ス必要アリヤ否ヤ
五　会社ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役又ハ監査役ノ財産ニ対シ保全処分ヲ為ス必要アリヤ否ヤ

第二百六十一条　検査役数人アルトキハ共同シテ其ノ職務ヲ行フ但シ法院ノ許可ヲ得テ職務ヲ分掌スルコトヲ得

第二百六十二条　検査役ハ発起人、取締役、監査役及支配人其ノ他ノ使用人ニ対シ会社ノ業務及財産ノ状況ニ付報告ヲ求メ会社ノ帳簿、書類、金銭其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

検査役ハ其ノ調査ヲ為スニ当リ法院ノ許可ヲ得テ執行官又ハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第二百六十三条　第百十七条ノ規定ハ検査役ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル注意ヲ怠リタル検査役ハ利害関係人ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百六十四条　検査役ハ会社ヨリ費用ノ前払及報酬ヲ受クルコトヲ得其ノ額ハ法院之ヲ定ム

第二百六十五条　第二百五十七条第一項第四号ノ処分ヲ為シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ法院ハ整理委員ヲ選任スルコトヲ得

整理委員ハ整理ニ関スル立案ノ任ニ当リ且取締役ガ其ノ実行ヲ為スニ付之ト協力ス

第二百六十一条、第二百六十二条第一項、第二百六十三条及前条ノ規定ハ整理委員ニ之ヲ準用ス

第二百六十六条　整理ノ実行上株金ノ払込ヲ為サシムル為必要アリト認ムルトキハ取締役ハ各株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数及未払込株金額ヲ通知シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ催告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

株主ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ通知シタル事項ヲ承認シタルモノト看做ス

株主ガ異議ヲ述ベタルトキハ取締役ハ其ノ確定ヲ法院ニ請求スルコトヲ要ス

第二百六十七条　取締役ハ前条ノ承認又ハ確定アリタル事項ニ付株主表ヲ作ルコトヲ要ス

取締役株金ノ払込ヲ為サシメントスルトキハ其ノ払込金額ニ付法院ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

会社ハ株主ニ対シ前項ノ認可ノ記載アル株主表ノ抄本ニ

基キテ強制執行ヲ為スコトヲ得

第二百六十八条　第二百五十七条第一項第八号ノ規定ニ依リテ為シタル査定ニ不服アル者ハ査定ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一月以内ニ異議ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

査定ヲ認可シ又ハ之ヲ変更シタル判決ハ強制執行ニ関シテハ給付ヲ命ズル判決ト同一ノ効力ヲ有ス

第百三条及第百四条第二項第三項ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百六十九条　前条第一項ノ期間内ニ訴ノ提起ナキトキハ査定ハ給付ヲ命ズル確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス訴ガ却下セラレタルトキ亦同ジ

第二百七十条　査定ノ申立ハ時効ノ中断ニ関シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス職権ニ依ル査定手続ノ開始亦同ジ

第二百七十一条　第二百五十七条第一項第十号ノ監督ハ法院ノ選任シタル監督員之ヲ為ス

取締役ガ法院ノ指定シタル行為ヲ為スニハ監督員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第二百六十五条第三項ノ規定ハ監督員ニ之ヲ準用ス

第二百七十二条　第二百五十七条第一項第十一号ノ管理ハ法院ノ選任シタル管理人之ヲ為ス

会社ノ代表、業務ノ執行並ニ財産ノ管理及処分ヲ為ス権利ハ管理人ニ専属ス第百二条、第二百三十九条、第二百五十条、第二百九十二条及第二百九十八条ノ規定ニ依ル取締役ノ権利亦同ジ

第二百六十一条乃至第二百六十四条ノ規定ハ管理人ニ之ヲ準用ス

第二百七十三条　管理人数人アルトキハ第三者ノ意思表示ハ其ノ一人ニ対シテ之ヲ為スヲ以テ足ル

第二百七十四条　管理人ハ臨時故障アル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行ハシムル為自己ノ責任ヲ以テ予メ代理人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ代理人ノ選任ハ法院ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第二百七十五条　整理ガ結了シ又ハ整理ノ必要ナキニ至リタルトキハ法院ハ第二百五十一条第一項ニ掲グル者検査役、整理委員、監督員又ハ管理人ノ申立ニ因リ整理終結ノ裁定ヲ為スルコトヲ得

第二百七十六条　第二百五十二条及第二百五十八条ノ規定ハ整理終結ノ裁定又ハ整理開始ノ命令ヲ取消ス裁定ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百七十七条　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ整理

ノ見込ナキトキハ法院ハ職権ヲ以テ破産法ニ従ヒ破産ノ宣告ヲ為スルコトヲ要ス

第八節　解散及設立ノ無効

第二百七十八条　会社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ発生

二　株主総会ノ決議

三　会社ノ合併

四　営業全部ノ譲渡

五　会社ノ破産

六　解散ヲ命ズル裁判

第二百七十九条　解散ノ決議ハ第二百十条ノ規定ニ依ル非ザレバ之ヲ為スルコトヲ得ズ

第二百八十条　会社ガ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除クノ外取締役ハ遅滞ナク株主ニ対シテ其ノ旨ノ通知ヲ発シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百八十一条　会社ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ解散ノ登記ヲ為スルコトヲ要ス

第二百八十二条　第二百七十八条第一号又ハ第二号ノ場合ニ於テハ第二百十条ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得

会社ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ為シタル後ト雖モ前項ノ決議ヲ為スルコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ継続ノ登記ヲ為スルコトヲ要ス

第二百八十三条　会社ガ合併ヲ為スニハ合併契約書ヲ作リ株主総会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

合併契約書ノ要領ハ第八十七条ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第二百十条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二百八十四条　合併ヲ為ス会社ノ一方ガ合併後存続スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　存続スル会社ノ増加スベキ資本ノ額

二　存続スル会社ノ発行スベキ新株ノ種類、数及払込金額並ニ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項

三　合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ

金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四　各会社ニ於テ前条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ノ期日

五　合併ヲ為スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百八十五条　合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　合併ニ因リテ設立スル会社ノ目的、商号、資本ノ総額、一株ノ金額及本店ノ所在地

二　合併ニ因リテ設立スル会社ノ発行スベキ株式ノ種類、数及払込金額並ニ各会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項

三　各会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四　前条第四号及第五号ニ掲グル事項

第二百八十六条　合併ヲ為ス会社ノ一方ガ合併後存続スル場合ニ於テハ其ノ取締役ハ第二百四十六条ノ手続ノ終了後、合併ニ因ル株式ノ併合アリタルトキハ其ノ効力ヲ生ジタル後、併合ニ適セザル株式アリタルトキハ合併後存続スル会社ニ於テ第二百四十九条ノ処分ヲ為シタル後遅滞ナク株主総会ヲ招集シテ之ニ合併ニ関スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百十八条第二項ノ規定ハ前項ノ株主総会ニ之ヲ準用ス

第二百八十七条　合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ設立委員ハ第二百四十六条ノ手続ノ終了後、合併ニ因ル株式ノ併合アリタルトキハ其ノ効力ヲ生ジタル後、併合ニ適セザル株式アリタルトキハ第二百四十九条ノ処分ヲ為シタル後遅滞ナク創立総会ヲ招集スルコトヲ要ス

創立総会ニ於テハ定款変更ノ決議ヲモ為スルコトヲ得但シ合併契約ノ趣旨ニ反スルコトヲ得ズ

第二十九条第二項第三項、第三十一条第一項、第三十二条及第三十五条第二項ノ規定ハ第一項ノ創立総会ニ之ヲ準用ス

第二百八十八条　会社ガ合併ヲ為シタルトキハ第二百八十六条ノ株主総会又ハ前条ノ創立総会ノ終結ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ合併後存続スル会社ニ付テハ変更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル会社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ合併ニ因リテ社債ヲ継承シタルトキハ前項ノ

三　数人ノ清算人ガ共同シテ会社ヲ代表スベキ定アルトキハ其ノ規定

清算人ノ選任アリタルトキハ其ノ清算人ハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第四十条ノ規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三百四条　清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二週間以内ニ左ノ事項ヲ法院ニ届出ヅルコトヲ要ス

一　解散ノ事由其ノ年月日

二　清算人氏名及住所

第三百五条　清算人ノ職務左ノ如シ

一　現務ノ結了

二　債権ノ取立及債務ノ弁済

三　残余財産ノ分配

第三百六条　清算人数人アルトキハ清算ニ関スル行為ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第三百七条　取締役ガ清算人ト為リタル場合ニ於テハ従前ノ定ニ従ヒテ会社ヲ代表ス

法院ガ数人ノ清算人ヲ選任スル場合ニ於テハ会社ヲ代表スベキ者ヲ定メ又ハ数人ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定ムルコトヲ得

第三百八条　会社ヲ代表スベキ清算人ハ其ノ職務ニ関スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

第三百九条　清算人ハ就職ノ後遅滞ナク会社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借対照表ヲ作リ之ヲ株主総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

清算人ハ前項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク財産目録及貸借対照表ヲ法院ニ提出ズルコトヲ要ス

第三百十条　清算人ハ財産目録、貸借対照表及事務報告書ヲ作リ定時総会ノ会日ヨリ二週間以前ニ之ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第三百十一条　清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月以内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ請求ヲ申出ヅベキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ニハ債権者ガ期間内ニ申出ヲ為サザルトキハ清算ヨリ除斥セラルベキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第三百十二条　清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其ノ債権ノ申出ヲ催告スルコトヲ要ス

知レタル債権者ハ之ヲ清算ヨリ除斥スルコトヲ得ズ

第三百十三条　清算人ハ第三百十一条第一項ノ債権申出ノ期間内ハ債権者ニ対シテ弁済ヲ為スコトヲ得ズ但シ会社ハ之ガ為ニ遅延ニ因ル損害賠償ノ責任ヲ免ルルコトナシ

清算人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ法院ノ許可ヲ得テ少額ノ債権及担保アル債権其ノ他之ヲ弁済スルモ他ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキ債権ニ付弁済ヲ為スルコトヲ得

第三百十四条　会社ハ弁済期ニ至ラザル債権ト雖モ之ヲ弁済スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ無利息債権ニ付テハ弁済期ニ至ル迄ノ法定利息ヲ加算シテ其ノ債権額ニ達スベキ金額ヲ弁済スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ利息付債権ニシテ其ノ利率ガ法定利率ニ達セザルモノニ付之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テハ条件附債権、存続期間ノ不確定ナル債権其ノ他価額ノ不確定ナル債権ニ付テハ法院ノ選任シタル鑑定人ノ評価ニ従ヒテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス

第三百十五条　清算ヨリ除斥セラレタル債権者ハ未ダ分配セザル残余財産ニ対シテノミ弁済ヲ請求スルコトヲ得

一部ノ株主ニ対シ既ニ分配ヲ為シタル場合ニ於テハ他ノ株主ニ対シ之ト同一ノ割合ヲ以テ分配ヲ為スニ要スル財産ハ之ヲ前項ノ残余財産ヨリ控除ス

第三百十六条　清算人ハ株金ノ払込ニ関スル定款ノ規定又ハ株主総会ノ決議ニ拘ラズ何時ニテモ株主ヲシテ株金ノ払込ヲ為サシムルコトヲ得但シ会社ノ債務ヲ完済スル為ニ必要ナル金額ヲ超過スルコトヲ得ズ

第三百十七条　清算人ハ会社ノ債務ヲ弁済シタル後ニ非ザレバ会社財産ヲ株主ニ分配スルコトヲ得ズ但シ争アル債務ニ付其ノ弁済ニ必要ト認ムル財産ヲ留保シテ残余ノ財産ヲ分配スルコトヲ妨ゲズ

第三百十八条　残余財産ハ払込ミタル株金額ノ割合ニ応ジテ之ヲ株主ニ分配スルコトヲ要ス但シ第七十七条第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第三百十九条　会社財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直ニ破産ノ申立ヲ為シ且其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其ノ事務ヲ引渡シタルトキハ其ノ任務ヲ終リタルモノトス

第三百二十条　清算人ハ法院ノ選任シタルモノヲ除クノ外何時ニテモ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ法院ハ監査役又ハ三月以前ヨリ

引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ノ請求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第三百二十一条　清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遅滞ナク決算報告書ヲ作リ之ヲ株主総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ承認アリタルトキハ会社ハ清算人ニ対シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百二十二条　清算人ハ前条ノ承認アリタル後本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ清算結了ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百二十三条　会社ノ帳簿並ニ其ノ営業及清算ニ関スル重要書類ハ本店ノ所在地ニ於テ清算結了ノ登記ヲ為シタル後十年間之保存スルコトヲ要ス其ノ保存者ハ清算人其ノ他ノ利害関係人ノ請求ニ因リ法院之ヲ選任ス

会社清算当時ノ株主、債権者其ノ他ノ利害関係人ハ法院ノ許可ヲ得テ前項ノ書類ヲ閲覧スルコトヲ得

第三百二十四条　第八十六条、第九十一条乃至第九十三条、第九十九条第二項、第百条第一項第四号第二項、第百二条、第百五条、第百十一条第二項、第百十五条、第百十七条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条乃至第百三十二条、第百三十四条乃至第百三十九条及第百四十一条乃至第百四十三条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第二款　特別清算

第三百二十五条　清算ノ遂行ニ著シキ支障ヲ来スベキ事情アリト認ムルトキハ法院ハ債権者、清算人、監査役若ハ株主ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ会社ニ対シ特別清算ノ開始ヲ命ズルコトヲ得会社ニ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

会社ニ債務超過ノ疑アルトキハ清算人ハ前項ノ申立ヲ為スルコトヲ要ス

第二百五十一条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百二十六条　特別清算開始ノ申立又ハ通告アリタルトキハ法院ハ其ノ開始前ト雖モ前条第一項ニ掲グル者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ第三百五十二条第一項第一号、第二号又ハ第六号ノ処分ヲ為スコトヲ得

第三百二十七条　第二百五十二条乃至第二百五十五条ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百二十八条　特別清算ノ場合ニ於テハ清算人ハ会社、株主及債権者ニ対シ公平且誠実ニ清算事務ヲ処理スル義務ヲ負フ

第三百二十九条　重要ナル事由アルトキハ法院ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

清算人ガ欠ケタルトキ又ハ其ノ増員ノ必要アルトキハ法院之ヲ選任ス

第三百三十条　法院ハ何時ニテモ清算事務及財産ノ状況ノ報告ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督上必要ナル調査ヲ為スコトヲ得

第三百三十一条　清算ノ監督上必要アリト認ムルトキハ法院ハ第三百五十二条第一項第一号、第二号又ハ第六号ノ処分ヲ為スルコトヲ得

第三百三十二条　会社ノ債務ハ其ノ債権額ノ割合ニ応ジテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス

第三百十三条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十三条　清算ノ実行上必要アリト認ムルトキハ清算人ハ債権者集会ヲ招集スルコトヲ得

申出ヲ為シタル債権者其ノ他会社ニ知レタル債権者ノ総債権ノ十分ノ一以上ニ当ル債権ヲ有スル者ハ会議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ清算人ニ提出シテ債権者集会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第九十二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

債権者ガ会社財産ノ上ニ担保権ヲ有スル場合ニ於テ其ノ担保権ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコトヲ得ベキ金額ハ之ヲ第二項ノ債権額ニ算入セズ

第三百三十四条　前条第四項ノ債権者ハ担保権ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコトヲ得ベキ債権額ニ付テハ債権者集会ニ於テ議決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

債権者集会ノ招集ハ前項ノ債権者ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

債権者集会又ハ其ノ招集者ハ第一項ノ債権者ノ出席ヲ求メテ其ノ意見ヲ徴スルコトヲ得

第三百三十五条　債権者集会ニ於テ議決権ヲ行使セシムベキヤ否ヤ及如何ナル金額ニ付之ヲ行使セシムベキヤハ各債権ニ付清算人之ヲ定ム

前項ノ定ニ付異議アルトキハ法院之ヲ定ム

第三百三十六条　債権者集会ノ決議ニハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ出席債権者ノ過半数ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ債権者ノ総債権ノ半額ヲ超ユル債権ヲ有

スル者ノ同意アルコトヲ要ス

第三百三十七条　第八十七条第一項第二項、第九十四条第三項、第九十五条第一項、第九十八条、第九十九条及第百八十八条第二項ノ規定ハ債権者集会ニ之ヲ準用ス

第八十七条第一項及第二項ノ規定ハ第三百三十四条第二項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第三百三十八条　清算人ハ会社ノ業務及財産ノ状況ノ調査書、財産目録並ニ貸借対照表ヲ債権者集会ニ提出シ且清算ノ実行ノ方針及見込ニ関シ意見ヲ述ブルコトヲ要ス

第三百三十九条　債権者集会ハ監査委員ヲ選任スルコトヲ得

監査委員ハ何時ニテモ債権者集会ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

前二項ノ決議ハ法院ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第百十二条、第二百六十一条、第二百六十二条第一項、第二百六十三条、第二百六十四条、第二百七十三条及第二百七十四条ノ規定ハ監査委員ニ之ヲ準用ス

第三百四十条　清算人左ノ行為ヲ為スニハ監督委員ノ同意、若監督委員ナキトキハ債権者集会ノ決議アルコトヲ要ス

但シ三千円以上ノ価額ヲ有スルモノニ関セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　会社財産ノ処分

二　借財

三　訴ノ提起

四　和解及仲裁契約

五　権利ノ抛棄

債権者集会ノ決議ヲ要スル場合ニ於テ急迫ナル事情アルトキハ清算人ハ法院ノ許可ヲ得テ前項ニ掲グル行為ヲ為スコトヲ得

清算人前二項ノ規定ニ違反シタルトキト雖モ会社ハ善意ノ第三者ニ対シテ其ノ責ニ任ズ

第百条ノ規定ハ特別清算ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百四十一条　清算人ハ競売ニ依リテ財産ヲ換価スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条第一項ノ規定ヲ適用セズ

第三百四十二条　清算人ハ拍売法ニ依リ担保ノ目的トナレル会社ノ財産ヲ換価スルコトヲ得担保権者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ担保権者ノ受クベキ金額ガ未ダ確定セザルトキハ清算人ハ代金ヲ別ニ寄託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ担保権ハ代金ノ上ニ存在ス

第三百四十三条　清算人ハ監査委員ノ意見ヲ聴キ債権者集会ニ対シテ協定ノ申出ヲ為スルコトヲ得

第三百四十四条　協定ノ条件ハ各債権者ノ間ニ平等ナルコトヲ要ス但シ少額ノ債権ニ付別段ノ定ヲ為シ其ノ他債権者間ニ差等ヲ設クルモ衡平ヲ害セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三百四十五条　協定案ノ作成ニ当リ必要アリト認ムルトキハ清算人ハ第三百三十三条第四項ノ債権者ノ参加ヲ求ムルコトヲ得

第三百四十六条　協定ヲ可決スルニハ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ出席債権者ノ過半数ニシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得ベキ債権者ノ総債権ノ四分ノ三以上ニ当ル債権ヲ有スル者ノ同意アルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ法院ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第百九十四条ノ規定ハ前項ノ認可ニ之ヲ準用ス

第三百四十七条　前条ノ協定ハ認可ノ裁定ノ確定ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第三百四十八条　協定ハ債権者全員ノ為且其ノ全員ニ対シテ効力ヲ有ス

協定ハ債権者ガ会社ノ保証人其ノ他会社ト共ニ債務ヲ負担スル者ニ対シテ有スル権利及会社ノ為ニ供シタル担保ニ影響ヲ及ボサズ

第三百四十九条　協定ノ実行上必要アルトキハ協定ノ条件ヲ変更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前六条ノ規定ヲ準用ス

第三百五十条　会社財産ノ状況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ法院ハ清算人、監査役、監査委員、三月以前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ申出ヲ為シタル債権者其ノ他会社ニ知レタル債権者ノ総債権ノ十分ノ一以上ニ当ル債権ヲ有スル者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ会社ノ業務及財産ノ検査ヲ命ズルコトヲ得

第二百五十九条、第二百六十二条及第三百三十三条第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十一条　検査役ハ検査ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ法院ニ報告スルコトヲ要ス

一　発起人、取締役、監査役又ハ清算人ニ第四十四条、第四十五条、第百二十六条、第百三十九条、第二百二十三条又ハ第三百二十四条ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ事実アリヤ否ヤ

二　会社財産ノ保全処分ヲ為ス必要アリヤ否ヤ

三　会社ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ財産ニ対シ保全処分ヲ為ス必要アリヤ否ヤ

第三百五十二条　前条ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ法院ハ左ノ処分ヲ為スルコトヲ得

一　会社財産ノ保全処分

二　株主ノ名義書換ノ禁止

三　発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ノ免除ノ禁止

四　発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ノ免除ノ取消但シ特別清算ノ開始ヨリ一年以前ニ為シタル免除ニ付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ限ル

五　発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ責任ニ基ク損害賠償請求権ノ査定

六　前号ノ損害賠償請求権ニ付発起人、取締役、監査役又ハ清算人ノ財産ニ対シテ為ス保全処分

第二百五十八条第二項ノ規定ハ前項第一号又ハ第六号ノ処分アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十八条乃至第二百七十条ノ規定ハ第一項第五号ノ査定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十三条　特別清算開始ノ命令アリタル場合ニ於テ協定ノ見込ナキトキハ法院ハ職権ヲ以テ破産法ニ従ヒ破産ノ宣告ヲ為スコトヲ要ス協定ノ実行ノ見込ナキトキ亦同ジ

第三百五十四条　特別清算ガ結了シ又ハ特別清算ノ必要ナキニ至リタルトキハ法院ハ第三百二十五条第一項ニ掲グル者、監査委員又ハ検査役ノ申立ニ因リ特別清算終結ノ裁定ヲ為スルコトヲ得

第三百五十五条　第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条及第二百七十六条ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十四条及第二百七十四条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第三章　合名会社

第一節　設立

第三百五十六条　合名会社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第三百五十七条　合名会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

一　目的

二　商号

三　社員ノ氏名及住所

四　本店及支店ノ所在地

五　社員ノ出資ノ目的及其ノ価格又ハ評価ノ標準

第三百五十八条　合名会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　前条第一号乃至第三号ニ掲グル事項

二　本店及支店

三　存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

四　社員ノ出資ノ目的、財産ヲ目的トスル出資ニ付テハ其ノ価格及履行ヲ為シタル部分

五　社員ニシテ会社ヲ代表セザル者アルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名

六　数人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第三十七条乃至第四十条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス

第三百五十九条　会社ノ為スベキ公告ハ法院ガ為スベキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スルコトヲ要ス

第三百六十条　合名会社ノ社員ト為ルコトヲ許サレタル未成年者又ハ準禁治産者ハ社員タル資格ニ基ク行為ニ関シテハ之ヲ能力者ト看做ス

第二節　会社ノ内部ノ関係

第三百六十一条　会社ノ内部ノ関係ニ付テハ定款又ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ組合ニ関スル民法ノ規定ヲ準用ス

第三百六十二条　社員ガ債権ヲ以テ出資ノ目的ト為シタル場合ニ於テ債権者ガ弁済期ニ弁済ヲ為サザリシトキハ社員ハ其ノ弁済ノ責ニ任ズ此ノ場合ニ於テハ其ノ利息ヲ支払フ外尚損害ノ賠償ヲ為スルコトヲ要ス

第三百六十三条　各社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ会社ノ業務ヲ執行スル権利ヲ有シ義務ヲ負フ

第三百六十四条　支配人ノ選任解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖モ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第三百六十五条　定款ノ変更其ノ他会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為ヲ為スニハ総社員ノ同意アルコトヲ要ス

第三百六十六条　社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ

第三百六十七条　社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為

シ又ハ同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員若ハ取締役ト為ルコトヲ得ズ

社員ガ前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ取引ガ自己ノ為ニ為シタルモノナルトキハ会社ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得第三者ノ為ニ為シタルモノナルトキハ会社ハ社員ニ対シ其ノ取得シタル報酬ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

会社ガ社員ニ対シ前項ノ権利ヲ行使スルニハ他ノ社員ノ過半数ノ同意アルコトヲ要ス

第二項ニ定ムル権利ハ他ノ社員一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキ亦同ジ

前三項ノ規定ハ会社ヨリ社員ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第三百六十八条　社員ハ他ノ社員ノ過半数ノ同意アリタルトキニ限リ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ社員ガ其ノ取引ニ付会社ヲ代表スルコトヲ妨ゲズ

第三節　会社ノ外部ノ関係

第三百六十九条　業務ヲ執行スル社員ハ各自会社ヲ代表ス但シ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ業務執行社員中特ニ会社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第三百七十条　会社ハ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ数人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ会社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第百十九条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十一条　第百二十条ノ規定ハ会社ヲ代表スベキ社員ニ之ヲ適用ス

第三百七十二条　第百二十一条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス

第三百七十三条　会社ガ社員ニ対シ又ハ社員ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テ其ノ訴ニ付会社ヲ代表スベキ社員ナキトキハ他ノ社員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百七十四条　会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルトキハ各社員連帯シテ其ノ弁済ノ責ニ任ズ

会社財産ニ対スル強制執行ガ其ノ効ヲ奏セザルトキ亦前項ニ同ジ

前項ノ規定ハ社員ガ会社ニ弁済ノ資力アリ且執行ノ容易ナルコトヲ証明シタルトキハ之ヲ適用セズ

第三百七十五条　社員ハ会社ニ属スル抗弁ヲ以テ会社ノ債権者ニ対抗スルコトヲ得

会社ガ其ノ債権者ニ対シ相殺権、取消権又ハ解除権ヲ有スル場合ニ於テハ社員ハ其ノ者ニ対シ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得

第三百七十六条　会社ノ成立後加入シタル社員ハ其ノ加入前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負フ

第三百七十七条　社員ニ非ザル者ニ自己ヲ社員ナリト誤認セシムベキ行為アリタルトキハ其ノ者ハ誤認ニ基キテ会社ト取引ヲ為シタル者ニ対シ社員ト同一ノ責任ヲ負フ

第四節　社員ノ退社

第三百七十八条　定款ヲ以テ会社ノ存立時期ヲ定メザリシトキ又ハ或社員ノ終身間会社ノ存続スベキコトヲ定メタルトキハ各社員ハ営業年度ノ終ニ於テ退社ヲ為スコトヲ得但シ六月以前ニ其ノ予告ヲ為スコトヲ要ス

会社ノ存立時期ヲ定メタルト否ト問ハズ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ各社員ハ何時ニテモ退社ヲ為スコトヲ得

第三百七十九条　前条及第三百八十四条第一項ニ定ムル場合ノ外社員ハ左ノ事由ニ因リテ退社ス

一　定款ニ定メタル事由ノ発生

二　総社員ノ同意

三　死亡

四　破産

五　禁治産

六　除名

第三百八十条　社員ニ付左ノ事由アルトキハ会社ハ他ノ社員ノ過半数ノ同意ヲ以テ其ノ社員ノ除名又ハ業務執行権若ハ代表権ノ喪失ノ宣告ヲ法院ニ請求スルコトヲ得

一　出資ノ義務ヲ履行セザルコト

二　第三百六十七条第一項ノ規定ニ違反シタルコト

三　業務ヲ執行スルニ当リ不正ノ行為ヲ為シ又ハ権利ナクシテ業務ノ執行ニ干与シタルコト

四　会社ヲ代表スルニ当リ不正ノ行為ヲ為シ又ハ権利ナクシテ会社ヲ代表シタルコト

五　其ノ他重要ナル義務ヲ尽サザルコト

社員ガ業務ヲ執行シ又ハ会社ヲ代表スルニ著シク不適任ナルトキハ会社ハ前項ノ規定ニ従ヒ其ノ社員ノ業務執行権又ハ代表権ノ喪失ノ宣告ヲ請求スルコトヲ得

社員ノ除名又ハ業務執行権若ハ代表権ノ喪失ノ判決確定

シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百三条ノ規定ハ第一項及第二項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百八十一条　除名セラレタル社員ト会社トノ間ノ計算ハ除名ノ訴ヲ提起シタル時ニ於ケル会社財産ノ状況ニ従ヒテ之ヲ為シ且其ノ時ヨリ法定利息ヲ付スルコトヲ要ス

第三百八十二条　退社員ハ労務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的ト為シタルトキト雖モ其ノ持分ノ払戻ヲ受クルコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百八十三条　社員ノ持分ノ差押ハ社員ガ将来利益ノ配当及持分ノ払戻ヲ請求スル権利ニ対シテモ亦其ノ効力ヲ有ス

第三百八十四条　社員ノ持分ヲ差押ヘタル債権者ハ営業年度ノ終ニ於テ其ノ社員ヲ退社セシムルコトヲ得但シ会社及其ノ社員ニ対シ六月以前ニ其ノ予告ヲ為スコトヲ要ス前項但書ノ予告ハ社員ガ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第三百八十五条　会社ノ商号中ニ退社員ノ氏又ハ氏名ヲ用ヒタルトキハ退社員ハ其ノ氏又ハ氏名ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第三百八十六条　退社員ハ本店ノ所在地ニ於テ退社ノ登記ヲ為ス前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付責任ヲ負フ

前項ノ責任ハ前項ノ登記後二年以内ニ請求又ハ請求ノ予告ヲ為サザル会社ノ債権者ニ対シテハ登記後二年ヲ経過シタルトキ消滅ス

前二項ノ規定ハ持分ヲ譲渡シタル社員ニ之ヲ準用ス

第五節　解散並ニ設立ノ無効及取消

第三百八十七条　会社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　第二百七十八条第一項、第三号、第五号及第六号ニ掲グル事由

二　総社員ノ同意

三　社員ガ一人ト為リタルコト

第三百八十八条　第二百八十一条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス

第三百八十九条　会社ガ存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ発生又ハ総社員ノ同意ニ因リテ解散シタル場合ニ於テハ社員ノ全部又ハ一部ノ同意ヲ以テ会社ヲ継続スルコトヲ得但シ同意ヲ為サザリシ社員ハ退社シタルモノト看做ス

第三百八十七条第三号ノ場合ニ於テハ新ニ社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資会社ト為スコトヲ得

第二百八十二条第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十条　会社ガ合併ヲ為スニハ総社員ノ同意アルコトヲ要ス

第三百九十一条　合併ヲ為ス会社ノ一方ガ株式会社ナルトキ又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ガ株式会社ナルトキハ合名会社ニ於テハ総社員ノ同意ヲ得テ合併契約書ヲ作ルコトヲ要ス

第二百八十四条及第二百八十五条ノ規定ハ前項ノ合併契約書ニ之ヲ準用ス

第三百九十二条　会社ガ合併ヲ為シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ合併後存続スル会社ニ付テハ変更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル会社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ第三百五十八条第一項ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百九十三条　合併ノ無効ノ訴ハ各会社ノ社員、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債権者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

シメテ会社ヲ継続スルコトヲ得

第三百九十四条　第二百八十九条、第二百九十条、第二百九十一条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十三条乃至第二百九十六条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス

第百三条、第百四条第二項乃至第四項、第百六条及第二百五十条第三項ノ規定ハ合併無効ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百九十五条　已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ各社員ハ会社ノ解散ヲ法院ニ請求スルコトヲ得

第百三条及第百六条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十六条　合名会社ハ総社員ノ同意ヲ以テ或社員ヲ有限責任社員ト為シ又ハ新ニ有限責任社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資会社ト為スコトヲ得

前項ノ規定ハ第三百八十九条第二項ノ規定ニ依リ会社ヲ継続スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十七条　合名会社ガ前条ノ規定ニ依リ其ノ組織ヲ変更シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ合名会社ニ付テハ解散ノ登記、合資会社ニ付テハ第四百二十六条第一項ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百九十八条　第三百九十六条第一項ノ場合ニ於テ従前ノ社員ニシテ有限責任社員ト為リタル者ハ本店ノ所在地ニ於テ前条ノ登記ヲ為ス前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付テハ無限責任社員ノ責任ヲ免ルルコトナシ

第三百八十六条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百九十九条　会社設立ノ無効ノ訴ハ社員ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第百三条、第百四条第三項第四項、第百六条、第二百九十三条、第二百九十五条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条及第三百条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第四百条　設立ヲ無効トスル判決ガ確定シタル場合ニ於テ其ノ無効ノ原因ガ或社員ノミニ付存スルトキハ第三百条ノ規定ニ拘ラズ他ノ社員ノ一致ヲ以テ会社ヲ継続スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ無効ノ原因ノ存スル社員ハ退社ヲ為シタルモノト看做ス

第三百八十九条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百一条　会社ノ設立ノ取消ハ訴ヲ以テノミ之ヲ請求スルコトヲ得

第四百二条　社員ガ其ノ債権者ヲ害スルコトヲ知リテ会社ヲ設立シタルトキハ債権者ハ其ノ社員及会社ニ対スル訴ヲ以テ会社ノ設立ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

第四百三条　前二条ノ訴ハ会社成立ノ日ヨリ二年以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第百三条、第百四条第三項第四項、第百六条、第二百九十五条、第二百九十九条、第三百条及第四百条ノ規定ハ前二条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六節　清　算

第四百四条　第三百一条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス

第四百五条　解散ノ場合ニ於ケル会社財産ノ処分方法ハ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ解散ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ会社ガ解散ヲ命ズル裁判又ハ社員ガ一人ト為リタルコトニ因リ解散シタル場合ニ之ヲ適用セズ

第二百四十六条第一項、第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者アルトキハ其ノ者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第四百六条　会社ガ前条第三項ノ規定ニ違反シテ其ノ財産

ヲ処分シタルトキハ会社ノ債権者ハ訴ヲ以テ其ノ処分ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ処分ガ会社ノ債権者ヲ害セザルモノナルトキ又ハ其ノ処分ニ因リテ利益ヲ受ケタル者若ハ転得者ガ其ノ処分若ハ転得ノ当時善意ナリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ訴ハ債権者ガ取消ノ原因タル事実ヲ知リタル時ヨリ一年、処分ノ時ヨリ十年以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第四百七条　第百三条ノ規定ハ前条第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第四百八条　第四百六条ノ規定ニ依リテ為シタル取消ハ総債権者ノ利益ノ為ニ其ノ効力ヲ生ズ

第四百九条　会社ガ第四百五条第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財産ヲ処分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ会社ニ対シ其ノ持分ニ相当スル金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前三条ノ規定ヲ準用ス

第四百十条　第四百五条第一項ノ規定ニ依リテ会社財産ノ処分方法ヲ定メザリシトキハ第四百十一条乃至第四百十九条ノ規定ニ従ヒテ清算ヲ為スコトヲ要ス

第四百十一条　業務執行社員ハ清算人ト為ル但シ社員ノ過半数ヲ以テ別ニ清算人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十二条　会社ガ解散ヲ命ズル裁判又ハ社員ガ一人ト為リタルコトニ因リテ解散シタルトキハ法院ハ利害関係人若ハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ選任ス

第四百十三条　清算人ハ弁済期ニ拘ラズ社員ヲシテ出資ヲ為サシムルコトヲ得

第三百十六条但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百十四条　清算人ガ会社ノ営業ノ全部又ハ一部ヲ譲渡スルニハ社員ノ過半数ノ同意アルコトヲ要ス

第四百十五条　清算人ハ退職ノ後遅滞ナク会社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借対照表ヲ作リ之ヲ社員ニ交付スルコトヲ要ス

清算人ハ社員ノ請求ニ因リ毎月清算ノ状況ヲ報告スルコトヲ要ス

第四百十六条　社員ガ選任シタル清算人ハ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得此ノ解任ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

重要ナル事由アルトキハ法院ハ利害関係人ノ請求ニ因リ

清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四百十七条　清算人ノ任務ガ終了シタルトキハ清算人ハ遅滞ナク計算ヲ為シテ各社員ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス前項ノ計算ニ対シ社員ガ一月以内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十八条　清算ガ結了シタルトキハ清算人ハ前条ノ承認アリタル後本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ清算結了ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第四百十九条　第三百三条、第三百五条乃至第三百八条、第三百十四条、第三百十七条及第三百十九条ノ規定ハ合名会社ニ之ヲ準用ス

第百十一条第二項、第百十七条、第百二十条第二項、第百二十一条、第百二十六条、第三百六十八条、第三百六十九条及第三百七十条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第四百二十条　会社ノ帳簿並ニ其ノ営業及清算ニ関スル重要書類ハ第四百五条ノ場合ニ在リテハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ為シタル後、其ノ他ノ場合ニ在リテハ清算結了ノ登記ヲ為シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其ノ保存者ハ社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ定ム

第三百二十三条第二項ノ規定ハ前項ノ書類ニ之ヲ準用ス

第四百二十一条　社員ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ相続人数人アルトキハ清算ニ関シテ社員ノ権利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

第四百二十二条　第三百七十四条ニ定ムル社員ノ責任ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ為シタル後五年以内ニ請求又ハ請求ノ予告ヲ為サザル会社ノ債権者ニ対シテハ登記後五年ヲ経過シタルトキ消滅ス

前項ノ期間経過ノ後ト雖モ分配セザル残余財産仍存スルトキハ会社ノ債権者ハ之ニ対シテ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得

第四章　合資会社

第四百二十三条　合資会社ハ有限責任社員ト無限責任社員トヲ以テ之ヲ組織ス

第四百二十四条　合資会社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外合名会社ニ関スル規定ヲ準用ス

第四百二十五条　合資会社ノ定款ニハ第三百五十七条ニ掲グル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス

有限責任社員ニ付テハ登記シタル事項ノ公告ニハ其ノ員数及出資ノ総額ノミヲ掲グ変更ノ登記アリタルトキ亦同ジ

第四百二十六条　合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ第三百五十八条第一項ニ掲グル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス

有限責任社員ニ付テハ登記シタル事項ノ公告ニハ其ノ員数及出資ノ総額ノミヲ掲グ変更ノ登記アリタルトキ亦同ジ

第四百二十七条　有限責任社員ハ金銭其ノ他ノ財産ノミヲ以テ其ノ出資ノ目的ト為スコトヲ得

第四百二十八条　各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ会社ノ業務ヲ執行スル権利ヲ有シ義務ヲ負フ

無限責任社員数人アルトキハ会社ノ業務執行ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第四百二十九条　支配人ノ選任及解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキ雖モ無限責任社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第四百三十条　有限責任社員ハ営業年度ノ終ニ於テ営業時間内ニ限リ会社ノ財産目録及貸借対照表ノ閲覧ヲ求メ且会社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ有限責任社員ハ何時ニテモ法院ノ許可ヲ得テ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

第四百三十一条　有限責任社員ハ無限責任社員全員ノ承諾アルトキハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得持分ノ譲渡ニ伴ヒ定款ノ変更ヲ生ズルトキト雖モ亦同ジ

第四百三十二条　有限責任社員ガ自己若ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為シ又ハ同種ノ営業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員若ハ取締役ト為ルニハ他ノ社員ノ承諾アルコトヲ要セズ

第四百三十三条　有限責任社員ハ会社ノ業務ヲ執行シ又ハ会社ヲ代表スルコトヲ得ズ

第四百三十四条　有限責任社員ハ其ノ出資ノ価額ヲ限度トシテ会社ノ債務ヲ弁済スル責ニ任ズ但シ既ニ会社ニ対シ履行ヲ為シタル出資ノ価額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ適用ニ付テハ会社ニ利益ナキニ拘ラズ配当ヲ受ケタル金額ハ之ヲ控除シテ其ノ出資ノ価額ヲ定ム

第四百三十五条　有限責任社員ハ出資ノ減少後ト雖モ本店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為ス前ニ生ジタル会社ノ債務ニ付テハ従前ノ責任ヲ免ルルコトナシ

戒スルコトヲ要ス

第四百二十六条　合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ第三百五十八条第一項ニ掲グル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス

有限責任社員ニ付テハ登記シタル事項ノ公告ニハ其ノ員数及出資ノ総額ノミヲ掲グ変更ノ登記アリタルトキ亦同ジ

第四百二十七条　有限責任社員ハ金銭其ノ他ノ財産ノミヲ以テ其ノ出資ノ目的ト為スコトヲ得

第四百二十八条　各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ会社ノ業務ヲ執行スル権利ヲ有シ義務ヲ負フ

無限責任社員数人アルトキハ会社ノ業務執行ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第四百二十九条　支配人ノ選任及解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキ雖モ無限責任社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第四百三十条　有限責任社員ハ営業年度ノ終ニ於テ営業時間内ニ限リ会社ノ財産目録及貸借対照表ノ閲覧ヲ求メ且会社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ有限責任社員ハ何時ニテモ法院

第三百八十六条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百二十六条　有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員ナリト誤認セシムベキ行為アリタルトキハ其ノ社員ハ誤認ニ基キテ会社ト取引ヲ為シタル者ニ対シ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ負フ

前項ノ規定ハ有限責任社員ニ其ノ責任ノ限度ヲ誤認セシムベキ行為アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百二十七条　第三百七十六条ノ規定ハ有限責任社員ガ無限責任社員ト為リタル場合、第三百八十六条ノ規定ハ無限責任社員ガ有限責任社員ト為リタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百三十八条　有限責任社員ガ死亡シタルトキハ其ノ相続人之ニ代リテ社員ト為ル

第五十六条ノ規定ハ死亡シタル有限責任社員ノ相続人数人アル場合ニ之ヲ準用ス

有限責任社員ハ禁治産ノ宣告ヲ受クルモ之ニ因リテ退社セズ

第四百三十九条　合資会社ハ無限責任社員又ハ有限責任社員ノ全員ガ退社シタルトキハ解散ス但シ残存スル社員ノ一致ヲ以テ新ニ無限責任社員又ハ有限責任社員ヲ加入セシメテ会社ヲ継続スルコトヲ妨ゲズ

有限責任社員ノ全員ガ退社シタル場合ニ於テハ無限責任社員ノ一致ヲ以テ合名会社トシテ会社ヲ継続スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ合資会社ニ付テハ解散ノ登記、合名会社ニ付テハ第三百五十八条第一項ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第四百四十条　合資会社ハ総社員ノ同意ヲ以テ其ノ組織ヲ変更シテ之ヲ合名会社ト為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条第三項ノ規定ヲ準用ス

第四百四十一条　業務執行社員ハ清算人ト為ル但シ無限責任社員ノ過半数ヲ以テ別ニ清算人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百四十二条　前条但書ノ規定ニ依リテ選任シタル清算人ノ解任ハ無限責任社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第五章　罰　則

第四百四十三条　発起人、取締役、監査役、第百十五条第二項、第百三十条第一項、第百三十二条第一項若ハ第百

三十九条ノ職務代行者若ハ支配人又ハ検査役ハ左ノ場合ニ於テハ五年以下ノ徒刑又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

一　会社ノ設立又ハ資本増加ノ場合ニ於テ株式総数ノ引受、株金ノ払込若ハ現物出資ノ給付ニ付又ハ第十五条第一項第四号乃至第八号若ハ第二百十五条第二号、第三号ニ掲グル事項ニ付法院又ハ総会ニ対シ不実ノ申述ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

二　何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ会社ノ計算ニ於テ不正ニ其ノ株式ヲ取得シ又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

三　法令又ハ定款ノ規定ニ違反シテ利益又ハ利息ノ配当ヲ為シタルトキ

四　会社ノ営業ノ範囲外ニ於テ投機取引ノ為ニ会社財産ヲ処分シタルトキ

第四百四十四条　発起人、取締役、監査役、第百十五条第二項、第百三十条第一項、第百三十二条第一項若ハ第百三十九条ノ職務代行者、支配人又ハ株式若ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル者株式又ハ社債ノ募集ニ当リ重要ナル事項ニ付不実ノ記載アル株式申込証、社債申込証、目論見書其ノ他株式又ハ社債ノ募集ニ関スル文書ヲ頒布シ又ハ重要ナル事項ニ付虚偽ノ広告ヲ為シタルトキハ五年以下ノ徒刑又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第四百四十五条　前二条ノ徒刑ト罰金トハ之ヲ併科スルコトヲ得

第四百四十六条　発起人、取締役、監査役、検査役、清算人、整理委員、監督員、第二百七十二条第一項ノ管理人、監査委員、社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社其ノ事務ノ承継者、社債権者集会ノ代表者、其ノ決議ヲ執行スル者又ハ第百十五条第二項、第百三十条第一項、第百三十二条第一項、第百三十九条若ハ第三百二十四条ノ職務代行者、会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テハ五千円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　本定ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二　本定ニ定ムル公告若ハ通知ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若ハ通知ヲ為シタルトキ

三　本法ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ

四　本法ニ定ムル検査又ハ調査ヲ妨ゲタルトキ

五　官署、総会、社債権者集会又ハ債権者集会ニ対シ不

実ノ申述ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

六　第二十二条第二項、第百六十二条第二項、第二百十七条、第二百二十七条第一項又ハ第二百三十三条第一項ノ規定ニ違反シテ株式申込証又ハ社債申込証ヲ作ラズ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ

七　第四十二条第二項又ハ第二百三十七条第二項ノ規定ニ違反シテ株式ノ引受ニ因ル権利ノ譲渡ヲ為シタルトキ

八　正当ノ事由ナクシテ株券ノ名義書換ヲ為サザルトキ

九　第六十五条ノ規定ニ違反シテ株式失効ノ手続又ハ株式若ハ質権ノ処分ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

十　第六十六条第一項ノ規定ニ違反シテ株式ノ消却ヲ為シタルトキ

十一　株券又ハ債券ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ

十二　第八十条第一項又ハ第二百三十八条第一項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ発行シタルトキ

十三　第八十二条第一項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ無記名式ト為シタルトキ

十四　第八十九条ノ規定又ハ第百五十六条ノ第三項ノ規定ニ依ル法院ノ命令ニ違反シテ株主総会ヲ招集セズ又ハ定款ニ定メタル地以外ノ地ニ於テ若ハ第八十八条第一項ノ規定ニ違反シテ株主総会ヲ招集シタルトキ

十五　法律又ハ定款ニ定メタル取締役又ハ監査役ノ員数ヲ欠クニ至リタル場合ニ於テ其ノ選任手続ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

十六　定款、株主名簿、社債原簿、議事録、財産目録、貸借対照表、営業報告書、事務報告書、損益計算書、準備金及利益若ハ利息ノ配当ニ関スル議案、株主表、決算報告書、第三百三十八条ノ調査書又ハ商人通法第二十三条第一項ノ帳簿ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ

十七　第百二十三条第一項、第百四十一条第一項又ハ第三百二十四条ノ規定ニ違反シテ帳簿又ハ書類ヲ備置カザルトキ

十八　第百四十九条又ハ第百五十条ノ規定ニ違反シテ準備金ヲ積立テズ又ハ之ヲ使用シタルトキ

十九　第百五十八条ノ規定ニ違反シテ社債ヲ募集シ又ハ旧社債ノ償還ヲ為サザルトキ

シタルトキ

二十一　第二百四十五条、第二百四十六条、第二百九十一条第一項、第三百九十四条第一項又ハ第四百五条第三項ノ規定ニ違反シテ資本ノ減少、合併又ハ会社財産ノ処分ヲ為シタルトキ

二十二　第二百五十七条、第三百二十六条、第三百三十一条又ハ第三百五十二条第一項ノ規定ニ依ル法院ノ財産保全ノ処分ニ違反シタルトキ

二十三　第三百十九条若ハ第四百十九条第一項ノ規定ニ違反シテ破産ノ申立ヲ為スコトヲ怠リ又ハ第三百二十五条第二項ノ規定ニ違反シテ特別清算開始ノ申立ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二十四　法院ノ選任シタル管理人又ハ清算人ニ事務ノ引渡ヲ為サザルトキ

二十五　清算ノ結了ヲ遅延セシムル目的ヲ以テ第三百十一条第一項又ハ第四百五条第二項ノ期間ヲ不当ニ定メタルトキ

二十六　第三百十三条又ハ第三百三十二条ノ規定ニ違反シテ債務ノ弁済ヲ為シタルトキ

違反シテ会社財産ヲ分配シタルトキ

二十八　第三百四十条第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第四百四十七条　第四百四十三条、第四百四十四条又ハ前条ニ掲グル者ガ法人ナルトキハ本章ノ罰則ハ其ノ行為ヲ為シタル取締役其ノ他業務ヲ失効スル役員若ハ社員又ハ支配人ニ之ヲ適用ス

第四百四十八条　第七条第一項ノ設立委員ハ本章ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ発起人ト看做ス

付　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（康徳四年勅令第三二五号ヲ以テ同年十二月一日ヨリ施行）

＊満州司法協会編・新制定満州帝国六法（昭和一七年）を底本とする。旧漢字を新漢字とした。